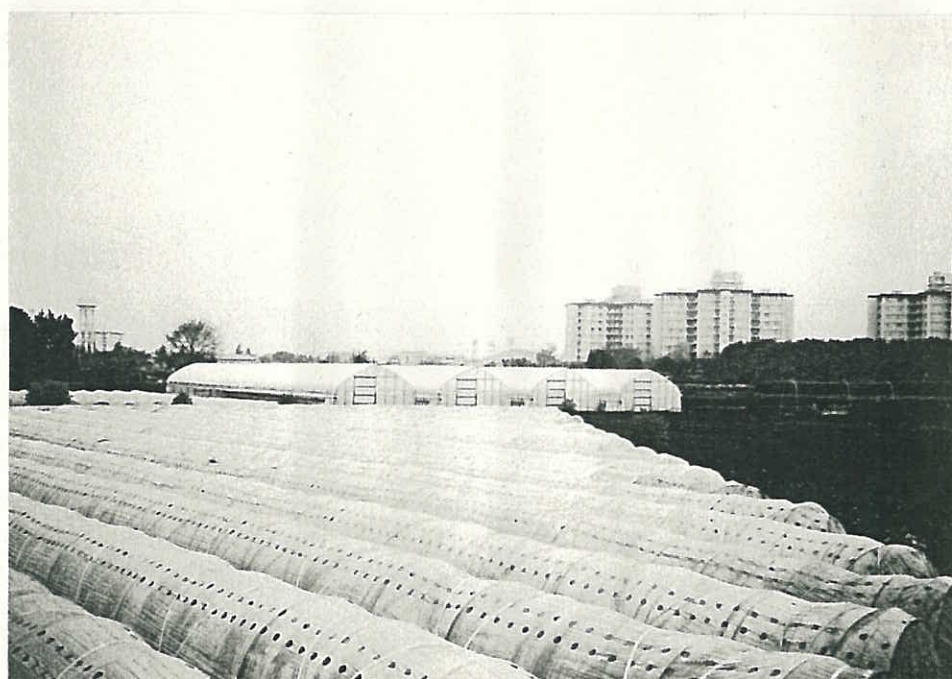


武蔵村山市第2次農業振興計画

市民の豊かな生活を彩る 魅力あふれる武蔵村山農業



平成20年3月

武 蔵 村 山 市

武蔵村山市第2次農業振興計画の策定にあたって

21世紀に入り、わが国の農業は、輸入農産物などによる農産物価格の低迷や食料自給率の低下、農業従事者の高齢化と農業後継者不足など多くの課題に直面しています。

武蔵村山市の農業においても、都市化の進行と相続等に伴う農地の減少、高齢による廃業や規模縮小など、農業を取り巻く営農環境は、年々厳しさを増しています。



しかしながら、このような中でも市内の農家は、新鮮で安全・安心な農産物を市民の食卓に供給するという熱意を持って農業に従事されています。また、緑豊かな農地は、農業生産の場という機能ばかりではなく、緑地機能や防災機能、そして市民に潤いや安らぎを与えるなど、市民の生活環境や景観形成に多くの役割を果たしています。

一方、食の安全・安心、地産地消、環境に配慮した農業などに対する市民の関心も高まっており、今後は、市民生活に密着した農業が求められ、意欲ある農業後継者を中心に農業経営を支援し、農地を保全しながら消費者の期待にこたえる農業施策を推進していくことが重要であります。

このような状況を踏まえて、「食料・農業・農村基本法」に規定された「都市農業は、消費地に近い特性を生かし、都市住民の需要に即した農業生産の振興を図る」ため、「市民の豊かな生活を彩る 魅力あふれる武蔵村山農業」を本市の将来像に設定し、それを実現する内容といたしまして「生産の基本となる農地の保全」「魅力ある農業経営の推進」「農とふれあいのあるまちづくりの推進」の3つを柱とする「武蔵村山市第2次農業振興計画」を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、農業関係者の皆さんはもちろんのこと、市民の皆さんの御協力を得ながら事業の展開を図ってまいります。

最後に、本振興計画の策定にあたり、御尽力いただきました農業振興計画策定検討委員会の皆様、並びにアンケートにお答えいただきました農業者、市民の方がた、またヒアリングで貴重な意見をいただいた関係皆さまに厚くお礼申し上げます。

平成20年3月

武蔵村山市長

目 次

第1章 計画の目的と位置付け	1
1 計画の目的	3
2 計画の期間	3
3 計画の性格と関連計画との関係	4
第2章 武蔵村山市農業の現状と課題	7
1 武蔵村山市の概況	9
2 武蔵村山市農業の現状	12
3 市民交流	25
4 農家意向調査・市民意識調査・団体ヒアリング	27
5 平成18年農家意向調査の今後の施策にいて	28
6 武蔵村山市農業の課題	29
7 武蔵村山市農業の現状と課題一覧	33
第3章 武蔵村山市農業の将来像	37
1 武蔵村山市農業の特徴	39
2 将来像	39
3 基本方針	40
4 施策の体系	41
第4章 武蔵村山市農業振興計画の内容	43
1 生産の基本となる農地の保全	45
2 魅力ある農業経営の推進	51
3 農とふれあいのあるまちづくりの推進	72
4 武蔵村山市農業振興計画施策一覧	82
第5章 農業振興計画の実現に向けて	95
1 計画推進体制の確立	97
2 農業支援体制の強化	97
3 計画実現に向けた各主体の役割	98
4 計画推進の役割と連携	99

第6章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	101
1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	103
2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、 農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの 効率的かつ安定的な農業経営の指標	106
3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対す る農用地の利用の集積に関する目標	111
4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	113
5 遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項	123
6 特定法人貸付事業に関する事項	125
7 その他	125
別紙1（4の1の（1）才関係）	126
別紙2（4の1の（2）関係）	127
 付 属 資 料 編	 133
1 武蔵村山市農業振興計画策定検討委員会設置要綱	135
2 武蔵村山市農業振興計画策定検討委員会委員名簿	136
3 武蔵村山市農業振興計画策定検討委員会会議経過	137
4 用語解説	139

第1章 計画の目的と位置付け

第1章 計画の目的と位置付け

1 計画の目的

本市は、平成10年3月に農業振興計画を策定し、市の農業振興施策の基本的方向を示す役割を果たしてきたが、策定後10年を経過し、武蔵村山市農業だけではなく、日本の農業を取り巻く環境は大きく変化している。他方で、このような環境変化に対応するために、「農業基本法」の見直しが行われ、平成11年7月に制定された食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）は、食料の安定供給とともに、農業の多面的機能の発揮に向けた農業・農村の持続的な発展に力点を置き、特に、この法律では、国の施策が及ぶことが少なかった都市農業の振興を、国の責務として明記したことが特徴であり、都市農業の役割はこれまで以上に重要になっている。同時に、この法律は、行政の責務だけではなく、農業者及び農業団体の努力、消費者の役割も定めている。

また、農業従事者の高齢化や遊休農地の増加を改善するために、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の改正が行われ、法人による遊休農地活用など、新たな農地保全や農業振興の仕組みづくりが求められている。

本計画は、このような状況を踏まえて、農業振興計画を改定し、農業者、市民、行政の協働による新たな農業振興の方向を示すために策定するものである。

2 計画の期間

本計画の期間は、平成20年度（2008年度）から平成29年度（2017年度）までの10年間とする。なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化に応じて、適宜必要な見直しを行う。

3 計画の性格と関連計画との関係

本計画は、農業者、農業者団体、市民、行政等がそれぞれの役割を果たし、相互に協力し合い実現を図るものである。そのため、農業者、市民等が本市の農業を発展させるための指針という性格とする。また、以下の計画等の整合、連携を図り、策定するものである。

(1) 食料・農業・農村基本法における位置付け

食料・農業・農村基本法は、国が都市農業の振興施策を講ずることや農業振興に対する市町村の責務を明確にするとともに、食料自給率の目標を設定した食料・農業・農村基本計画を定めるものとしている。本計画は、この法律に基づく食料・農業・農村基本計画として位置付けるものである。

(2) 農業経営基盤強化促進法の農業基本構想としての位置付け

本計画中の第6章は、「農業経営基盤強化促進法」の農業基本構想としての位置付け、農業者の農業経営改善計画の策定の支援と、認定農業者の適用に加え、法改正により生産緑地地区で適用になった利用権設定等促進事業及び農作業の受委託を促進するものである。

(3) 東京農業振興プランとの連携

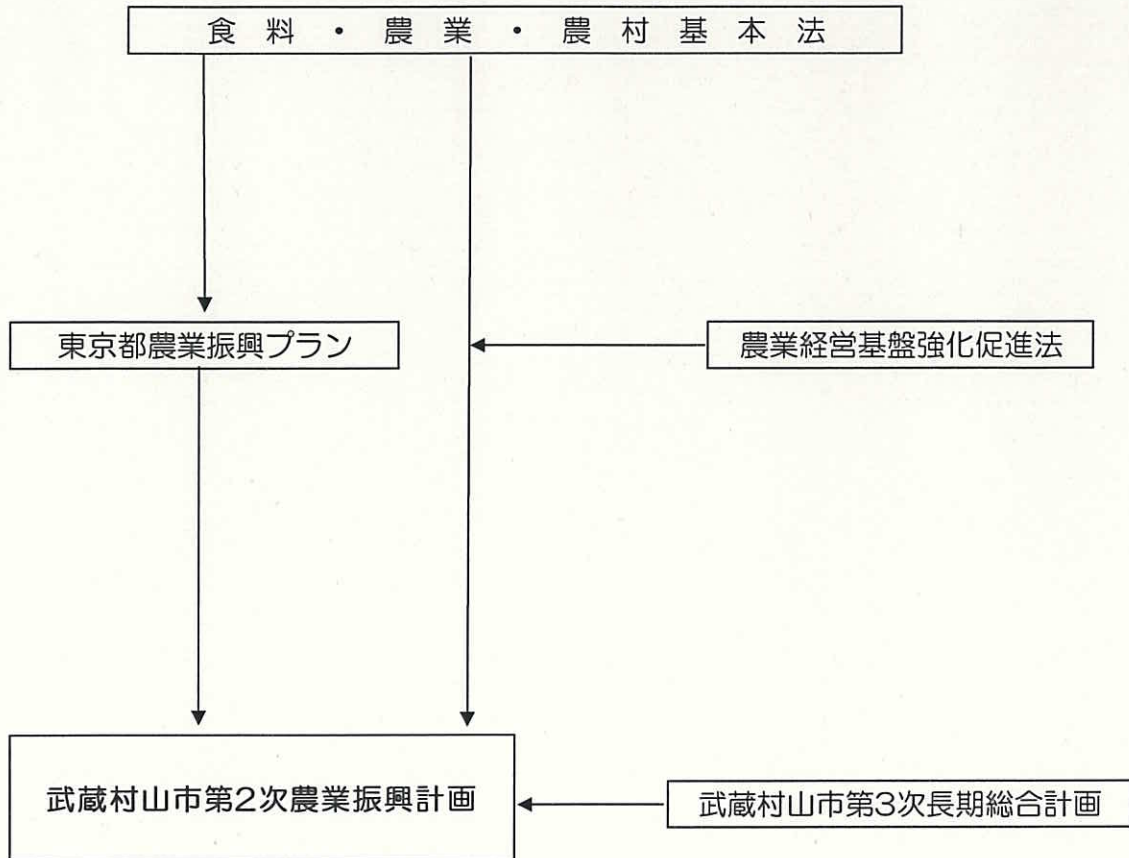
東京都では、平成13年12月に「東京都農業振興プラン」を改定している。このプランは、東京農業の可能性を切り拓き、魅力ある産業としての東京農業を振興する方向を明らかにし、今後の施策展開を示している。

本計画は、「東京都農業振興プラン」を踏まえるとともに、連携して施策展開を図るものとする。

(4) 武蔵村山市第3次長期総合計画等との整合

本計画は、武蔵村山市第3次長期総合計画（平成13年度～平成22年度）を上位計画とし、農業関係分野を担う基本計画として位置付け、武蔵村山市まちづくり基本方針等の関連計画との整合を図るものである。

農業振興計画と他の計画の関係



第2章 武蔵村山市農業の現状と課題

第2章 武蔵村山市農業の現状と課題

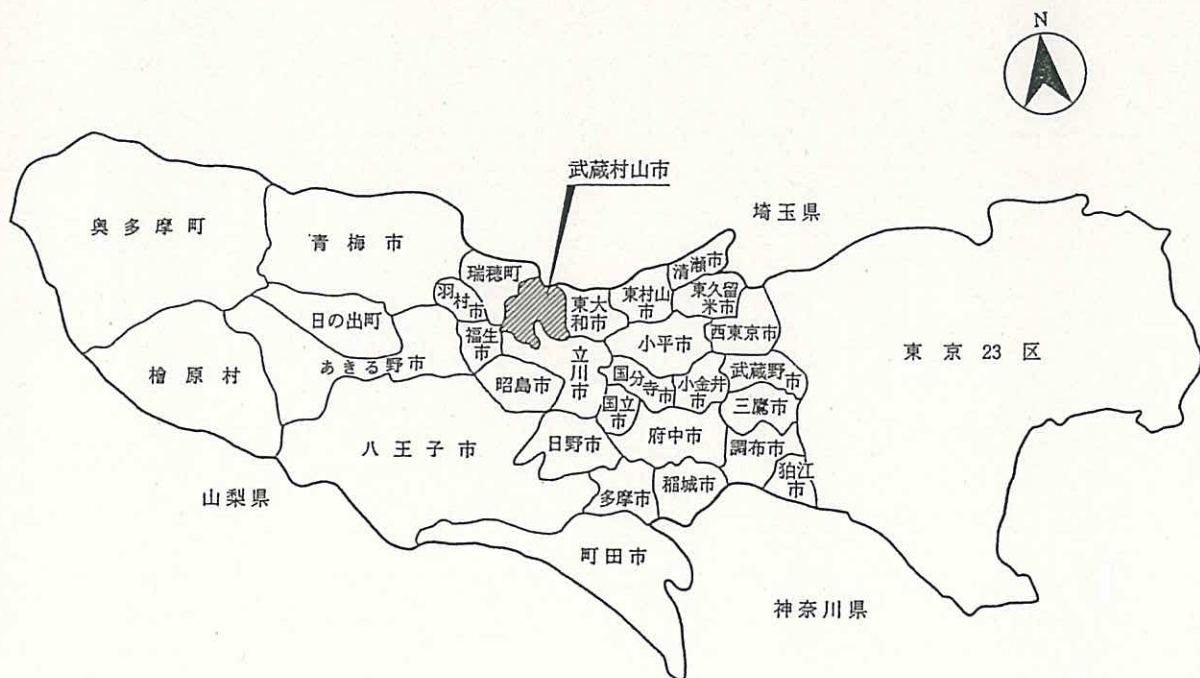
1 武蔵村山市の概況

(1) 位置

本市は、東京都のほぼ中央北部、東経 139 度 23 分 24 秒、北緯 35 度 45 分 05 秒に位置し、東は東大和市、南は立川市、西は福生市、瑞穂町、北は埼玉県所沢市にそれぞれ接している。

広がりには東西に 5.20 km、南北に 4.65 km で、面積は 15.37k m²である。

武蔵村山市の位置



(2) 地 勢

本市は、おおむね北高東低の平坦地(標高 100m~120m)で、北部に連なる自然に恵まれた狭山丘陵を背景に、武蔵野台地が一望のもとに広がっている。

市内には、武蔵野の面影を色濃く残す雑木林も残っており、東京都心から比較的近い地理条件にもかかわらず、豊かな自然が残されている。気候は温暖で、降雪はほとんどみられない。

河川は、多摩川の支流としての残堀川と荒川の支流としての空堀川の二つの水系に属している。

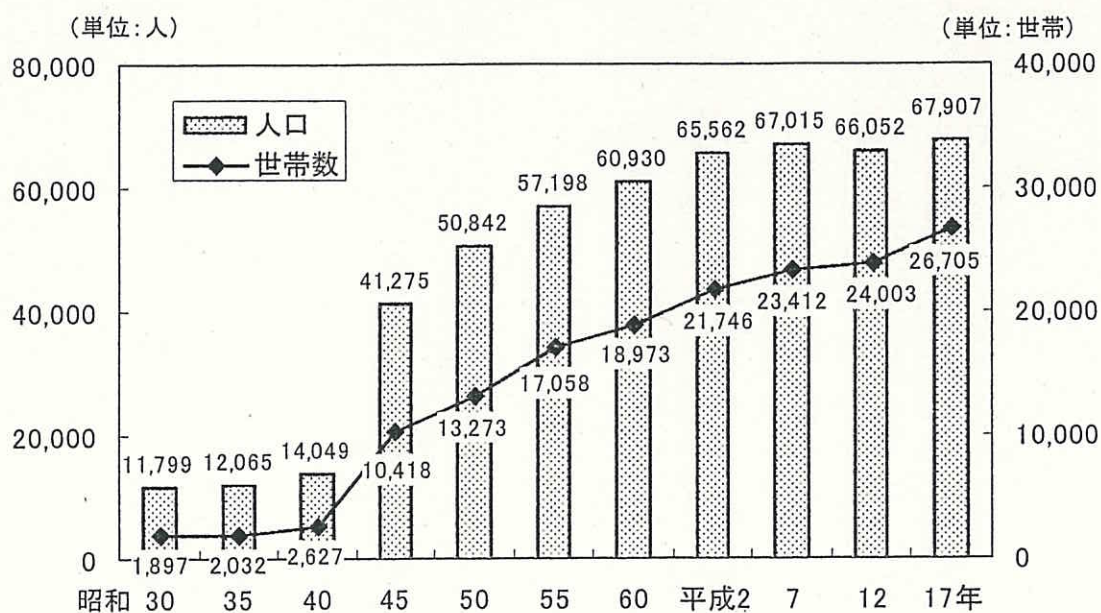
(3) 人口・世帯数の動向

本市の人口及び世帯数は、平成17年10月現在時点（住民基本台帳＋外国人登録）で、人口が67,907人、世帯数が26,705世帯となっている。

昭和30年以降の人口の推移をみると、昭和40年までは微増であるが、昭和40年～45年にかけては都営村山団地の建設などにより急激に増加している。

その後、平成7年以降、一時的に人口は減少傾向に、世帯数は増加傾向となったが、平成16年から人口も増加傾向に転じている。

人口・世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

なお、平成17年は10月1日住民登録者数＋外国人登録者数

(4) 土地利用の推移

本市は、平成19年3月31日現在、都市計画区域は1,537haで、市街化区域は1,171ha、市街化調整区域は366ha指定されている。

平成18年現在の土地利用は、宅地利用が42.8%、農地が14.3%となっている。

近年の土地利用の推移をみると、相続に伴う農地売却や宅地等による農地の転用が増加し、農地面積は10年前と比較し約46haも減少している。

都市計画区域区分（平成19年3月31日現在）

	面積（ha）	割合（％）
総数	1,537.0	100.0
市街化区域	1,171.0	76.2
市街化調整区域	366.0	23.8

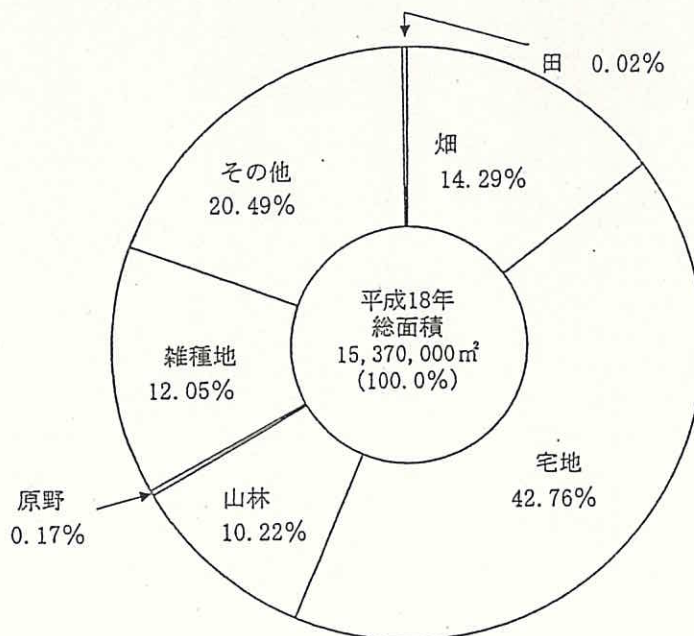
（資料：まちづくり課）

平成18年地目別土地面積

（単位：㎡）

総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
15,370,000	3,458	2,196,428	6,572,355	1,570,232	25,580	1,852,288	3,149,659

（資料：課税課）



（5）市街地の形成と農地の減少

本市における市街地の形成は、古くから発展してきた青梅街道沿いに形成されていた集落が始まりである。

近年においては、工業地域への工場の進出、都営村山団地やグリーントウン武蔵村山などの集団住宅の建設、また、大規模量販店や自動車販売店の出店などにより急速に都市化が進行したが、平成18年現在、市街化区域内にはなお158ha（市街化区域面積の13.5%）の農地が残されている。

2 武蔵村山市農業の現状

(1) 農家の状況

ア 農家戸数の推移

平成 17 年現在の本市の総農家戸数は 382 戸で、販売農家は 191 戸、自給的農家は 191 戸で、平成 7 年の総農家数 436 戸と比較すると、10 年間で 54 戸の 12.4% の減少である。

販売農家の減少と自給的農家の増加については、農業者の高齢化や相続による経営規模の縮小等で、自給的な経営に移行したものと考えられる。

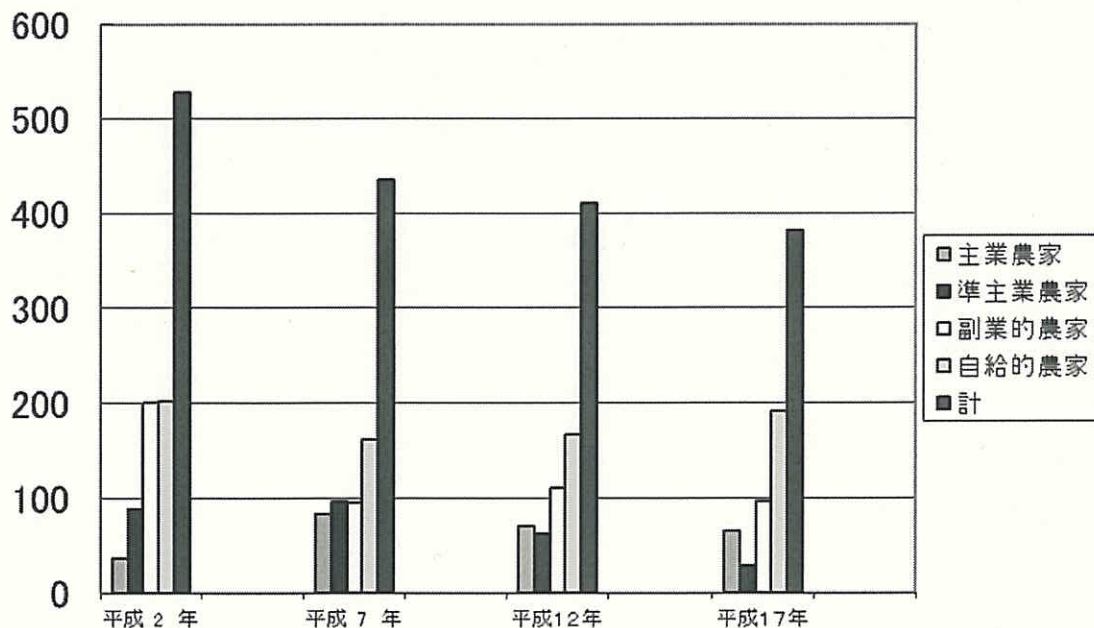
販売農家・自給的農家戸数の推移

(単位：戸)

区分	販売農家			自給的農家	計
	主業農家	準主業農家	副業的農家		
平成 2 年	36	89	201	202	528
平成 7 年	83	96	95	162	436
平成 12 年	70	63	111	167	411
平成 17 年	65	29	97	191	382

(資料：農業センサス)

※平成 2 年の販売農家は、主業が専業、準主業が第 1 種兼業、副業的が第 2 種兼業農家。

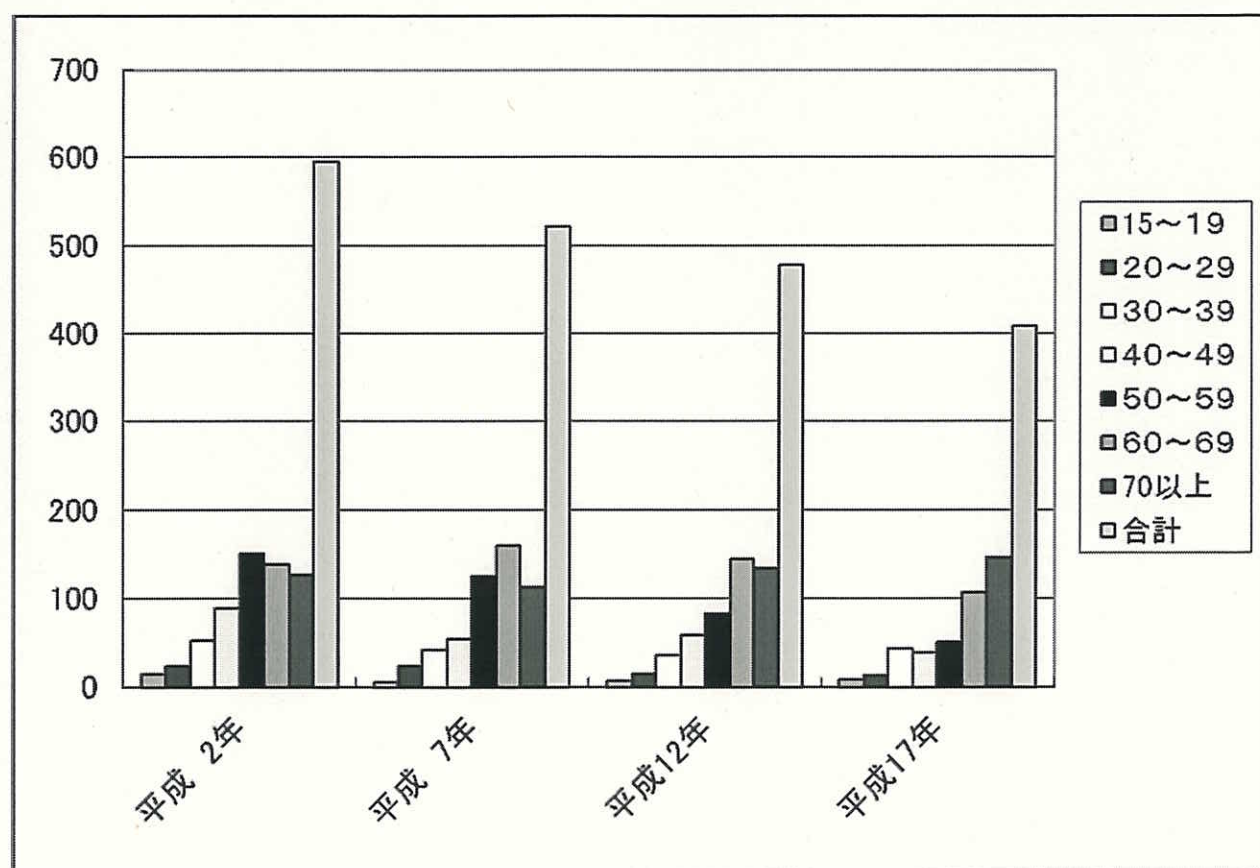


販売農家の年齢別農業就業人口の推移

(単位：歳・人)

	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70以上	合計
平成 2年	15	23	53	89	150	139	126	595
平成 7年	6	23	42	54	125	160	112	522
平成12年	7	15	36	59	82	144	134	477
平成17年	8	13	44	39	51	107	146	408

(資料：農業センサス)



イ 農業の担い手

平成 17 年の本市の農業従事者を年齢別に見ると、60 歳、70 歳代が 207 人で 69% を占め、基幹的農業従事者となっていることが伺える。

平成 2 年以降 40 歳代から 50 歳代の年齢層の減少が著しく、高齢化が顕著にあらわれているため、30 歳代と 40 歳代の次代を担う後継者不足が懸念される結果となっている。また、国・都の状況も同様の傾向である。

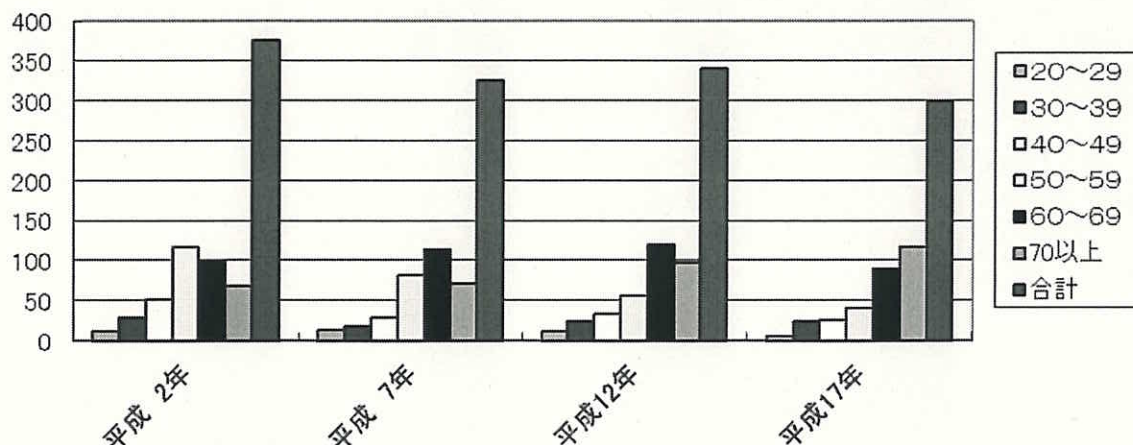
年齢別の基幹的農業従事者数の推移

(単位：歳・人)

	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70 以上	合計
平成 2 年	12	29	51	117	99	68	376
平成 7 年	13	18	28	82	114	71	326
平成 12 年	12	24	33	56	119	97	341
平成 17 年	5	23	25	40	90	117	300

(資料：農業センサス)

基幹的農業従事者：自営農業に従事している世帯員のうち、ふだんの主な状態が、「仕事に従事していた者」をいう。



年齢別の基幹的農業従事者数の国・都との比較(平成 17 年)

(単位：歳・人)

	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70 以上
国	1,309	35,981	73,176	181,416	382,189	671,922	894,682
東京都	4	223	759	1,467	2,146	2,991	4,886
武蔵村山市	0	5	23	25	40	90	117

(資料：農業センサス)

ウ 農業経営の状況

販売金額別農家数では、50万円未満が19.9%で最も多く、次いで100～200万円未満が15.7%、50万円～100万円未満が9.4%であり、200万未満が70.2%を占める。

平成2年との比較では、200万円未満の農家が、戸数で107戸減少している。

生産農業所得は農業産出額の32.2%を占め、販売農家1戸当たり51万円、経営耕地10a当たり8.3万円、農業専従者1人当たり65万円で北多摩全体より若干（農業専従者1人当たりを除く。）低くなっている。

農産物販売金額別農家戸数の推移

(単位:戸)

販売金額別(万円)	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総 数	326	274	244	191
販売なし	51	36	49	48
50 未満	100	97	61	38
50～100	63	32	39	18
100～200	30	31	21	30
200～300	19	17	16	11
300～500	23	22	23	15
500～700	17	11	13	15
700～1000	10	6	7	7
1000～1500	5	8	7	4
1500～2000	7	5	7	4
2000～3000	1	2	1	0
3000 以上	0	7	0	1

(資料：農業センサス)

生産農業所得(平成17年)

	農業産出額 (1000万円)	生産農業所得 (1000万円)	生産農業所得の分析指標(千円)		
			販売農家 1戸当たり	耕地 10a 当たり	農業専従者 1人当たり
武蔵村山市	62	20	510	83	650
北多摩全体	1,024	317	692	108	545

(資料：多摩の農業統計)

(2) 農地の状況

ア 経営耕地面積規模別農家戸数・用途別耕地面積

平成 17 年現在の本市の経営耕地総面積は 235ha で、経営耕地面積規模別戸数をみると、50a 未満の農家数は、248 戸で 64. 9%を占めるが、50 a 以上の販売農家は、1 3 4 戸で 35. 1%である。

用途別耕作面積の推移の平成 17 年をみると、畑が全農地の 1 8 4ha で 78. 3%を占めている。なお、市の人口急増期の昭和 4 5 年から昭和 5 5 年にかけては、農家戸数は急激に減少したが、その後は減少傾向にはあるが、平成 7 年以降は微減傾向である。

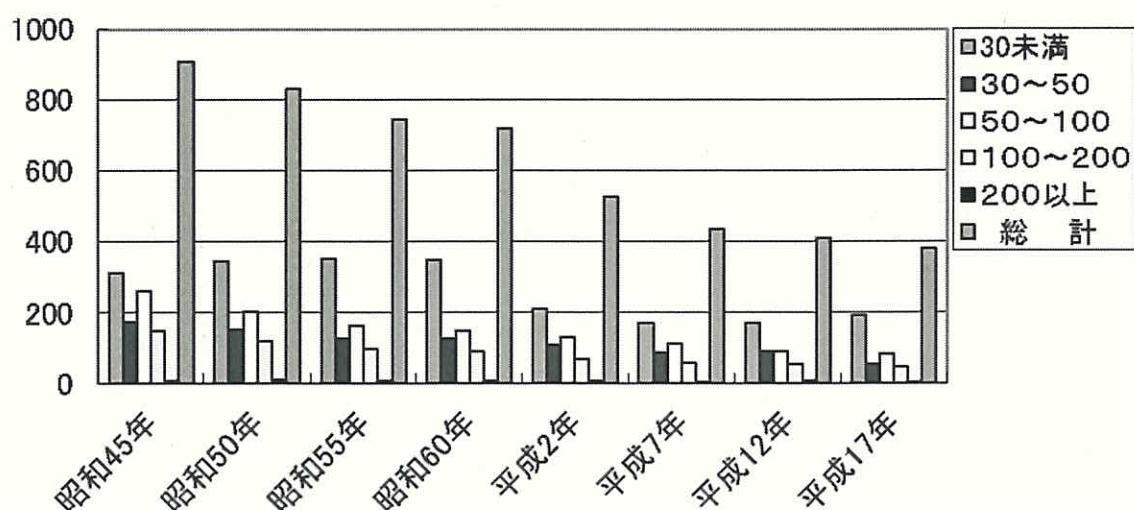
経営耕地面積規模別農家戸数の推移

(単位:a・戸)

	30 未満	30～50	50～100	100～200	200以上	総 計
昭和 45 年	313	176	260	149	9	907
昭和 50 年	346	154	203	120	10	833
昭和 55 年	352	126	163	99	6	746
昭和 60 年	350	126	148	90	6	720
平成 2 年	211	109	132	69	7	528
平成 7 年	171	87	113	60	5	436
平成 12 年	172	90	90	53	6	411
平成 17 年	192	56	82	47	5	382

(資料:農業センサス)

・農業センサスでは平成 2 年以前が 5a 以上、平成 2 年以降は 10a 以上が調査対象。

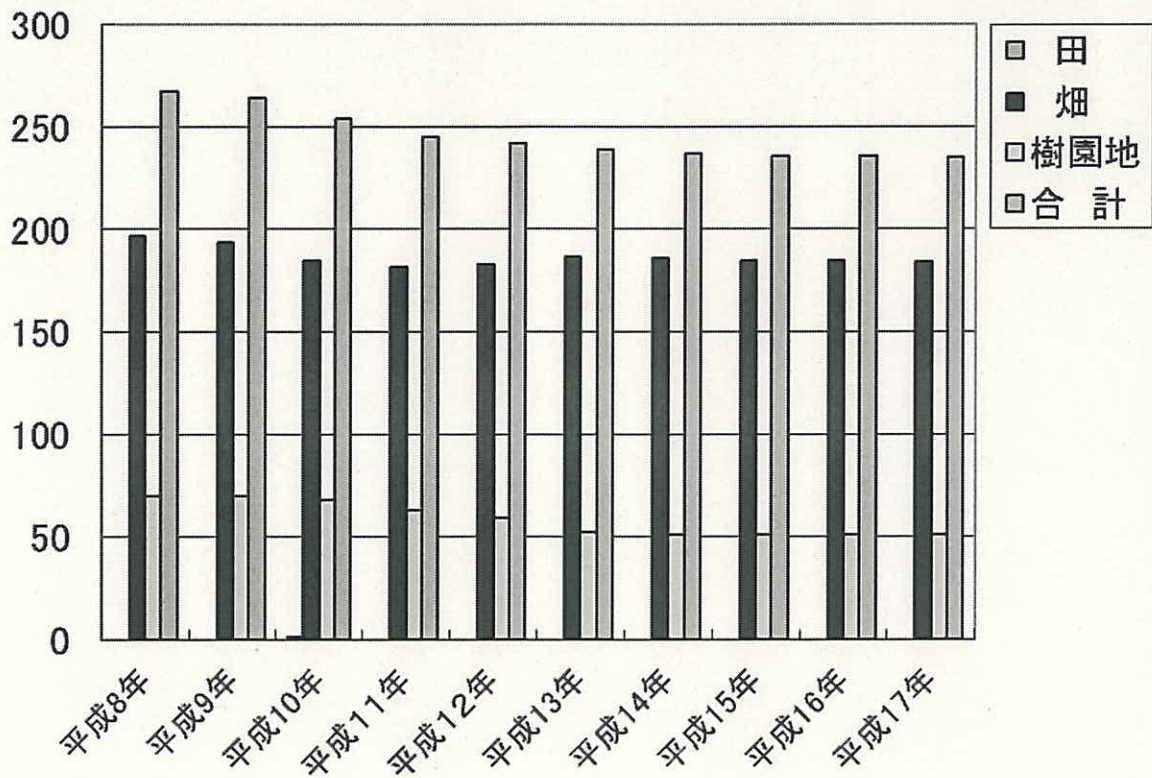


用途別耕地面積の推移

(単位：ha)

	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
田	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
畑	197	194	185	182	183	187	186	185	185	184
樹園地	70	70	68	63	59	52	51	51	51	51
合 計	267	264	254	245	242	239	237	236	236	235

(資料:多摩の農業統計)



イ 農地の転用

過去 10 年間の農地の転用状況をみると、合計で 932 件で 46.6ha もの面積が転用されている。

この 10 年間は、平成 11 年、12 年は若干転用面積は減少したが、平成 14 年から件数、面積とも微増傾向となっている。

農地の転用件数と転用面積の推移

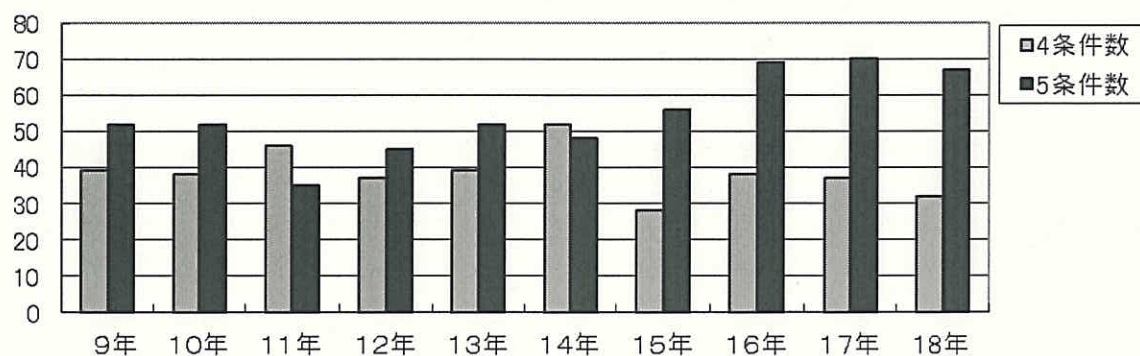
(単位:件・a)

転用件数	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	合 計	932
4 条件数	39	38	46	37	39	52	28	38	37	32	386	
5 条件数	52	52	35	45	52	48	56	69	70	67	546	
転用面積	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	合 計	4,658
4 条面積	129	219	198	179	229	267	226	182	171	188	1,988	
5 条面積	307	197	139	170	197	271	337	303	411	338	2,670	

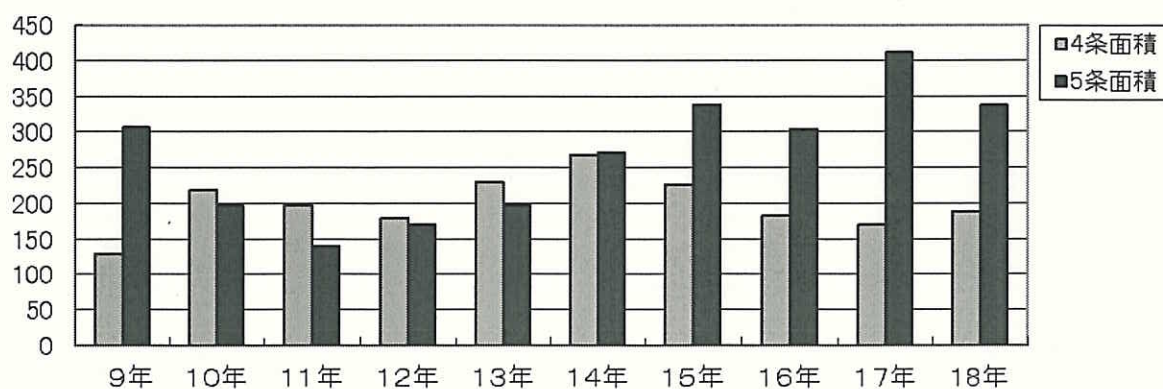
(資料：武蔵村山市事務報告)

- ・農地法第4条：自分の農地を自ら農地以外に利用するための届出。
- ・農地法第5条：農地を農地以外に転用し所有権等の移転をするための届出。

(1) 転用件数



(2) 転用面積



ウ 生産緑地指定状況

本市の都市計画区域区分については、市街化区域が76.2%、市街化調整区域は23.8%であり、市街化調整区域は、北部の狭山丘陵と多摩開墾に位置している。

平成18年4月現在の本市の市街化区域内農地は158haであり、その内、生産緑地面積は108haで、生産緑地指定率は約68.3%、指定率は、北多摩近隣市と比較すると低い数値であるが、平成15年から追加指定を開始し、平成18年現在で61件の約6haの面積が追加指定されている。

都市計画区域区分（平成19年3月31日現在）

区 分	総 数	市街化区域	市街化調整区域
面積 (ha)	1,537	1,171	366
割合 (%)	100.0	76.2	23.8

(資料：まちづくり課)

生産緑地追加指定状況

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
件 数	36	16	7	2
面積 (㎡)	40,110	7,840	7,630	4,480

(資料：まちづくり課)

北多摩近隣市の生産緑地指定状況（平成18年4月）

市 名	市街化区域農地面積 (ha)	生産緑地地区面積 (ha)	指定率 (%)
東 久 留 米	192	171	89.0
清 瀬	226	198	87.6
小 平	240	209	87.0
西 東 京	173	145	83.8
立 川	278	231	83.0
東 村 山	189	150	79.3
国 分 寺	172	136	79.0
武 蔵 村 山	158	108	68.3
昭 島	82	55	67.0
東 大 和	81	53	65.4
合 計	1,791	1,456	81.2
北多摩17市計	2,581	2,079	80.5

(資料：多摩の農業統計)

(3) 農業生産の状況

ア 農業産出額

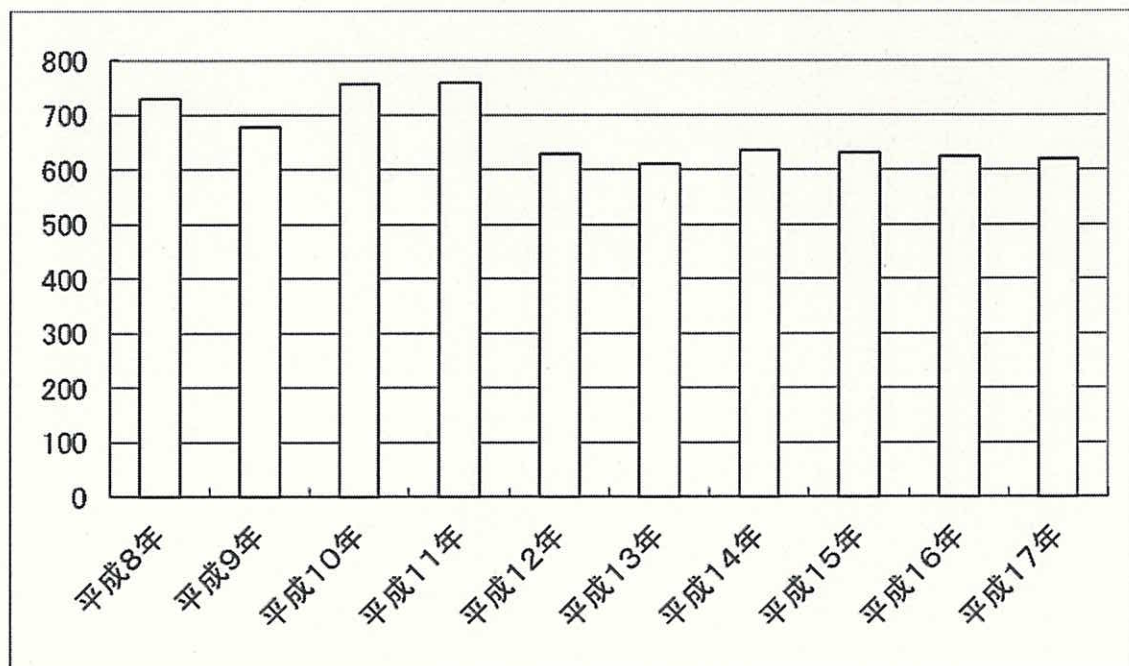
本市の農業産出額は平成17年で、6億2000万円で、74.2%は野菜が占めており、農産物の農業産出額構成比の上位を占める品目では、1位がこまつ菜の21.5%、2位がほうれん草の19.3%となっている。

農業産出額

(単位：百万円)

平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
730	679	757	758	628	611	636	630	625	620

(資料：多摩の農業統計)



生産品目別の農業産出額 (平成17年)

(単位：千万円)

いも類	野菜	果実	その他	計
2 (3.2%)	46 (74.2%)	7 (11.3%)	7 (11.3%)	62

生産品目の構成比 (平成17年)

上位品目	構成比
① こまつ菜	21.5 (%)
② ほうれん草	19.3 (%)
③ 日本なし	7.3 (%)
④ だいこん	5.5 (%)
⑤ トマト	4.7 (%)
⑥ その他	41.7 (%)

イ 農作物別作付面積の推移

【野菜】

本市の野菜の作付面積の上位を占める品目は、ほうれん草、こまつ菜、だいこん、さといもなどである。特産物として、こまつ菜の作付面積は10年前と比較すると倍増し、中にはハウスの施設により周年栽培を可能にしており着実に増えてきている。

しかし、だいこん、はくさい、キャベツなどの重量野菜は高齢による体力的な要因から、作付面積は減少傾向に転じている。夏野菜の代表であるトマト、きゅうり、なすなども作付面積が微減している。

主要農作物作付面積

(単位：戸・a)

	昭和 60 年		平成 7 年		平成 17 年	
	農家数	収穫面積	農家数	収穫面積	農家数	作付面積
こまつ菜	157	633	106	1,580	108	3,501
ほうれん草	455	2,784	192	3,234	131	2,768
だいこん	422	1,895	199	1,441	110	730
さといも	377	1,036	176	691	110	510
にんじん	274	1,244	140	363	72	194
はくさい	401	644	169	412	92	345
キャベツ	152	798	101	463	71	327
ねぎ	389	618	167	423	91	252
ばれいしょ	426	1,447	177	750	103	381
かんしょ	114	403	43	195	39	118
トマト	293	162	144	163	89	149
きゅうり	409	343	176	221	100	163
なす	389	234	168	149	96	133

(資料：農業センサス)

(注) 農業センサスでは、平成 17 年から収穫を作付と表記。

【果樹】

本市の果樹の作付面積の上位を占める品目は、くり、みかん、なし、うめ、りんごなどである。

みかん、なし、りんごについては、高品質な品種の栽培が行われており、販売方法は、ほとんどが直売、もぎとり、宅配によって合理的な販売が実施されている。

(単位：戸、a)

	昭和 60 年		平成 7 年		平成 17 年	
	農家数	栽培面積	農家数	栽培面積	農家数	栽培面積
くり	179	3,174	80	1,712	43	957
みかん	11	248	9	228	14	268
なし	28	429	14	252	9	154
うめ	58	434	39	290	14	99
りんご	6	56	16	140	8	88
かき	5	35	7	52	5	14

(資料：農業センサス)

【茶】

本市の茶の栽培農家は37戸であり、栽培面積は約16haとなっている。中核的な茶生産農家は製茶工場を持ち、東京狭山茶として生産から製茶、販売までの一貫生産を実施している。

茶の収穫面積上位市町村

(単位：戸、a)

順位	市町名	農家数	面積
1位	瑞穂町	96	4,091
2位	青梅市	54	1,693
3位	武蔵村山市	37	1,579
4位	東大和市	37	832
5位	立川市	14	487

(資料：農業センサス)

【畜産】

酪農は20年前までは盛んに行われたが、畜産物の価格低迷や都市化による飼育環境問題などの影響で、現在では、2戸の酪農家で23頭が飼育されている。

酪農農家は、近隣の乳業メーカーへ出荷しているが、価格低迷や排せつ物の処理など厳しい状況が続いてる。

畜産の状況

(単位：戸、頭)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
酪農農家数	17	10	9	2
飼育頭数	366	215	178	34

(資料：農業センサス)

(4) 農業者団体

本市には、生産者組織が3団体、農業後継者組織が1団体あり、生産技術の向上、経営の合理化や研修会などを行っている。

農業者団体の状況（平成19年5月現在）

組織名	目 的	活 動 内 容	構 成 人 員
武蔵村山市農業生産組合	生産技術の向上、生産の増進、経営の合理化等を図る。	農協が事業推進の中核となり、協働意識の高揚を図るとともに、生産技術の改善、農業者の生活の向上を推進している。 ・農業まつりの開催、廃棄ビニールの処理、農機具貸出、先進地視察等	123人
武蔵村山市農業経営者クラブ	企業的農業経営の確立及び都市農家に調和した農業経営の発展を目指し、農業者の地位向上等を図る。	都市の発展に適應した企業的経営者の確立及び農業と都市の調和を目指す調査研究等をしている。 ・視察研修、情報交換、各種講習会等	77人
多摩湖果実生産組合	梨栽培技術及び農業経営の向上等を図る。	梨栽培技術の普及向上を図っている。 ・先進地視察、各種講習会等	東村山市 39人 東大和市 16人 武蔵村山市 5人
武蔵村山市農友会	農業経営技術の向上及び農業後継者の育成等を図る。	地域の農業活動の中核となり、栽培技術の普及向上を図るとともに、市主催の行事に積極的に参画している。 ・先進地視察、研修会、野菜消費宣伝活動、情報交換、品評会等	37人

3 市民交流

(1) 直売所

本市における農産物流通の形態としては、市場出荷、契約出荷等があるが、消費者が身近にいるという都市農業の利点を活かし、庭先販売、無人自動販売、株売り、畝売り、もぎとり、宅配等の直売所が各地域に設置されている。

直売所は野菜が45か所、果実17か所、花き2か所、お茶7か所、計71か所で庭先販売が行われているほか、武蔵村山市農業生産組合そ菜生産部により、毎週木曜日に、夕市が開催されており、市民に新鮮な地場農産物を提供している。

また、かたくりの湯の入浴施設において、市内の農家による共同直売も行われている。

(2) 市民農園の状況

平成19年4月現在、市民農園は市内5か所に点在し、281区画（1区画12㎡）を有し、市により管理運営が行われている。

体験型市民農園は市内に2か所あり、104区画（1区画30㎡）を有し、開設農家により管理運営が行われている。

市民農園の状況（市民農園・体験型市民農園）

名 称	場 所	区画数	1区画面積：㎡	面積：㎡
喜び農園 （5か所）	学園3-40-1	120	12	1,736
	学園4-34-1	65	12	935
	大南2-84-1	33	12	479
	大南2-88-1	30	12	452
	大南2-91-1	33	12	445
ふれあい農園	本町2-66-2	64	30	2,300
わかな農園	中央1-144	40	30	1,400
計		385		7,747

（資料：産業振興課）

（３）体験学習

市内各小学校では、学校の特色に応じて栽培活動や農業体験をおこなっている。また、野山北公園内にはそれぞれの小学校に配分された「学習田」があり、農友会等の協力のもとに水稻栽培を通じた体験学習が実施されている。

（４）農業まつり

本市では、毎年秋に農業まつりが開催され、会場では「武蔵村山市農産物品評会」も開催されている。

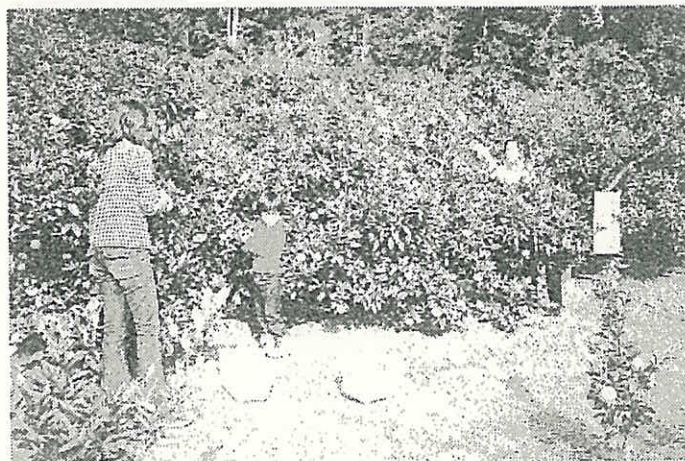
品評会では、農産物展示と併せて市民と農家の交流を深めるために出品物の即売と、農業生産組合が生産した農産物の販売も行われ、地場農産物のPR等が図られている。



農産物品評会

（５）観光農園

本市には、ブルーベリー、みかん、なし、りんごなどの、楽しみながら収穫できる多様な品目の、観光農園が設置されている。



みかん農園

4 農家意向調査・市民意識調査・団体ヒアリング

農業振興計画策定検討委員会では、武蔵村山市農業の現状と課題を検討するにあたり、下記のとおり、農家意向調査、市民意識調査及び団体ヒアリングを実施した。

各調査結果の詳細は、「武蔵村山市第2次農業振興計画策定検討委員会基礎調査報告書」のとおりである。

【農家意向調査】

調査対象：武蔵村山市内居住農家 405戸（10a以上の経営農家）

配布回収：農業振興関係協力員（支部長）による配布、回収

調査期間：平成18年8月9日～8月31日

配布枚数：405票

回収数：368票（91.0%）

【市民意識調査】

調査対象：武蔵村山市民 2,000人（20歳以上 無作為抽出）

配布回収：郵送による配布、回収

調査期間：平成18年8月8日～8月31日

配布枚数：2,000票

回収数：727票（36.4%）

【団体ヒアリング】

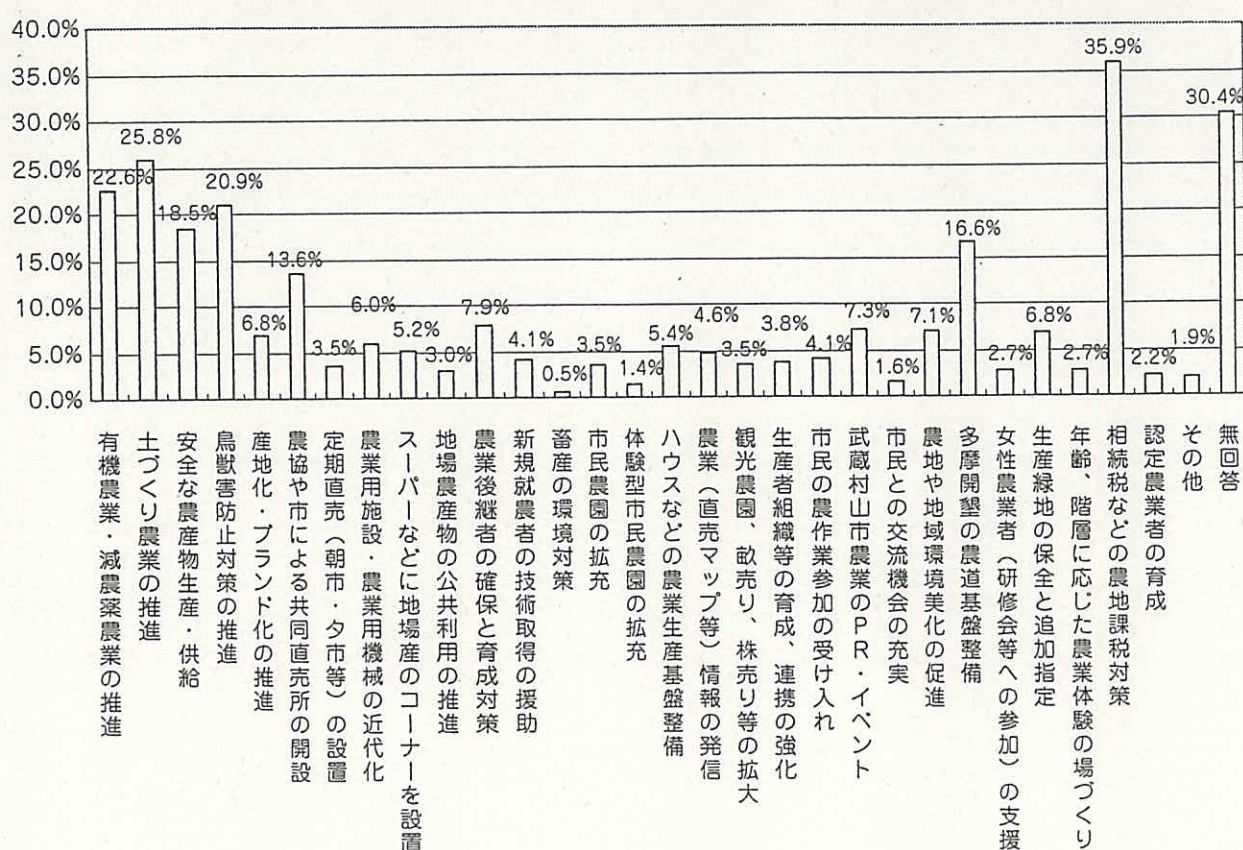
ヒアリング対象：武蔵村山市農友会、武蔵村山市農業経営者クラブ

ヒアリング日：平成18年12月12日、19日

5 平成18年農家意向調査の今後の施策について

今後の農業施策で重視してほしい施策としては、「相続税など農地課税対策」が35.9%と最も多く、次いで「土づくり農業の推進」が25.8%となっており、「有機農業・減農薬農業の推進」も22.6%と高く、相続時の農地売却や安心・安全な農産物の生産、環境にやさしい農業の推進に関心の高いことが伺える。また、「鳥獣害防止対策の推進」、「多摩開墾の農道基盤整備」も高く、農地の生産環境の保全に向けた支援策を求める声も大きいといえる。

今後の農業施策で重視してほしい施策（複数回答）



6 武蔵村山市農業の課題

本市の統計数値から見た農業の現状、農家意向調査、市民意識調査及び農業者団体とのヒアリング等に基づき、計画策定検討委員会で検討した農業の課題は以下のとおりである。

(1) 農地の保全

ア 生産緑地の維持保全と追加指定の継続

本市の農地面積は市域の約15%に過ぎないが、農地本来の役割は農業生産の場であるとともに、防災、景観、環境保全など多面的な機能を有し、市民の農地の保全意向も非常に高い状況である。

そのため、宅地化農地の維持方策の検討や、生産緑地の保全とその追加指定を継続する必要がある。

イ 相続税納税猶予農地の維持

農地の維持継続には、相続税の問題が大きく、相続発生時に生産緑地や宅地化農地を処分せざるを得ない状況であり、農地制度の改善や相続税納税猶予農地の維持方策についての検討をする必要がある。

ウ 市街化区域内農地の保全

市街化区域内農地の保全については、農業の継続を希望する農家が安心して農業を続けていけるよう、関係機関・団体等と連携し、生産環境の整備や農地の維持、管理、生産性の向上に向けての検討をする必要がある。

エ 市街化調整区域内農地の保全

本市の南西部に残る市街化調整区域内の農地は、優良な集団農地であるため、更に生産力の高い農地とするため、その保全、整備についての検討をする必要がある。

(2) 生産環境の整備

都市農業における生産環境は、宅地開発等の進行により多くの問題を抱えていることから、生産性の向上のために必要な生産環境整備の方法についての検討をする必要がある。

(3) 農業生産の向上

ア 経営形態に応じた支援体制の検討

農家意向調査では、農業総販売額300万円未満の農家が76%を占めているが、農業総販売額が高い農家も不動産所得を背景に経営する状況がある。生産内容も露地野菜、施設野菜、果樹、花き等多種であり、経営状況に応じた支援体制についての検討をする必要がある。

イ 農業機械の共同利用の検討

今後、農産物の栽培管理を効率的に行い、機械を共同化することによ

り農機具の過剰投資を抑制し生産性の向上を図るために、関係機関・団体等と連携し、可能な範囲での農業機械の共同利用についての検討をする必要がある。

ウ 農業経営の近代化と合理化

農業経営の近代化や農地の高度利用を促進するため、必要な施設等の導入や農業経営の合理化を進めるための方策等についての検討をする必要がある。

エ 農業所得の向上

農業所得の低い農家も、販売網の拡大等により農業所得を向上させるための方策についての検討をすることが必要である。

(4) 環境にやさしい農業の構築

ア 安心・安全な農産物の生産

市民意識調査でも、消費者の食の安心・安全についての関心は高く、また、農家も安全性の高い農業を志向している。

そのため、農家はトレーサビリティやポジティブリスト等の制度に沿って、消費者に信頼される、安心・安全な農業をめざす必要がある。

イ 土づくりへの支援

有機農業・減農薬栽培の促進と野菜残渣、剪定枝の再利用等による土づくりのため、堆肥化システムの支援、構築についての検討をする必要がある。

(5) 担い手の育成

ア 農業後継者の所得の向上

次世代を担う農業後継者の減少対策のために、生活に必要な所得があげられるように、農業経営の近代化や改善についての検討をすることが必要である。

イ 農業後継者の育成、支援

農業の発展のためには、農業後継者の確保が重要で定年帰農を希望する人や新規に農業に就きたいという人のための育成支援を図る必要がある。

ウ 援農ボランティア等の育成

後継者のいない農家や高齢化、病気等で農地の肥培管理が十分に行き届かない農家のために、人手不足を手助けする仕組みとして、市民による援農ボランティアや農業ヘルパーの育成等についてのシステムづくりを検討する必要がある。

エ 家族労働のルールづくり

農家における女性は重要な役割を果たしているが、家族労働のルール(家族経営協定)づくりによる労働条件の改善を図る必要がある。また、

た体験型市民農園が2か所設置されているが、市民の農業体験志向は高く、不足している状況であるため、市民農園の増設を図る必要がある。

エ 学習農園等の増設

児童、生徒が農業と自然に触れ合える機会の促進のため、農業を学ぶための授業や学習農園等を一層充実させる必要がある。

(8) 農のあるまちづくり

ア 農業景観保全への取り組み

市民は、農業の文化や農地による景観、季節感、緑地等を高く評価している一方、農地へのゴミの不法投棄、休閑地の雑草や不耕作地等について懸念を示しており、農地の管理の難しさがあらわれている。

そのために、市民と農家が協働で地域の景観や環境づくりに取り組むための方策を検討する必要がある。

イ 農地の多面的利用の促進

農地は、農地以外の役割として緑の保全や雨水の保水、自然、生態系の維持としても重要な役割をもっており、農地による住宅の過密化防止や防災空間等の機能も有している。そのため、都市における農地の多面的な利用の促進についての具体的な方策を検討する必要がある。

(9) 農業者団体等との連携の推進

本市の農業施策の推進については、国や都の関係機関をはじめとして、JAなど各種農業者団体等と連携を強化し、農業施策を進めていく必要がある。

課 題	現 状	アンケート調査（市民・農家）	ヒアリング（農友会・農業経営者クラブ）	検 討 項 目
(5) 担い手の育成	1 総農家戸数 382戸 2 主業農家 65戸 17% 3 準・副業農家 126戸 33% 4 基幹的農業従事者 300人 (内、60歳以上の農業従事者が207人で、69%を占めており武蔵村山市農業の中心的役割)	【市民】 1 農作業の手伝い 22.5% 2 農産物加工の手伝い 8.3% 【農家】 1 今後の担い手や労働力については、自分達でがんばる 40.2% 2 労働力に見合った生産 37% 3 後継者が中心になる 22% 4 女性の役割 労働の補助的担い手 38.3% 簿記・帳簿の整理 16.8% 労働の中心的担い手 15.8% 農業経営の中心 10.3% 5 決めていること 農業所得の記録 26.1% 給与 11.4% 経営目標 9.5% 6 支援の受け入れ 47% 特に必要はない 24.5% 補助的作業 14.4% 経験がある熱心な市民	後継者がやりがいと誇りを持てる農業の確立	ア 農業後継者の所得の向上 イ 農業後継者の育成、支援 ウ 援農ボランティア等の育成 エ 家族労働のルールづくり オ 認定農業者の育成
(6) 農産物の流通	販売形態 直売と市場出荷が中心	【市民】 1 市内農産物を食べたい市民 80.9% 2 市内農産物を買いたいやすくするためにはスーパーに地元産コーナーを設置希望 53.2% 共同直売所を設置希望 28.1% 3 直売の評価 新鮮 64.2% 価格が安い 38.1% 品数・量が少ない 26% 【農家】 1 今後の販売形態 直売・宅配 22.8% 市場出荷 18.8% 2 直売所 直売所のある農家 16.5% 今後持ちたい農家 10.6%	1 消費者の食生活の変化で、農産物消費量の減少 2 販路の拡大が必要 3 消費者のニーズや需要動向などを把握した農産物の生産 4 市場出荷は気象条件等により価格の下落がある	ア 市内販売・流通の検討 イ 共同直売所の新設 ウ 学校給食等での利用促進 エ インターネット等による全国発送の推進

課 題	現 状	アンケート調査（市民・農家）	ヒアリング（農友会・農業経営者クラブ）	検 討 項 目
(7) 農家と市民との 交流の促進	1 農産物品評会 2 農業まつり 3 市民農園 4 体験型市民農園 5 直売マップ等の作成配布 5か所 2か所	【市民】 農家との交流 野菜・花の育成 野菜料理・漬物づくり 農業体験 36.2% 31.9% 29.1% 【農家】 地域住民との交流 農産物販売 地域行事 農作業、農業体験 18.5% 14.1% 10.3% 【農家】 市民農園・体験型市民農園の設置意向 4.3% 【市民】 農業体験意向 自家用野菜作り 花作り 健康のための農作業 ふれあいのために農作業 53.6% 27.6% 23% 15.7%	農地の近隣住民との交流	ア 農家と市民との交流の促進 イ 農業情報の発信 ウ 市民農園の増設 エ 学習農園等の増設
(8) 農のあるまちづくり	1 災害時における生鮮農産物の優先供給に関する協定 2 散策路と農産物、景観を紹介するマップ	【市民】 1 農家とともに農業を育てるために必要なこと 市内農産物の入手流通システム 市内農業の情報提供 2 農家・農業に感じること 新鮮な野菜の供給源 季節感 大気の浄化 71% 27.2% 54.5% 52.5% 40.3% 【農家】 1 農業・農地の役割 自然・生態系の保全 環境保持・防災空間 大気の浄化 うるおいのある景観 42.4% 32.9% 28.8% 31.5%		ア 農業景観保全への取り組み イ 農地の多面的利用の促進
(9) 農業者団体等の 連携の推進	1 農業まつり・農産物品評会の共同開催 2 都の農業関連機関との連携活動を展開			国、都、農業関係団体等との連携強化

第3章 武蔵村山市農業の将来像

第3章 武蔵村山市農業の将来像

1 武蔵村山市農業の特徴

第一の特徴は、地域特性に応じた農業生産環境により、野菜、果樹を中心に、茶、酪農、花き、植木など多様な農業形態があり、販売形態も、市場出荷を中心とする農業が主体となっているが、個人直売、共同直売、もぎ取り・摘み取り、契約栽培、学校給食への供給など多様である。

第二の特徴は、市民は環境に配慮した農業、新鮮で安全な農産物の供給、潤いのある環境をつくる農地を求めている。また、農業・農地に感じることで、新鮮な野菜の供給、季節感、大気の浄化、緑地としての効果をあげており、安全で新鮮な農産物の供給とともに、緑の生活環境として、農地を高く評価している。

農家も、減農薬・減化学肥料栽培などの安全な農業への関心が高く、また施設園芸により高収益を目指す傾向がある半面、現在の労働力の範囲で行える農業や直売を念頭においた、少量多品目栽培等が行われている。

第三の特徴は、農地は農産物の生産やオープンスペースとしての機能だけでなく、農業の生活文化を伝え、生活環境を豊かにする機能を持っている。

自然や農とふれあう機会を求めている市民の期待に応え、本市の農業に愛着をもち、農業と関わりの持てる市民農園や体験型市民農園での市民相互、市民と農家の新しいつながりが生まれている。

2 将来像

このような特徴を踏まえて、本市の農業は、農業本来の機能である、新鮮で安全な農産物の供給とともに、農業・農地の持つ多様な機能を発揮して市民生活に健康と潤いもたらす農業を目指して、今後10年間の本市の農業の将来像を

「市民の豊かな生活を彩る 魅力あふれる武蔵村山農業」

と定める。

3 基本方針

将来像を実現するために、次の3つの基本方針に基づき、施策の展開を図る。

(1) 生産の基本となる農地を保全する

都市の良好な居住環境の保全が求められる中で、今後も農業生産活動を展開するためには農業の中心的生産基盤である良好な農地を確保するとともに、農地の多面的機能を発揮させ、生産性の高い農業生産の実現に向けて農地の保全と活用を推進する必要がある。

そのため、農地を守り、その機能をよりいっそう発展させていくためには、農地をまちづくりの中に位置付け、長期的な視点に立った計画的な農地の保全を図る。

(2) 魅力ある農業経営を推進する

市民に支えられ、市民に喜ばれる、安全で、環境にやさしい農業を進め、農業者が生き生きとして活動できる農業経営体制づくりを推進する必要がある。

そのため、多様な農業形態に応じた支援を行うとともに、認定農業者の育成に努め、農業後継者、女性の農業経営への参画を支援し、新規就農者をはじめ、援農市民などの担い手の育成を図る。

また、市内産の農産物をより多くの消費者に提供するために、消費者が身近に手にすることができるように流通の改善を図り、産業として魅力と活力のある農業経営を進める。

(3) 農とふれあいのあるまちづくりを推進する

市民と農業者がお互いの立場を理解し、交流を深めることは、農地の保全や農業経営の発展に寄与することだけでなく、お互いの市民生活に潤いをもたらす。

自然や農とふれあう機会を求めている市民の期待に応え、農業に関する多様な情報と、市民が様々な形で農を体験できる場を提供し、市民と農業者が協力し合い、農業環境や景観を継承する農のあるまちづくりを進める。

4 施策の体系

基本方針に基づき、将来像を実現するために、「生産の基本となる農地の保全」「魅力ある農業経営の推進」「農とふれあいのあるまちづくりの推進」を柱とした計画の体系を組み立て、優先的に取組む施策を重点事業として位置付け実施を図るものとする。

将来像：市民の豊かな生活を彩る 魅力あふれる武蔵村山農業

1 生産の基本となる農地の保全

- (1) 農地を保全する
 - ア 調整区域内農地の保全
 - イ 生産緑地の保全と追加指定の継続
 - ウ 宅地化農地の保全
 - エ 相続対策の支援
- (2) 農地を生かす
 - ア 遊休農地の有効活用
 - イ 農業生産環境の整備

2 魅力ある農業経営の推進

- (1) 活力ある農業経営体の育成を図る
 - ア 認定農業者の育成・支援
 - イ 合理的な農業経営の促進
 - ウ 農業機械の共同利用の推進
 - エ 営農形態に応じた支援の推進
- (2) 環境にやさしい農業を目指す
 - ア 持続的な農業生産の促進
 - イ 有機物資源の有効活用
 - ウ 土づくりの推進
- (3) 農業の担い手を確保する
 - ア 農業後継者の育成
 - イ 新規就農者への支援
 - ウ 女性農業者への支援・育成
 - エ 援農システムの検討
 - オ 農業関係団体等の連携の推進

- (4) 販売、流通の改善を図る
 - ア 直売所の情報発信
 - イ 直売所の拡大、充実
 - ウ 武蔵村山産ブランド化の促進
 - エ 量販店・生協等の販路の拡大

3 農とふれあいのあるまちづくりの推進

- (1) 農とふれあう場を確保する
 - ア 農業体験の推進
 - イ 多様な交流の場づくり
- (2) 農家との交流を深める
 - ア 農業情報の提供
 - イ 市民との交流機会の拡大
 - ウ 食文化の継承、発展
- (3) 農のあるまちづくりを推進する
 - ア 農地の多面的機能の発揮
 - イ 農地及び農地周りの環境美化の推進
 - ウ 農業景観の保全、形成
 - エ 落ち葉の堆肥化事業の推進

第4章 武蔵村山市農業振興計画の内容

第4章 武蔵村山市農業振興計画の内容

1 生産の基本となる農地の保全

(1) 農地を保全する

【現状と課題】

本市の農地面積は、市域の15%を占め、市街化区域内で158ha、他に市街化調整区域内に56haの優良集団農地が保全されている。生産緑地地区面積は約108haで指定率は約68%である。

消費者を対象とした市民意識調査では、都市の農地について「みどり豊かな環境を守るために農地をできるだけ多く残してほしい」との回答が特に多く、市民の農地保全意向の高さが伺える。

宅地化農地については、農家意向調査によると、「当分の間は農地として維持したい」と回答した農家が特に多く、宅地化農地における農業継続意向は高くなっている。

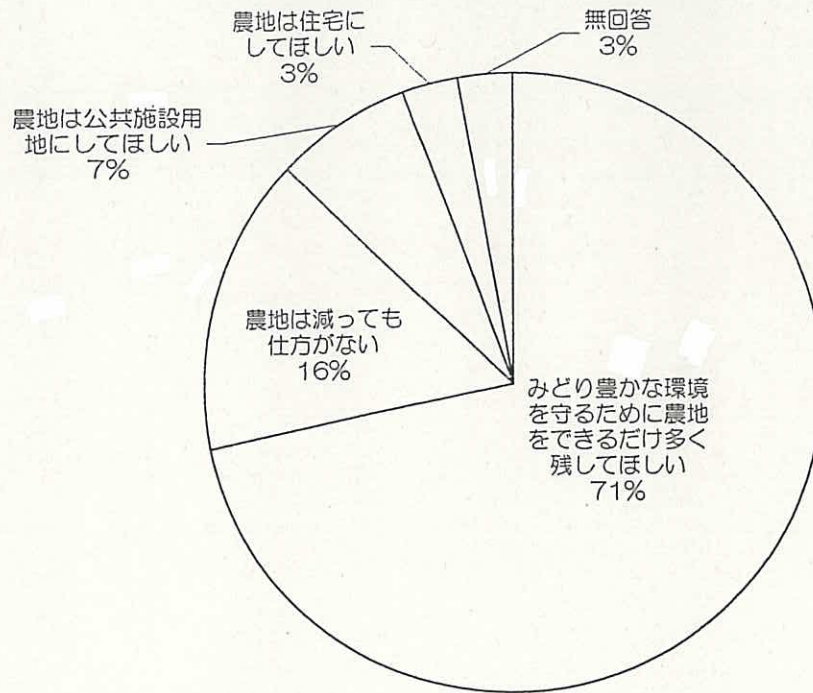
農業継続意向の高い宅地化農地に対しては、農業生産の場として保全するとともに、市民による有効な活用を検討していくことが必要である。

また、本市の農業の特徴の一つである56haの優良集団農地については、その生産環境の整備を推進していくことも重要である。

都市化の中で農地を維持していくことの問題としては、農家意向調査では「空き缶やゴミの不法投棄」「宅地化が進む中での農薬散布や通風、日照等の環境問題」という回答が上位を占めており、農地の保全には農業者と市民の相互理解を深める必要がある。

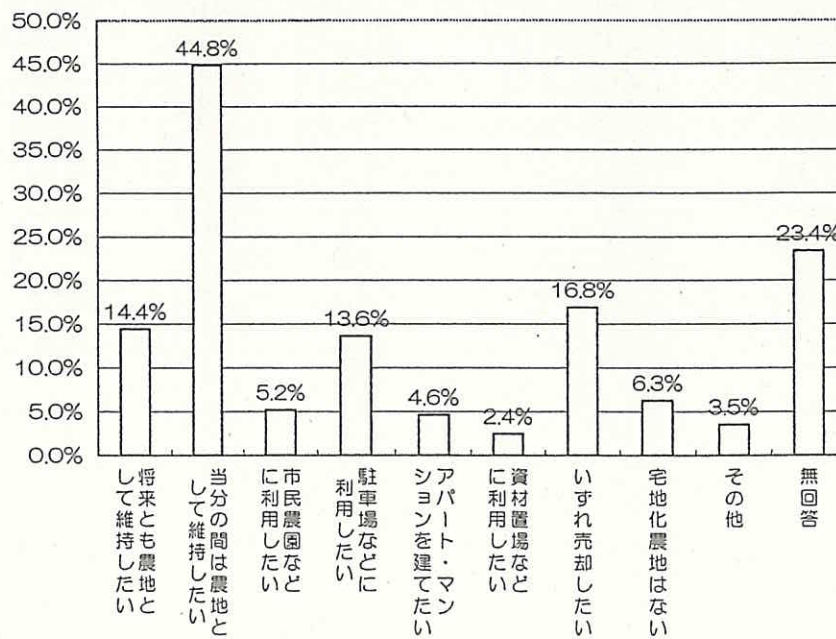
農業の継続を困難にする理由としては、「税の負担が重い」が上位を占め、進行する農地の減少は相続時の売却に主因があるが、農業者の高齢化と後継者がいないことに起因する側面もあることから、相続税等の税制や後継者不足の問題を広く市民に知らせていくことが大切である。

都市の農地に対する考え（市民意識調査）



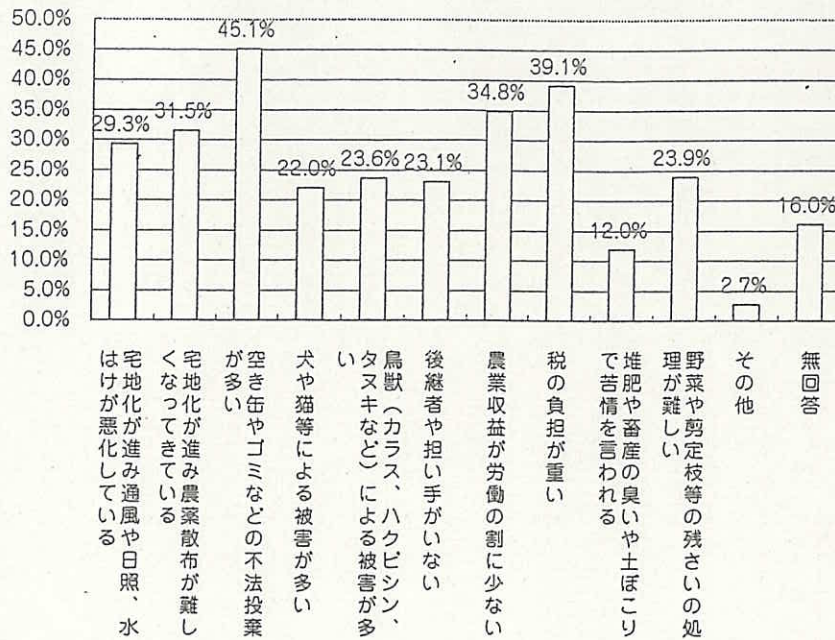
（資料：平成19年武蔵村山市農業振興計画策定基礎調査報告書）

宅地化農地の主な活用方法について（農家意向調査）複数回答



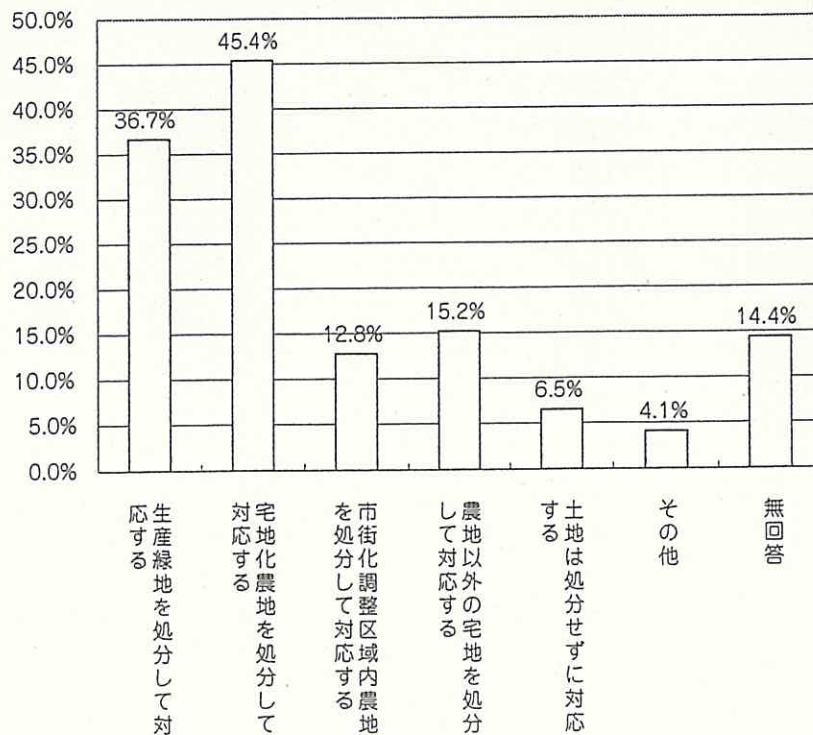
（資料：平成19年武蔵村山市農業振興計画策定基礎調査報告書）

農業を継続していく上で困っていること（農家意向調査）複数回答



（資料：平成19年武蔵村山市農業振興計画策定基礎調査報告書）

今後、相続が発生した場合の対応について（農家意向調査）複数回答



（資料：平成19年武蔵村山市農業振興計画策定基礎調査報告書）

【施策の体系】

- ア 調整区域内農地の保全
- イ 生産緑地の保全と追加指定の継続
- ウ 宅地化農地の保全
- エ 相続対策の支援

【施策の内容】

(○：主体 △：支援 太字：重点事業)

ア 調整区域内農地の保全	推進主体
市街化調整区域の中で集団を形成している農地は、本市の重要な資源として、土地改良事業、農道等の整備に努め農業生産力の高い農地として保全する。 - 農地の有効利用の促進 - 今後の活用意向の把握	○農家 ○行政 ○J A
イ 生産緑地の保全と追加指定の継続	○農家 ○行政
農業生産の場としての農業者自身による維持管理を徹底するとともに、相続税納税猶予制度の活用ができる生産緑地地区農地の保全のための支援を進める。 - 農業委員による実態把握と肥培管理指導の徹底 - 生産緑地地区の追加指定の継続	
ウ 宅地化農地の保全	○農家 ○行政 ○J A △市民
市民の貴重な農業環境として、市民の利用による農地保全施策を進める。 - 市民農園、学童農園の拡充 - 福祉施設等の農園利用の検討	
エ 相続対策の支援	○農家 ○行政 ○J A
都市地域で農業が継続できるように相続対策の支援を行う。 - 農家相続対策に関する研修・相談の充実 - 相続税納税猶予制度の継続支援	

(2) 農地を生かす

【現状と課題】

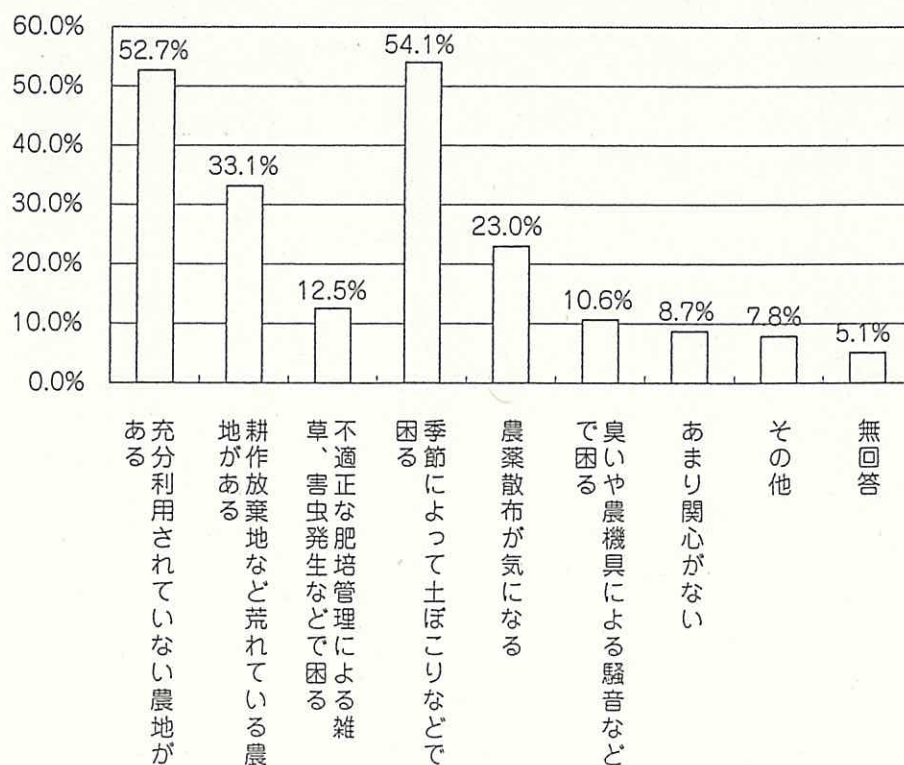
本市の農業においては、市街化区域内農地の耕作状況は概ね良好であるが、農業者の高齢化が進行し、後継者難の状況にあり、中には耕作されていない農地も見受けられる。また、市街化調整区域内の優良集団農地にも手入れが行き届いていなかったり、耕作が放棄されている箇所が僅かに存在する。

市民意識調査では、農業・農地による問題については、「季節によって土ぼこりなどで困る」「充分利用されていない農地がある」が最も多く取り上げられている。

このような農地に対しては、その農地の所有者の今後の売買、活用意向などを把握し、耕作されない場合には市民利用などによる農地として積極的に利用するとともに、できる限り営農継続の条件を整備する必要がある。

なお、国においては、農業経営基盤強化促進法の改正により、遊休農地の解消と発生防止に向けた取組みが強化されている。

農業・農地による問題点 (市民意識調査) 複数回答



(資料：平成19年武蔵村山市農業振興計画策定基礎調査報告書)

【施策の体系】

- ア 遊休農地の有効活用
- イ 農業生産環境の整備

【施策の内容】

(○：主体 △：支援 太字：重点事業)

ア 遊休農地の有効活用	推進主体
高齢などの理由で耕作が十分できない農地の有効活用を図るため、農業委員会と連携し新たな農地保全の仕組みづくりを推進する。 ・ 農地所有者への肥培管理の指導 ・ 農業経営基盤強化促進法の説明会の開催 ・ 農業者などによる農作業の受委託の組織化 ・ 遊休農地解消の普及資料の作成、活用	○農家 ○行政 ○J A
イ 農業生産環境の整備	
要望に基づき、農道、排水施設の整備を図るとともに、有害鳥獣から農地を保全するための有効な対策を進める。 ・ 排水施設、農道等の修繕、整備 ・ 農家が行う生産環境対策の支援 ・ 有害鳥獣による被害防除対策の推進 ・ 農作物への光害の防止指導	○農家 ○行政 ○J A △市民

2 魅力ある農業経営の推進

(1) 活力ある農業経営体の育成を図る

【現状と課題】

平成17年現在の本市の総農家戸数は382戸で、販売農家は191戸、自給的農家は191戸である。

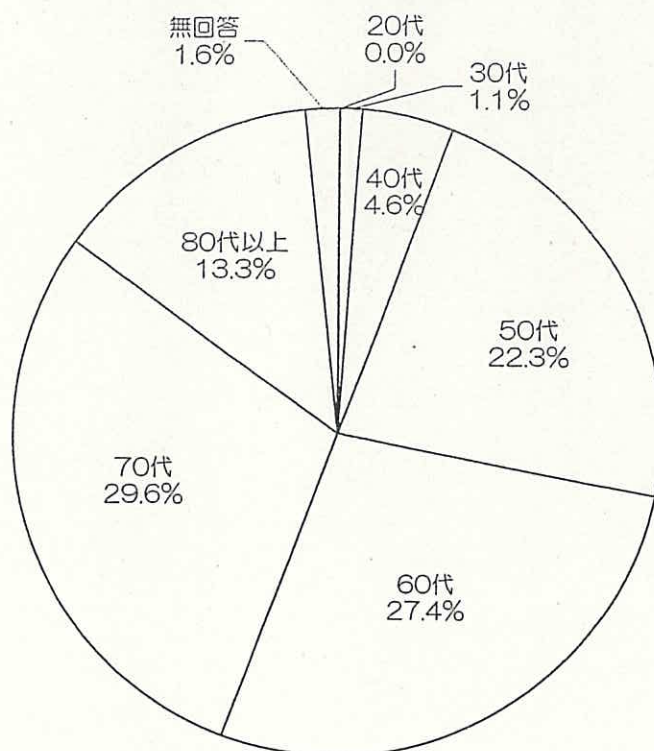
農家意向調査では、農業従事者は70歳以上が最も多く、50歳以上が90%以上を占めている。経営主の高齢化が進んでいるが、農業の継続については、「将来とも継続」「自分の代は継続」「当面は継続」を合わせると73%の方が継続の意向を示しており、比較的安定していると考えられる。

今後の農業経営については、「一年間の経営目標をたてたい」「農業所得の記帳は、自分で行いたい」など経営の近代化を目指す農家の動きも多く見受けられる。都市化が進む中で、農家が効率よく生産活動に従事していけるような経営方針を明確にしていくことが必要である。

また、本市での農業形態は直売、宅配・市場出荷が盛んに行われており、野菜、果樹経営が中心で他にも茶、酪農、花きなど多様である。このような専業、兼業を含めた農家全体の経営改善を進め、経営形態に応じた多様な方法で支援を進める必要がある。

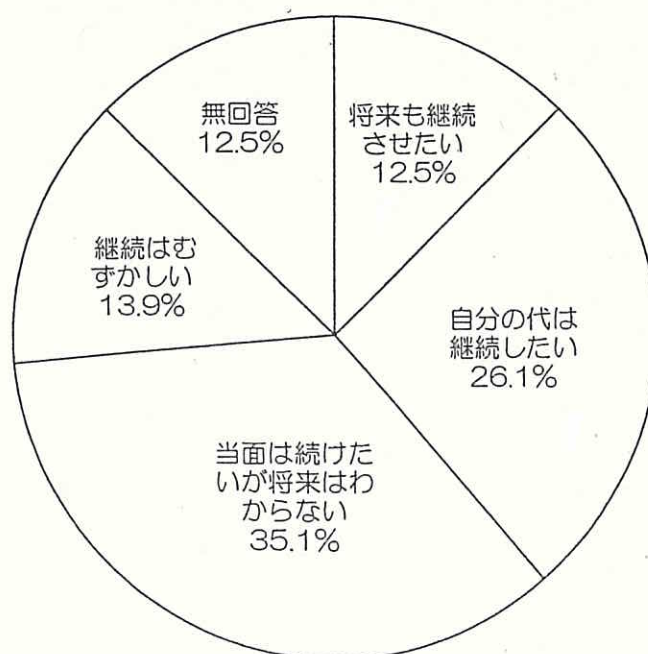
農業経営は家族労働に依存しており、やりがいと魅力ある農業経営を行うため農業経営基盤強化促進法で位置付ける認定農業者を育成し、支援していくことが必要である。

経営主の年代（農家意向調査）



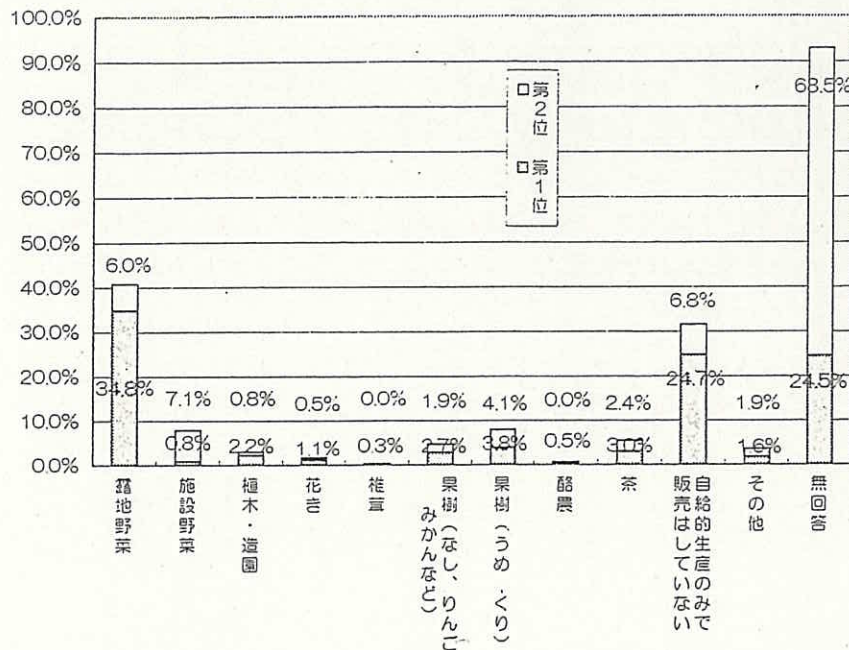
（資料：平成19年武蔵村山市農業振興計画策定基礎調査報告書）

今後の農業継続の意思について（農家意向調査）



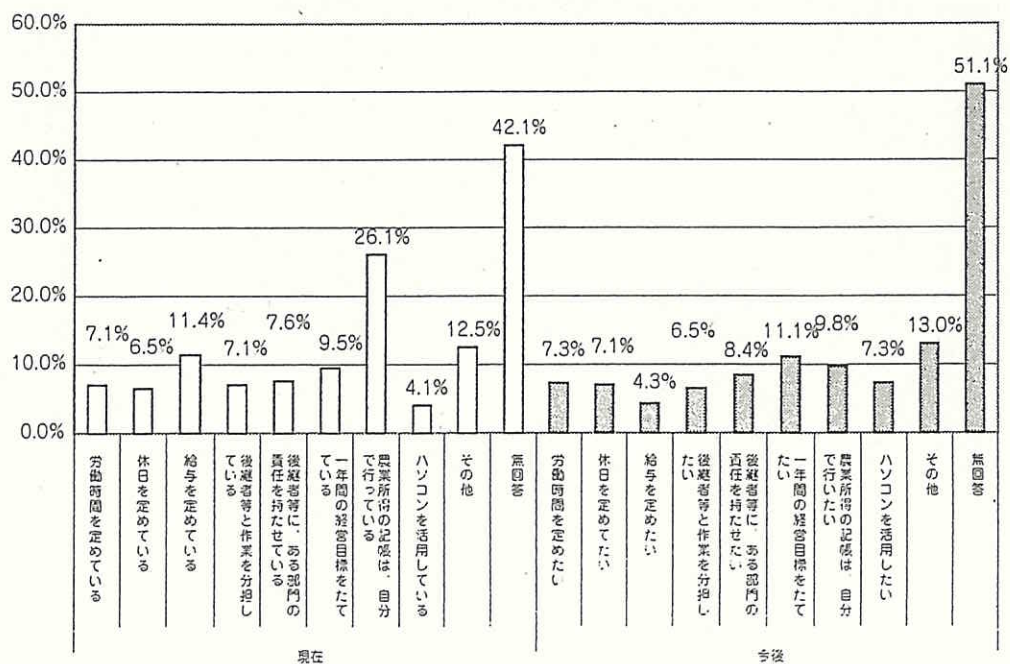
（資料：平成19年武蔵村山市農業振興計画策定基礎調査報告書）

主な生産形態について（農家意向調査）



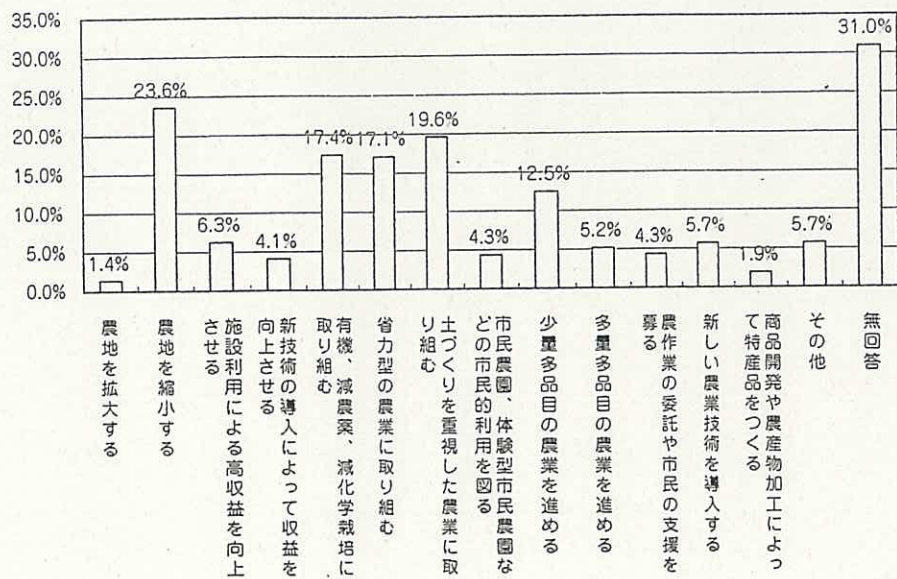
（資料：平成19年武蔵村山市農業振興計画策定基礎調査報告書）

農業経営の状況について（農家意向調査）複数回答



（資料：平成19年武蔵村山市農業振興計画策定基礎調査報告書）

今後の農業経営について（農家意向調査）複数回答



（資料：平成19年武蔵村山市農業振興計画策定基礎調査報告書）

【施策の体系】

- ア 認定農業者の育成・支援
- イ 合理的な農業経営の促進
- ウ 農業機械の共同利用の推進
- エ 営農形態に応じた支援の推進

【施策の内容】

(○：主体 △：支援 太字：重点事業)

ア 認定農業者の育成・支援	推進主体
本市農業の中核となる認定農業者を確保、育成するために、制度の普及と支援体制の整備を図る。 ・ 認定農業者制度の推進及び経営改善計画策定の支援 ・ 農業経営改善支援センターの設置 ・ 認定農業者による組織づくりの検討 ・ 市独自の支援策の検討	○農家 ○行政 ○JA
イ 合理的な農業経営の促進	○農家 ○行政 ○JA
家族経営であってもお互いに立場を尊重し、計画的、合理的な経営を支援し、魅力ある農業経営づくりを進める。 ・ 経営相談体制の充実 ・ 家族経営協定締結の促進 ・ パソコン簿記講習会の推進 ・ パソコン等の活用と普及推進 ・ 施設園芸の推進	
ウ 農業機械の共同利用の推進	○農家 ○行政 ○JA
農業機械の共同利用を推進し経営の効率化を図る。 ・ 機械共同利用の推進	

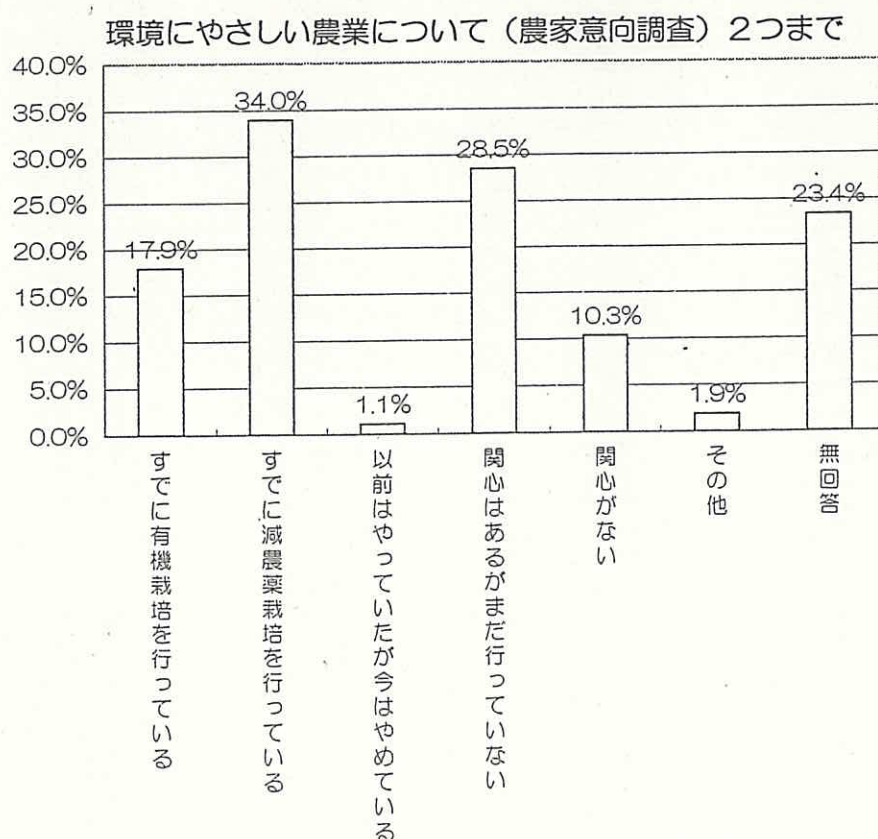
工 営農形態に応じた支援の推進	○農家 ○行政 ○JA △市民
本市の農業の特徴は、多様な農産物が生産されており、この特徴を生かすために、営農形態に応じた経営体の支援を推進する。 【野菜】 ・ 端境期対策としてビニールハウス等の施設化を推進 ・ 直売マップ等の情報の提供 ・ 学校給食及び契約栽培や大型店等への出荷の推進 ・ 販売袋、結束テープ等の導入の支援 ・ 農産物加工の推進 【果実】 ・ 宅配と直売の販売方法の推進 ・ インターネット販売など多様な販路の開拓 ・ 消費者ニーズに合った新品種導入の検討 ・ 首都圏に位置する立地条件を生かした、観光型農業の推進 ・ 農産物加工の推進 【畜産】 ・ 家畜周辺の環境改善の支援 ・ 酪農ヘルパー制度の充実 ・ 家畜排せつ物の堆肥化とその堆肥利用の促進 【花き・植木】 ・ 公共利用の推進 ・ 花き・植木のPR ・ 環境緑化等に対応した品種類の導入の研究 【茶】 ・ 東京狭山茶のPR ・ 減農薬・減化学肥料生産農業の推進 ・ 各種イベントへの出展により、需要の拡大の支援 【椎茸】 ・ 品質の高いほだ木を使い、安全・安心で良質な椎茸を生産する。 ・ 製品の差別化の推進 ・ 椎茸のPRを積極的に推進	

(2) 環境にやさしい農業を目指す

【現状と課題】

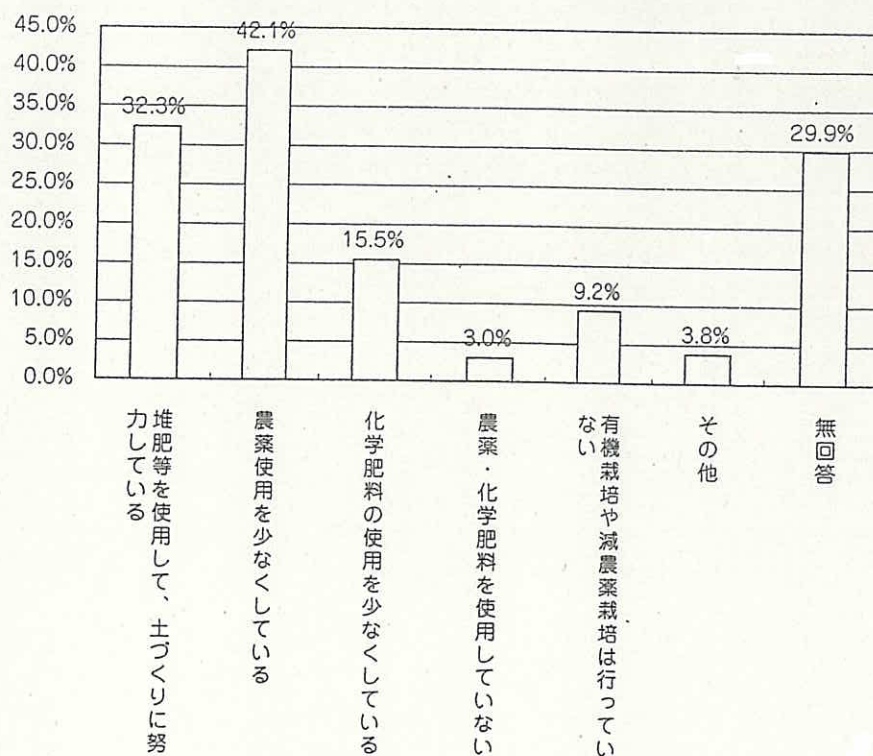
都市化が進行する中で、市民生活に配慮した環境保全型農業を目指す農業者も増加しており、東京都特別栽培農産物認証制度に基づく減農薬、減化学肥料栽培による農産物の認証を受けた農家は、平成19年現在、6名となっており、また、エコファーマー（東京都制度）が17人誕生するなど、消費者の安心・安全に配慮している。

市民意識調査では、農業・農地の期待として、「新鮮で安全な野菜、果樹の供給」、「農薬をあまり使わず、環境に配慮した農業」を望んでおり市民の食の安心、安全に対する期待は高く、少し高くても有機、減農薬の農産物を求める傾向にある。農家意向調査では、「環境にやさしい農業」を約52%が実施しており、努力していることとしては、「堆肥等を使用して、土づくりに努力している」、「化学肥料の使用を少なくしている」をあげている。農業者も有機・減農薬栽培の関心が高く、作物の生産の環境と調和に配慮し、安全・安心、品質の高い農業生産を推進していくことが重要である。



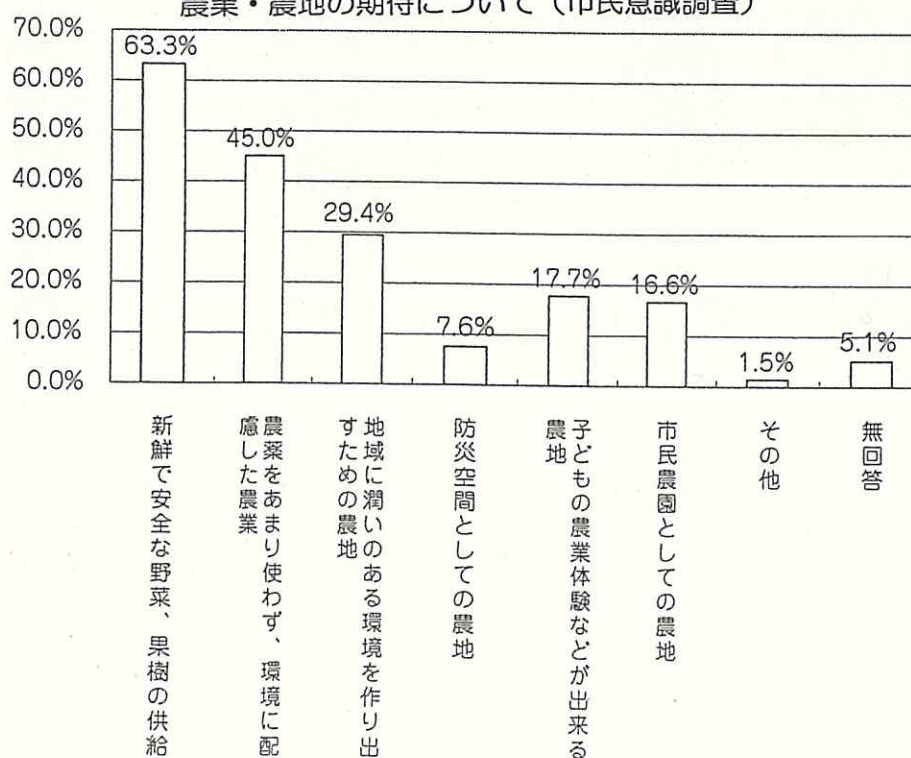
（資料：平成19年武蔵村山市農業振興計画策定基礎調査報告書）

環境にやさしい農業での努力について（農家意向調査）2つまで



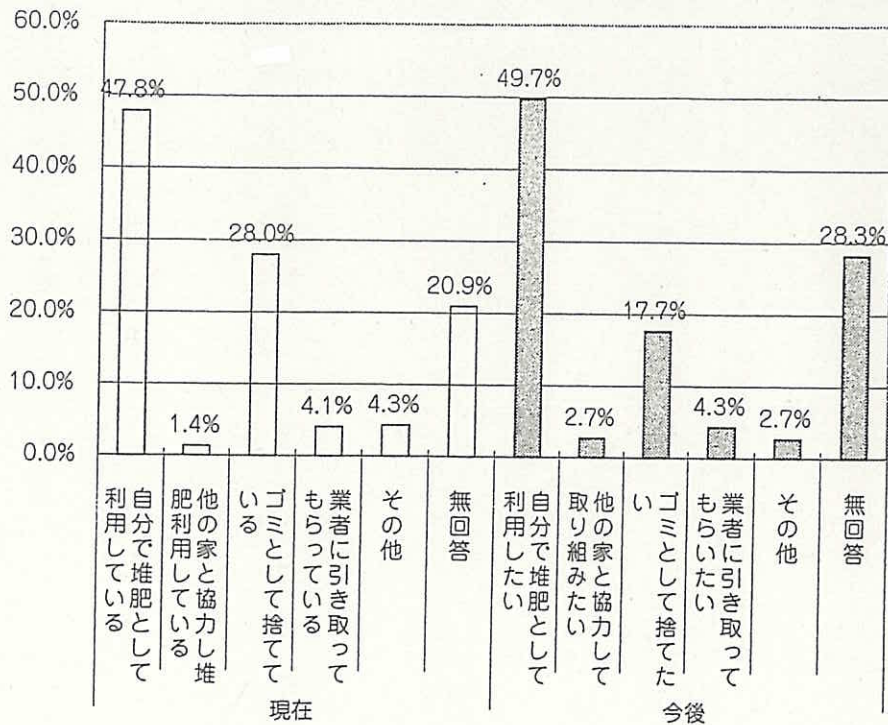
（資料：平成19年武蔵村山市農業振興計画策定基礎調査報告書）

農業・農地の期待について（市民意識調査）



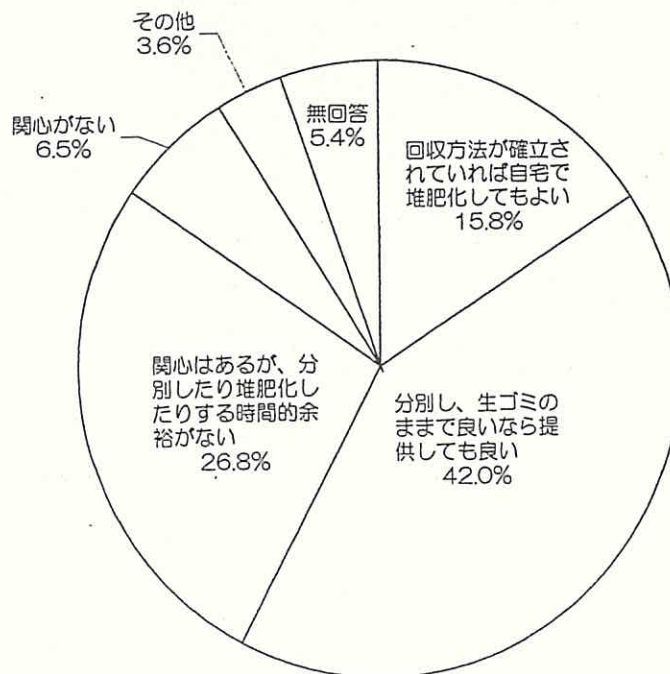
（資料：平成19年武蔵村山市農業振興計画策定基礎調査報告書）

野菜くず、剪定枝等の堆肥づくりについて（農家意向調査）複数回答



（資料：平成19年武蔵村山市農業振興計画策定基礎調査報告書）

生ゴミの堆肥化について（市民意識調査）



（資料：平成19年武蔵村山市農業振興計画策定基礎調査報告書）

【施策の体系】

- ア 持続的な農業生産の促進
- イ 有機物資源の有効活用
- ウ 土づくりの推進

【施策の内容】

(○：主体 △：支援 太字：重点事業)

ア 持続的な農業生産の促進	推進主体
市民が安心し、信頼できる安全な農産物を生産するために、有機肥料の活用や減農薬・減化学肥料農業の普及、拡大を図る。 ・ 有機肥料の活用や減農薬農業の支援 ・ 生産履歴の推進（トレーサビリティ） ・ 環境に配慮した病虫害防除技術の推進 ・ 特別栽培農産物認証制度の推進 ・ エコファーマー育成支援 ・ 農業用廃材の一括処理の推進	○農家 ○行政 ○JA △民間
イ 有機物資源の有効活用	
自然と調和のとれた環境負荷の少ない農業を推進していくために、市民生活や農業生産で発生する生ごみや残さ物、剪定枝等を利用した循環型農業を進める。 ・ 家庭の生ゴミの堆肥化の研究 ・ 農家連携による堆肥づくりの検討	○農家 ○行政 ○JA △市民
ウ 土づくりの推進	
健康な野菜など高品質な農業生産物には良い土壌が基本であり、安全で新鮮な野菜の生産を奨励する。 ・ 輪作体系の確立 ・ 土壌の物理性・化学性の改善	○農家 ○行政 ○JA △民間

(3) 農業の担い手を確保する

【現状と課題】

本市は、農業後継者の組織としては、20～40歳代の農業者で構成されている「農友会」があり、農業経営技術向上を目指し、様々な活動を行っている。農家意向調査でも、「すでに農業に従事している」または「いずれは継いでくれる」を合わせると28.5%を占めており、今後の担い手、労働力としては、後継者を中心とするものが多い。一方「自分たちでかんばる」「労働力に見合った生産方法を考える」を合わせると77.2%と高く、農業経営を労働力の現状に合わせる傾向がある。

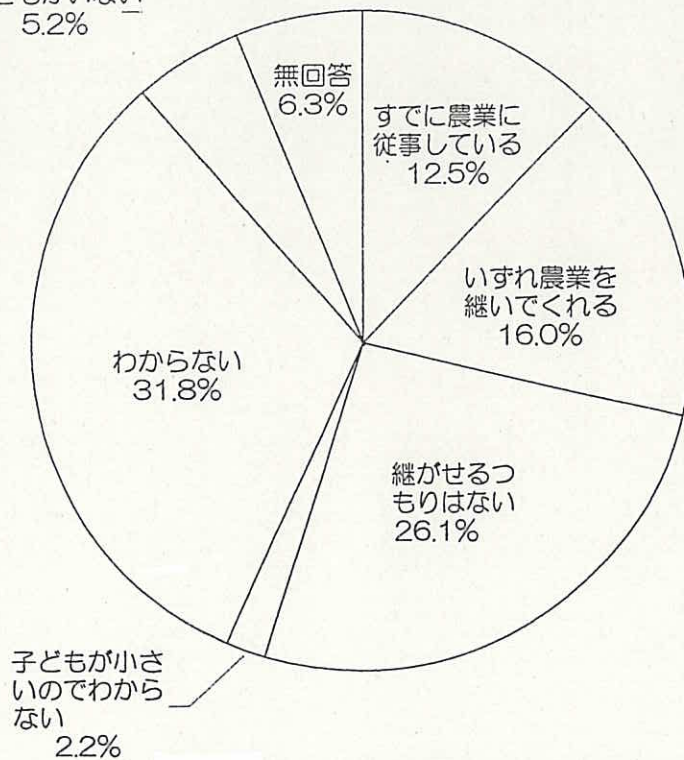
現在の農業就業状況は、家族労働が中心である。農家意向調査では、女性農業者は労働の補助的な担い手が主であるが、農業経営の中心、ある部門の中心、庭先販売、簿記・帳簿整理など多岐にわたっていることから、これからも女性農業者の果たす役割は一層重要になると考えられる。

市民との関係では、農業者からは農業の担い手や労働力としての期待は少ないが、「熱心な市民の協力や草取りなど補助的な作業の協力」を求める意向のほかに、「市民との交流にもなるので積極的に対応したい」と援農に対する期待も表れており、農家の労働力不足や市民の農業への参加を望む援農意向の高まりを反映して、今後は援農体制の検討を行うことが必要である。

担い手の不足と高齢化により、農業への参加を望む多くの市民など、新たな担い手の確保と育成が重要な課題となっている。

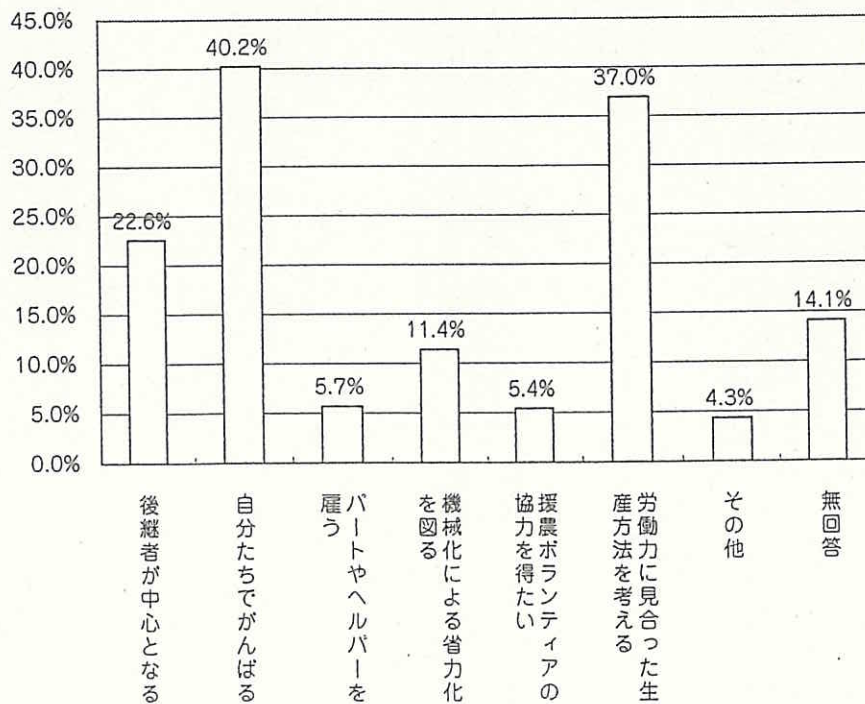
後継者の農業従事状況（農家意向調査）

子どもがいない
5.2%



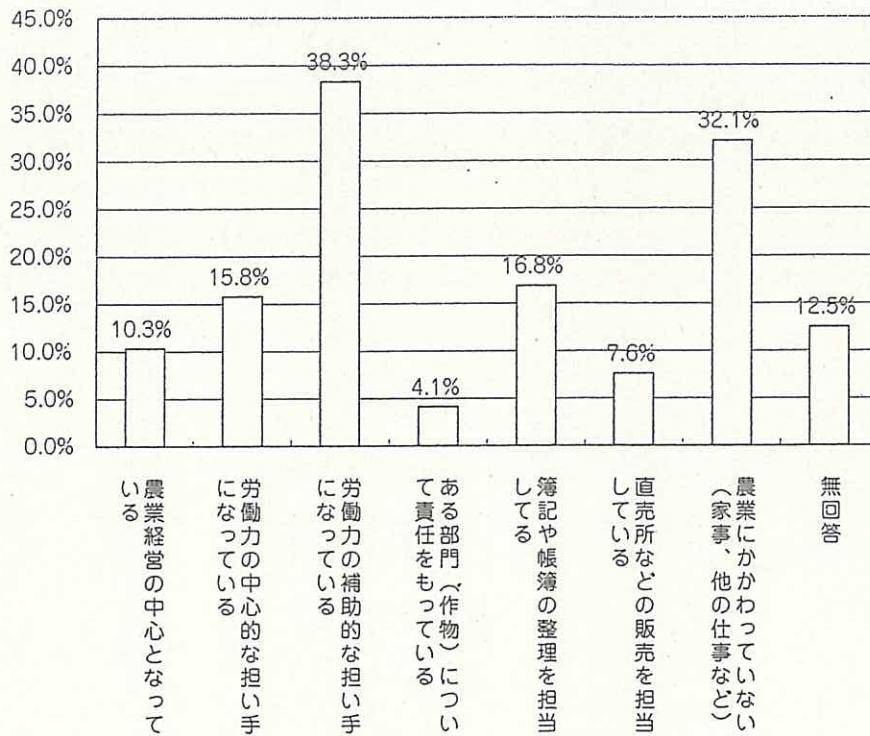
（資料：平成19年武蔵村山市農業振興計画策定基礎調査報告書）

農業の担い手・労働力について（農家意向調査）2つまで



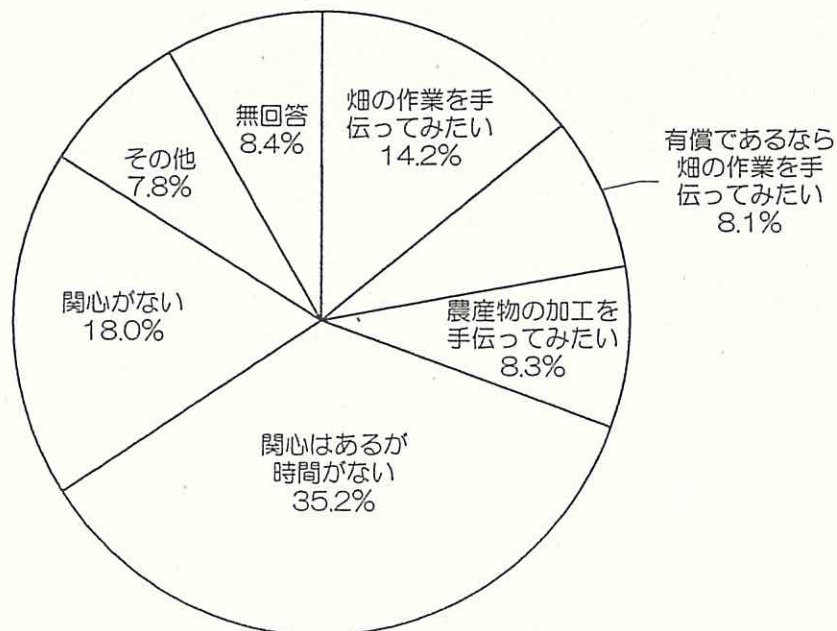
（資料：平成19年武蔵村山市農業振興計画策定基礎調査報告書）

女性の役割について（農家意向調査）複数回答



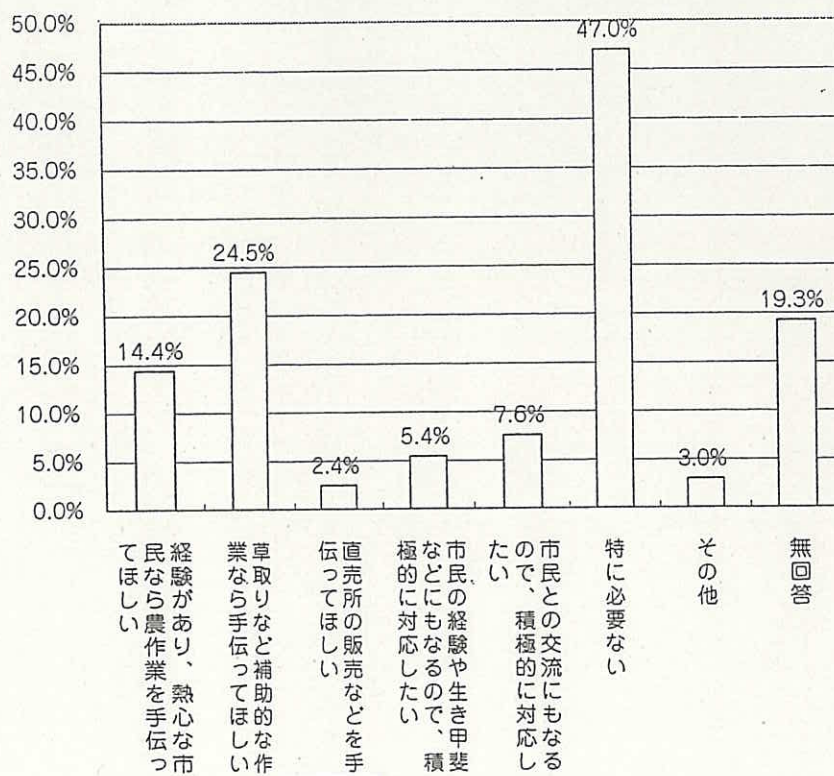
（資料：平成19年武蔵村山市農業振興計画策定基礎調査報告書）

農家の農作業を手伝ったりする活動にいて（市民意識調査）



（資料：平成19年武蔵村山市農業振興計画策定基礎調査報告書）

市民による援農・農作業の手伝いについて（農家意向調査）複数回答



（資料：平成19年武蔵村山市農業振興計画策定基礎調査報告書）

【施策の体系】

- ア 農業後継者の育成
- イ 新規就農者への支援
- ウ 女性農業者への支援・育成
- エ 援農システムの検討
- オ 農業関係団体等の連携の推進

【施策の内容】

(○：主体 △：支援 太字：重点事業)

ア 農業後継者の育成	推進主体
農業後継者が自立した農業経営を行える環境づくりを進めて、農業知識や技術の習得を支援するとともに、後継者組織の活動を支援する。 ・ 農業後継者育成対策事業 ・ 顕彰事業の推進 ・ 農業後継者組織への支援 ・ 農業関連制度の周知と推進	○農家 ○行政 △JA
イ 新規就農者への支援	
新たに農業に取り組みたいと希望する人が農業に参入しやすくなるような環境づくりの推進を図る。 ・ 新規就農希望者等の営農相談、経営指導の支援 ・ 就農に向けた農業技術などの研修制度の充実	○農家 ○行政 ○JA △市民
ウ 女性農業者への支援・育成	
女性農業者が農業の中心的な担い手になれるよう、技術や経営方法の習得を支援し、女性の発想を生かす活動の場づくりを進める。 ・ 女性農業者の育成 ・ 農業研修や講習会参加の促進 ・ 女性農業者の経営参画と「家族経営協定」締結に関する相談の充実	○農家 ○行政 ○JA △市民

エ 援農システムの検討 農家の農作業を応援したいという農業に関心を持つ市民を、労働力の不足している農家に派遣する援農を進める。 ・ 援農ボランティアの育成と活用 ・ 援農ボランティアの派遣体制の確立 ・ 援農技術講座の開催 ・ 農業ヘルパー制度の充実	○農家 ○行政 ○ＪＡ ○市民
オ 農業関係団体等の連携の推進 農業関係団体及び公益団体との連携を強化し、農家の支援を進める。 ・ ＪＡとの連携による農家支援 ・ 農業者団体の活動支援 ・ 各農業生産者組織間連携の促進 ・ 農業関係団体等との連携による農家の支援	○農家 ○行政 ○ＪＡ

(4) 販売、流通の改善を図る

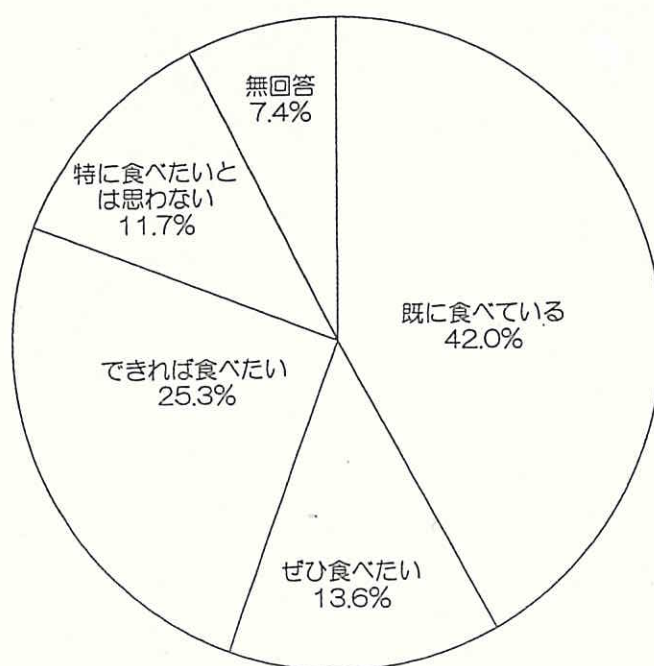
【現状と課題】

本市の農業は市場出荷が中心であるが、ここ数年は市内や近隣にある量販店との契約栽培を行う農業者も多く現れている。これは地元の量販店が市民のニーズに応えることと、農家側も地産地消の推進、市場に比べ価格の変動が少ない等のメリットがあることによる。

市民意識調査では、地場農産物の入手意向が高く、市内スーパーなどの量販店の市内産コーナーや地元商店での販売を望む声も強い。直売所についても、市民の多くが利用して、新鮮さや安さを評価し、多品目を扱う共同直売所を望んでいる。

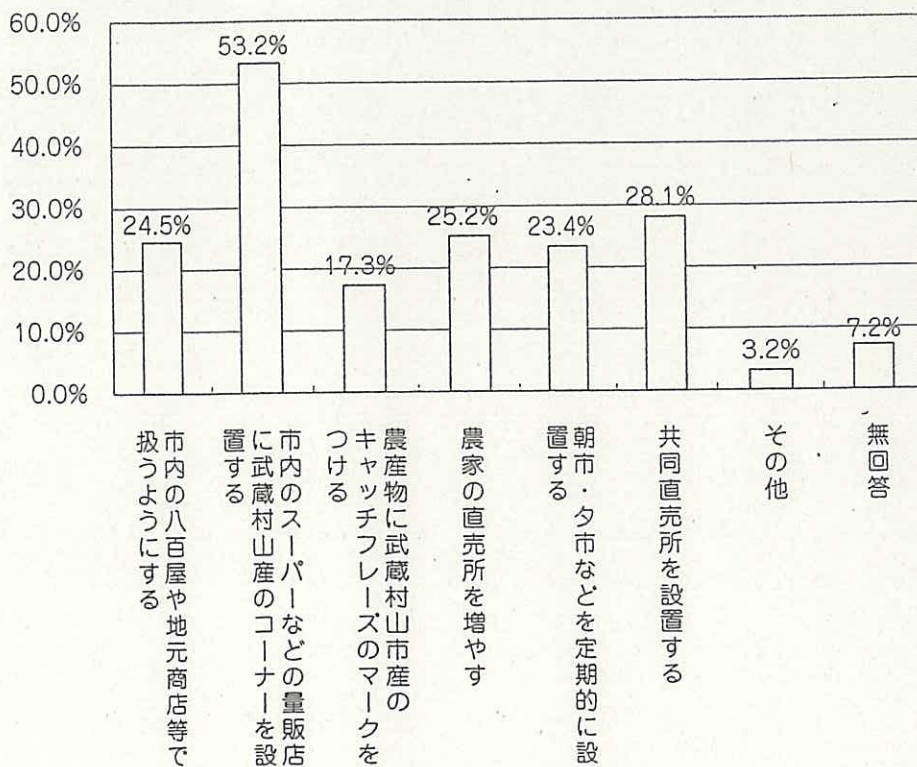
農家意向調査では、今後の農産物販売形態は、「直売・宅配」が市場出荷を上回り、特に果樹はこの傾向が強くなっている。直売は、市民への新鮮な農産物供給、自給的農家の活性化等の役割があり、今後農業従事者の高齢化や経営耕地面積が縮小していくことが予想されるため、少量の農産物でも比較的手間がかからず出荷・販売できる多様な形態の直売を検討し進める必要がある。

地場農産物への関心度について（市民意識調査）



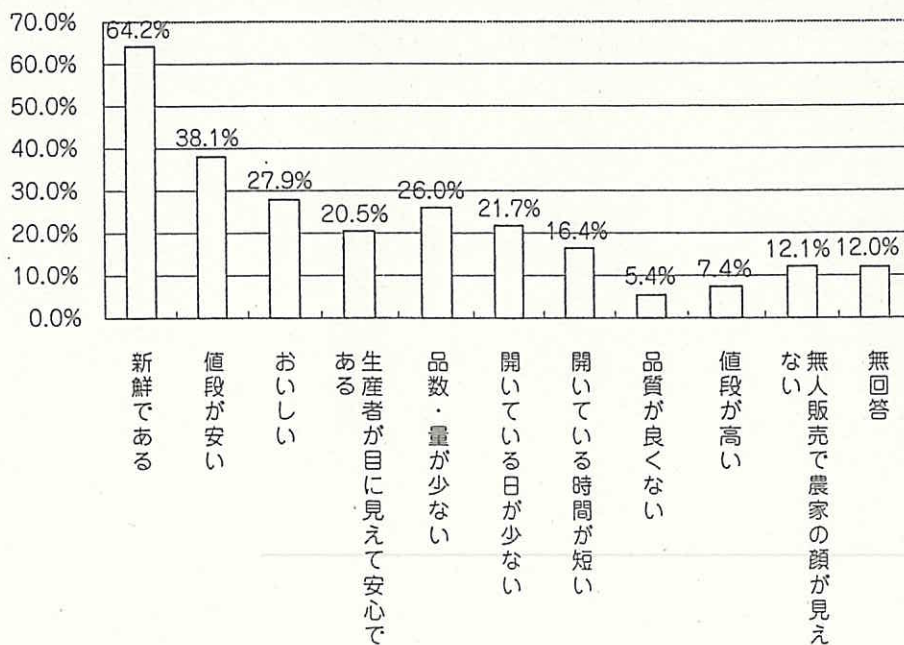
（資料：平成19年武蔵村山市農業振興計画策定基礎調査報告書）

地場農産物を入手しやすくする方法（市民意識調査）2つまで



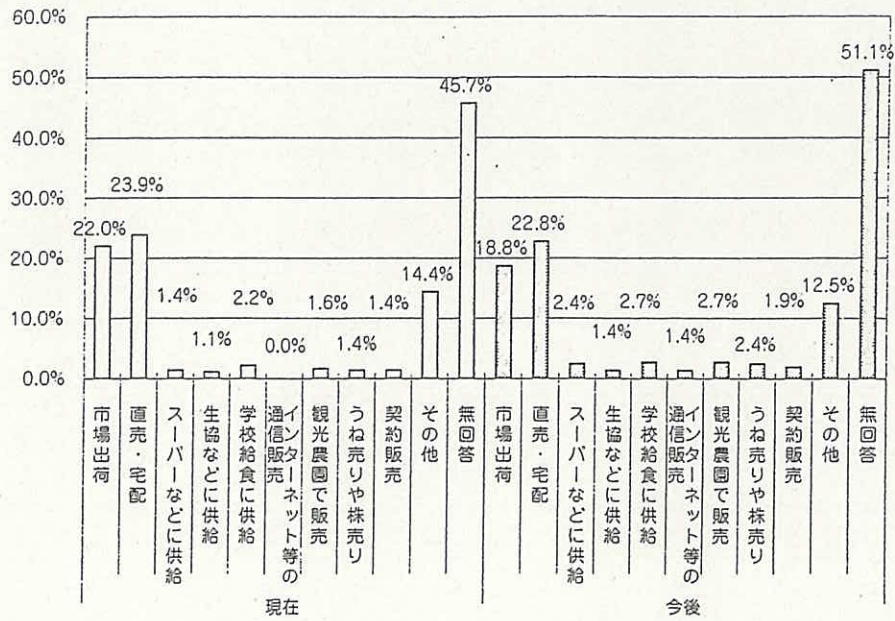
（資料：平成19年武蔵村山市農業振興計画策定基礎調査報告書）

直売所について感じる事（市民意識調査）複数回答

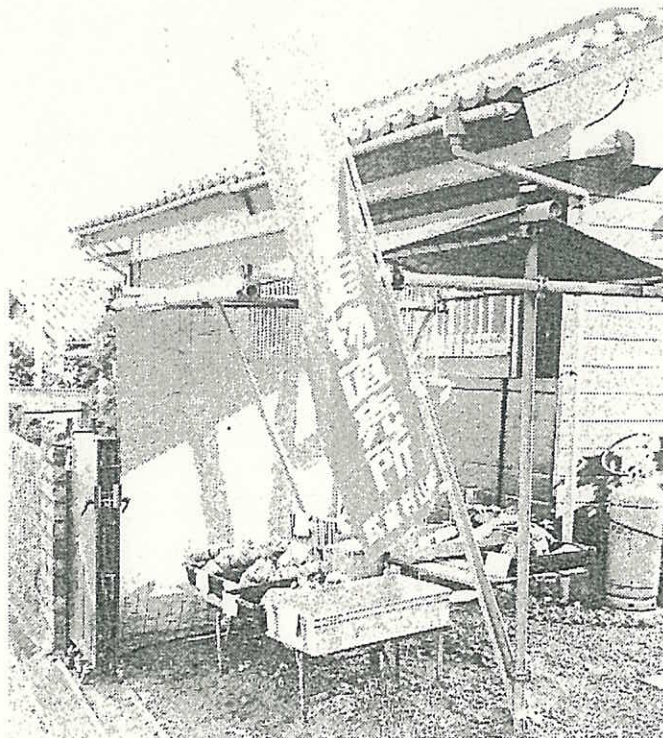


（資料：平成19年武蔵村山市農業振興計画策定基礎調査報告書）

農産物の販売方法等について（農家意向調査）複数回答



（資料：平成19年武蔵村山市農業振興計画策定基礎調査報告書）



三ッ藤地区の農産物直売所

【施策の方向】

- ア 直売所の情報発信
- イ 直売所の拡大、充実
- ウ 武蔵村山産ブランド化の促進
- エ 量販店、生協等の販路の拡大

【施策の内容】

(○：主体 △：支援 太字：重点事業)

ア 直売所の情報発信	推進主体
市内の直売所について、市民にわかりやすい情報を提供し、直売所の存在を市民に広くPRする。 - 農産物直売所マップの更新と充実 - のぼり旗の活用 - 市ホームページ、広報紙等の活用	○農家 ○行政 ○JA △市民
イ 直売所の拡大、充実	○農家
農家の多様な直売を支援するとともに、直売の機会の拡大を進める。 - 農家の直売促進 - 観光農園と連携した直売の推進 - 畝売り、株売り、もぎ取り等の直売の普及 - 新たな共同直売所の設置の検討 - 定期市の開催の検討・促進 - 各種イベントと連携した直売の検討・促進	○行政 ○JA △市民
ウ 武蔵村山産ブランド化の促進	○農家
環境へのやさしさにこだわった農産物は、市場で一定の評価を得ているが、今後より一層、競争力を強化しブランド化の普及・拡大を図る。 - 市場出荷におけるブランド化の推進 - 販売袋、結束テープ等の導入支援 - ロゴマークの使用促進	○行政 ○JA △市民

エ 量販店・生協等の販路の拡大	○農家 ○行政 ○JA △市民 △民間
市民への地場農産物の普及を図るために、量販店への共同出荷、異業種との連携を進め、市内の販路の拡大を図る。 ・ 学校・保育園給食の利用拡大の推進 ・ 入浴施設での販売の拡大の推進 ・ スーパーや生協との契約栽培の推進 ・ スーパー等での農産物の販売コーナー設置の推進 ・ 地元飲食店における活用の検討 ・ インターネット販売の促進	



大型量販店での農産物販売コーナー

3 農とふれあいのあるまちづくりの推進

(1) 農とふれあう場を確保する

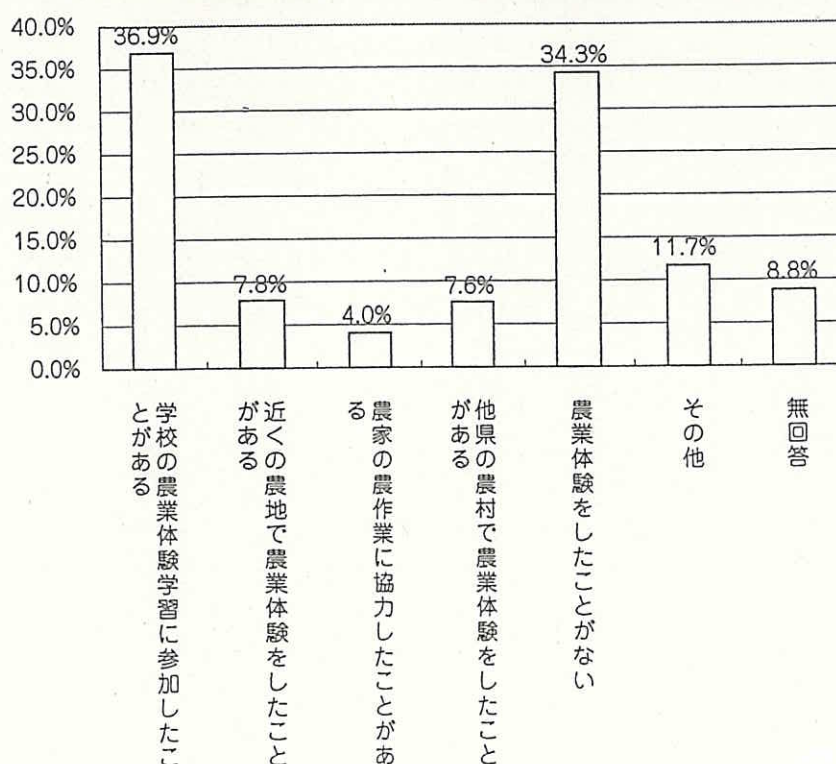
【現状と課題】

本市には、野山北公園にそれぞれの小学校に区分された「学習田」が設置されており、水稻栽培を通じた体験学習が実施されている。また、他にも各小学校に栽培学習園が設置されている。農業体験などを通じた「食料と農業の教育」は、環境や食べものの大切さなどを伝え、子供たちの人間形成に大きな効果が期待される。

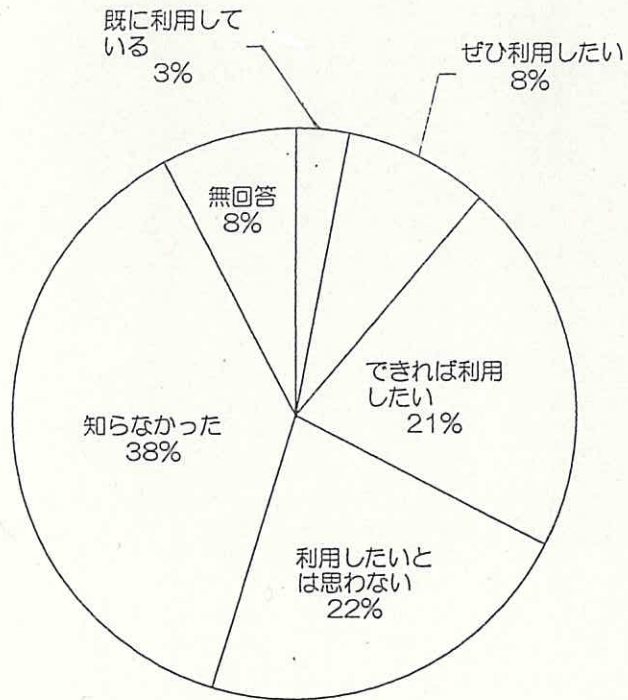
また、本市には、市民の農業体験の場の確保を進めており、現在、高齢者（60歳以上）を対象とした高齢者喜び農園が5か所、一般市民を対象とした体験型市民農園が2か所、体験ファームが1か所設置されている。

市民意識調査では、市民農園の利用意向は、「利用したい」が29%を占めており、体験型市民農園でも利用意向は、「利用したい」が24%を占め、余暇時間の活用として何らかの形で農業と関わることに賛意を示している。市民のニーズを見極めながら市民農園の設置拡大が求められている。

子供たちの農業体験について（市民意識調査）複数回答

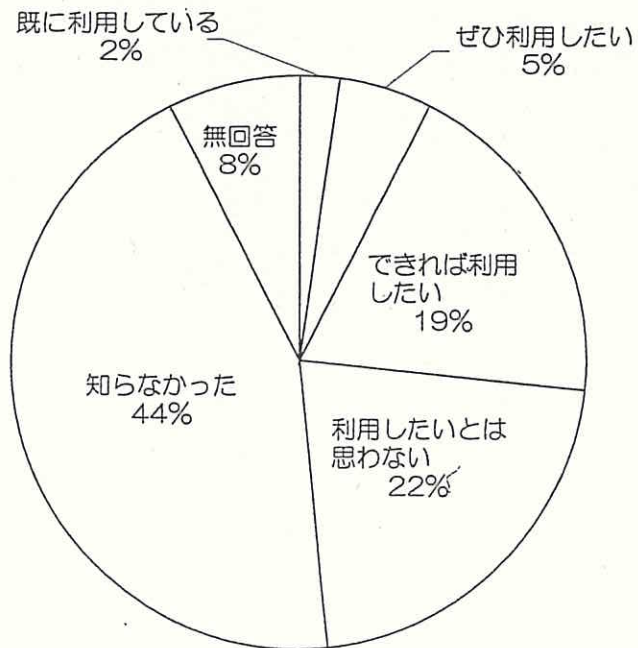


市民農園の利用について（市民意識調査）



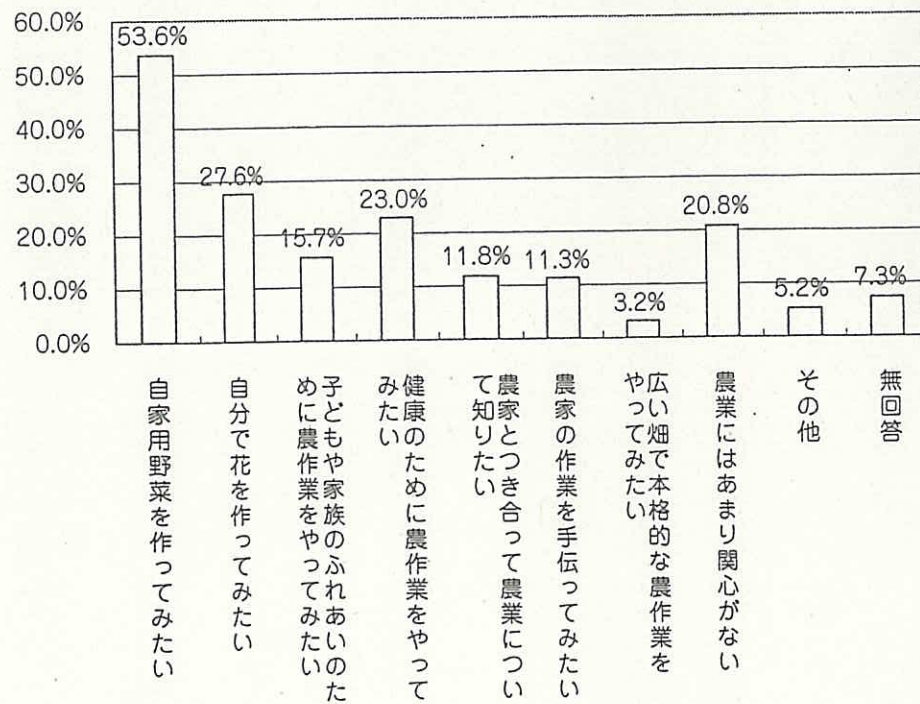
（資料：平成19年武蔵村山市農業振興計画策定基礎調査報告書）

体験型市民農園の利用について（市民意識調査）



（資料：平成19年武蔵村山市農業振興計画策定基礎調査報告書）

今後の余暇時間の活用と生きがいについて（市民意識調査）複数回答



（資料：平成19年武蔵村山市農業振興計画策定基礎調査報告書）

【施策の体系】

- ア 農業体験の推進
- イ 多様な交流の場づくり

【施策の内容】

(○：主体 △：支援 太字：重点事業)

ア 農業体験の推進	推進主体
小中学生の食農教育として、食物の大切さや農業の重要性を理解してもらうために、さまざまな体験を通して、農地・農業を活用した事業を推進する。 ・ 農業体験学習の推進と整備 ・ 学童農園等の整備 ・ 水稻栽培体験の充実	○農家 ○行政 △JA
イ 多様な交流の場づくり	
農業体験は年齢層等によりニーズが異なることから、多様な体験の場を確保するとともに、関係団体と連携した場づくりを支援する。 ・ 市民農園の利用促進 ・ 体験型市民農園の利用促進 ・ 身近な観光農園の利用促進 ・ 農ウオークなどの農とのふれあい事業の実施	○農家 ○行政 ○JA ○市民 △民間

(2) 農家との交流を深める

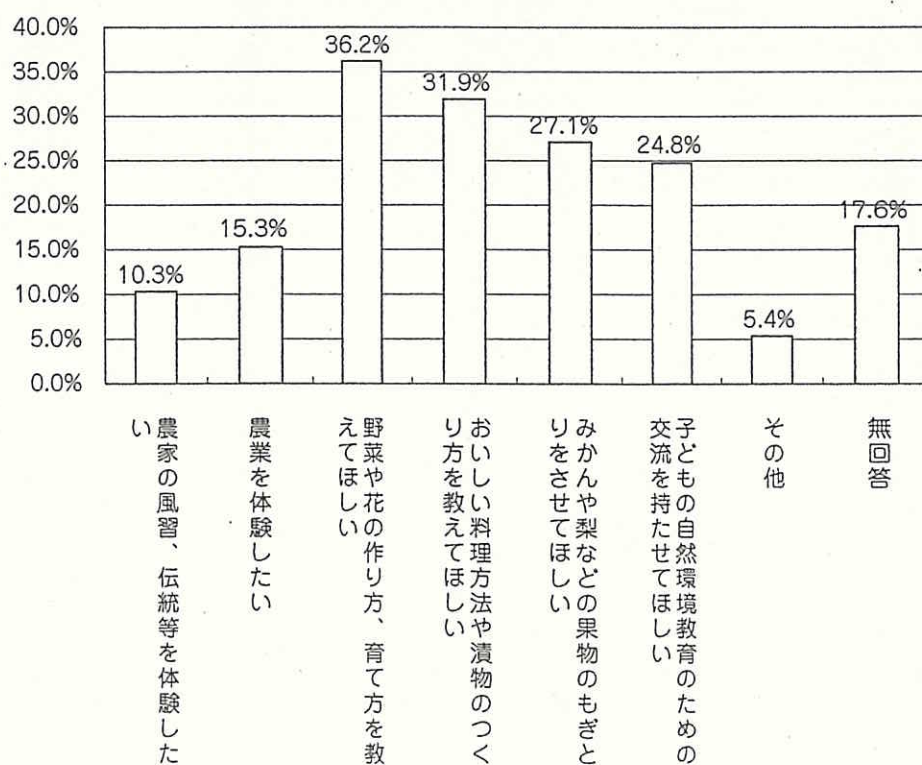
【現状と課題】

市民意識調査では、市民は「野菜や花の栽培方法」、「野菜の料理法」、「漬物づくり」、「観光農園」などを望んでいる一方、農家は「農産物の販売」「地域行事」、「農業体験」などを通じた交流を求めている。本市では、農家と市民の交流を促進するために「農業まつり」が開催されており、地場農産物の販売、農産物の品評会、イベントなどを通じて農家と交流が行われている。

農業者と市民との交流を進めるためには、農業に関する情報を市民にわかりやすく提供することが重要である。さらに、これまで進めてきた交流をさらに充実し、農業者と市民の交流の場を一層拡大するとともに、各地域で交流が進められるよう支援していく必要がある。

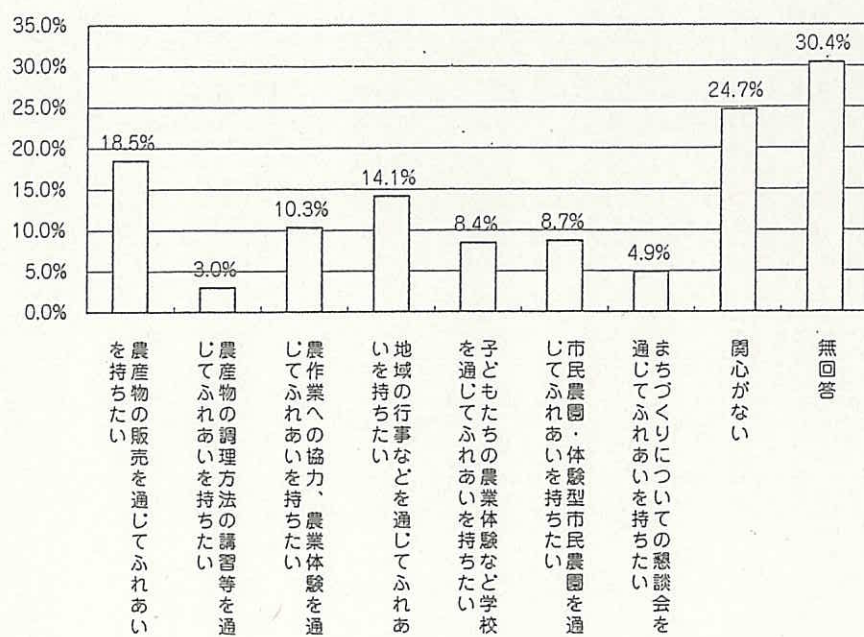
今後、こうした交流型の農業によって、市民にふれあいとやすらぎの場を提供する取組の一層の拡大が期待されている。

農家との交流について（市民意識調査）複数回答



（資料：平成19年武蔵村山市農業振興計画策定基礎調査報告書）

地域住民とのふれあいについて（農家意向調査）複数回答



（資料：平成19年武蔵村山市農業振興計画策定基礎調査報告書）



農業体験

【施策の体系】

- ア 農業情報の提供
- イ 市民との交流機会の拡大
- ウ 食文化の継承・発展

【施策の内容】

(○：主体 △：支援 太字：重点事業)

ア 農業情報の提供	推進主体
行政情報を有効に活用するとともに、農業者、農業団体との連携による農業情報づくりと発信を進める。 ・ 農業者団体などが作成する農業情報づくりの支援 ・ 農業委員会が発行している「農業委員会報」の充実 ・ 市のホームページ、広報紙等の活用による農業情報の提供 ・ 農業者開設のホームページの支援 ・ 各種農産物販売所マップの更新等の情報の充実 ・ 市情報コーナーにおける農業情報の充実	○農業者 ○行政 ○ＪＡ △市民
イ 市民との交流機会の拡大	
各種の農業イベントの充実を図るとともに、市民のニーズに応じた新たな交流の場づくりを進める。 ・ 農業まつり等を通じた市民との交流の充実 ・ 各種イベントとの連携促進	○農業者 ○行政 ○ＪＡ △市民
ウ 食文化の継承、発展	
市民との協働による地場農産物を活用した食文化の継承と創造を図る。 ・ 地場農産物を活用した料理を提供する場の検討 ・ 農家と市民との交流による伝統料理の継承	○農業者 ○行政 △ＪＡ ○市民

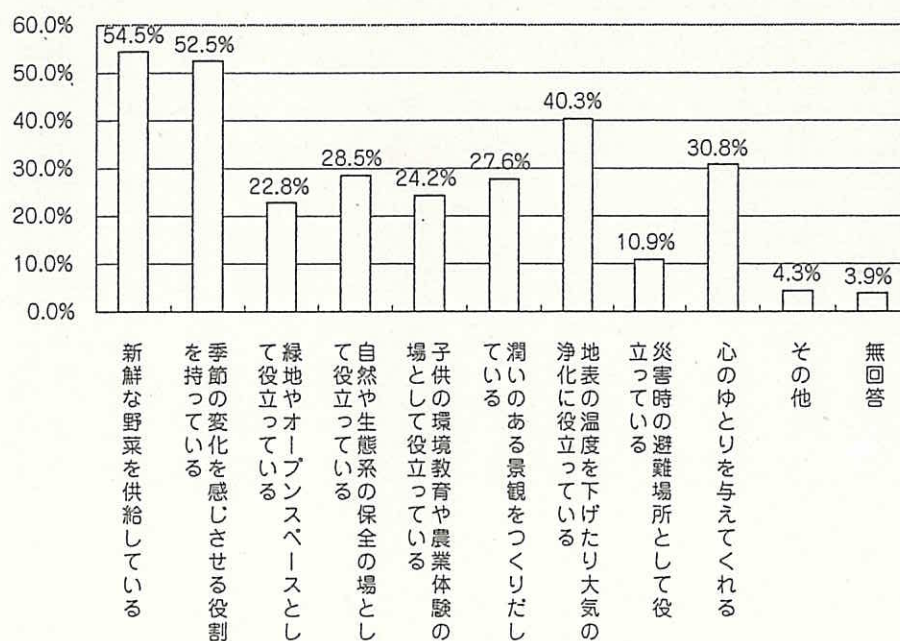
(3) 農のあるまちづくりを推進する

【現状と課題】

農地は、農作物の生産機能だけではなく、気温の上昇を和らげ、雨水を貯留し、地下水を涵養するほか、生き物を育てる空間を残し、都市に潤いとやすらぎを与えるなど、多面的な機能を有している。市民意識調査では、農業・農地に関して「新鮮な野菜供給」のほかに、「季節感」、「地表の温度を下げたり、大気の浄化」への評価が高くなっている。

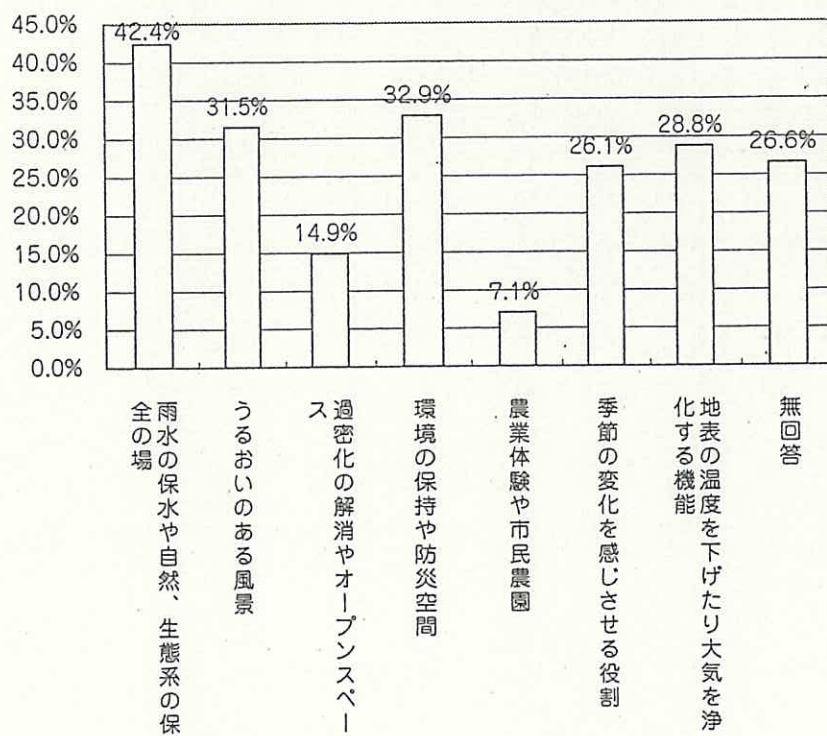
しかし一方で、農家意向調査では、生産以外の役割の中でも、「雨水の保全や自然、生態系の保全の場」、「環境の保全、防災空間」という回答が上位を占めている。過密化する都市環境の中で農家や農業集落の景観は、市民にとっても貴重な環境であり、市民への農業・農地の理解を深め、市民と農家がともに進める「農のあるまちづくり」の展開が必要である。

農業・農地について評価できる（市民意識調査）複数回答



（資料：平成19年武蔵村山市農業振興計画策定基礎調査報告書）

都市農業の役割について（農家意向調査）3つまで



（資料：平成19年武蔵村山市農業振興計画策定基礎調査報告書）

【施策の体系】

- ア 農地の多面的機能の発揮
- イ 農地及び農地周りの環境美化の推進
- ウ 農業景観の保全、形成
- エ 落ち葉の堆肥化事業の推進

【施策の内容】

(○：主体 △：支援 太字：重点事業)

ア 農地の多面的機能の発揮	推進主体
農地の持つ多面的機能を市民に周知するとともに、市民との協働による農地の保全と活用を進める。 ・緑の基本計画等関連計画による農地の保全 ・農地の防災、緑地機能としての活用	○農業者 ○行政 ○ＪＡ ○市民
イ 農地及び農地周りの環境美化の推進	
農業、農地の公益的機能を市民に周知し、市民との協働による地域環境の美化を進める。 ・農地へのごみ投棄の防止対策 ・農地周りの植栽事業の市民参加による美化の推進	○農業者 ○行政 ○ＪＡ ○市民
ウ 農業景観の保全、形成	
緑豊かな農地を保全していくとともに、農地に隣接する生垣や屋敷林等も心やすらぐ農業景観として、保全方策を研究する。 ・農業景観の情報収集と提供 ・生け垣、屋敷林、農地周辺的环境づくり	○農業者 ○行政 ○ＪＡ ○市民
エ 落ち葉の堆肥化事業の推進	
公園、狭山丘陵等の落ち葉を農家が回収して堆肥づくりを進める。 ・公園、狭山丘陵等の落ち葉の回収農家の拡大	○農業者 ○行政

4 武蔵村山市農業振興計画施策一覧

(1) 生産の基本となる農地の保全

(短期：概ね3年以内に実施する事業 中長期：5年から10年を目途に実施する事業)

◎ 継続重点事業

○ 継続事業

☆ 新規事業

★ 新規重点事業

施策の柱	施策の内容	具体的な事業内容	短期	中長期
(1) 農地を 保全 する	ア 調整区域内 農地の保全	・農地の有効利用の促進	市街化調整区域の優良集団農地の確保を基本に、計画的な土地利用と農地の有効利用を図る。	◎
		・今後の活用意向の把握	市街化調整区域の優良集団農地の土地所有者に対して農地利用意向を把握する。	○
	イ 生産緑地の 保全と追加指 定の継続	・農業委員による実態把握と肥培管理指導の徹底	特例農地及び生産緑地を主とした農地パトロールを実施する。	○
		・生産緑地地区の追加指定の継続	農業と調和した緑あるまちづくりを進める観点から、生産緑地の保全を図って行くとともに、追加指定の継続を推進する。	○
	ウ 宅地化農地 の保全	・市民農園、学童農園の拡充	都市農業を維持するために市民農園、学童農園の増設を検討する。	○
		福祉施設等の農園利用の検討	高齢者や障害のある方も利用できる福祉農園の設置を検討する。	☆
	エ 相続対策の 支援	・農家相続対策に関する研修・相談の充実	農業会議などによる税対策等の研修・相談の充実を図る。	○
		・相続税納税猶予制度の継続支援	農業委員会系統組織を通じて相続税納税猶予制度の堅持を要望する。	○

(2) 農地を 生かす	ア 遊休農地の 有効活用	・農地所有者への肥培 管理の指導	遊休化の懸念のある農地の適正管理の指導を行 う。	◎	
		・農業経営基盤強化促 進法の説明会の開催	農業経営基盤強化促進法の説明会を開催する。	★	
		・農業者などによる農 作業の受委託の組織 化	高齢や病気などによる農地の遊休化を防止する ために、農作業の受委託を行う組織の推進を図る。	☆	
		・遊休農地解消の普及 資料の作成、活用	農業委員会報等でPRする。	☆	
	イ 農業生産環 境の整備	・排水施設、農道等の 修繕、整備	農地を良好に維持し安定生産のため、圃場の排 水施設の整備と農業用資材等の運搬の効率化をは かるため、農道等の修繕、整備を進める。	○	
		・農家が行う生産環境 対策の支援	住宅と混在する農地は、農家が周辺環境への負 荷を低減するために市民と農家がともに理解を深 めるようにする。	○	
		・有害鳥獣による被害 防除対策の推進	有害鳥獣による農作物被害が深刻化し、生産意 欲の低下の要因になっていることから、効果的な 鳥獣害対策の取り組みを推進する。	○	
		・農作物への光害の防 止指導	農作物の生育環境（光害）を軽減するために、 光害が発生しにくい照明施設や設置場所に関する 指導を進める。	○	

(2) 魅力ある農業経営の推進

(短期：概ね3年以内に実施する事業 中長期：5年から10年を目途に実施する事業)

◎ 継続重点事業

○ 継続事業

☆ 新規事業

★ 新規重点事業

	施策の柱	施策の内容	具体的な事業内容	短期	中長期
(1) 活力ある農業経営体の育成を図る	ア 認定農業者の育成・支援	・認定農業者制度の推進及び経営改善計画策定の支援	認定農業者制度の導入を推進するために、農業経営改善計画の策定を支援する。	★	
		・農業経営改善支援センターの設置	安定的な農業経営への改善を計画的に進めようとする農業者を支援するため、農業経営改善支援センターを設置する。	★	
		・認定農業者による組織づくりの検討	認定農業者の組織づくりを検討する。	☆	
		・市独自の支援策の検討	経営改善計画達成に向けた市独自の支援策を検討する。	☆	
	イ 合理的な農業経営の促進	・経営相談体制の充実	経営の効率化、安定化に関する経営相談体制の充実を図る。	○	
		・家族経営協定締結の促進	家族経営協定を締結し、家族それぞれの役割を明確にした就業体制づくりを進める。	★	
		・パソコン簿記講習会の推進	農業者の農業経営管理の向上を図り、企業的な農業経営を育成するために、簿記講習会を推進する。	○	
		・パソコン等の活用と普及推進	経営管理、肥培管理、栽培計画等におけるOA機器の採用を推進する。	○	
		・施設園芸の推進	パイプハウス等の施設化を図り、耕地利用率の高い集約的農業と減農薬農業を推進する。	◎	
	ウ 農業機械の共同利用の推進	・機械共同利用の推進	農業経営の効率化を通じて、営農の継続を支援するために、農業機械の共同利用を推進する。	○	

(2) 環境にやさしい農業を目指す	エ 営農形態に応じた支援の推進	・野菜、果実、畜産、花き・植木、茶、椎茸などの農家への支援	多様な農畜産物が生産されており、この特徴を生かすため、営農形態に応じた経営体を支援する。	◎	
	ア 持続的な農業生産の促進	・有機肥料の活用や減農薬農業の推進	環境負荷を低減させるため、有機質肥料や減農薬農業の取り組みを支援する。	◎	
		・生産履歴の推進（トレーサビリティ）	農産物の栽培履歴の記帳を進め、消費者に信頼される生産者を育成する。	○	
		・環境に配慮した病害虫防除技術の推進	病害虫防除技術の広報や研修を積極的に推進する。	○	
		・特別栽培農産物認証制度の推進	都の栽培指針に基づき減農薬・減化学肥料で栽培された農産物を認証し、認証農産物を生産する農業生産者の拡大を図る。	◎	
		・エコファーマー育成支援	地域の中心となって、持続性の高い農業生産方式の導入に取り組む農業者をエコファーマーとして認定し信頼される農業生産者の拡大を図る。	◎	
		・農業用廃材の一括処理の推進	農業生産の過程で生じるビニールや農薬瓶の農業廃材の発生抑制と一括適正処理を推進する。	○	

(2) 環 境 に やさ しい 農 業 を 目 指 す	イ 有機物資源 の有効活用	・家庭の生ゴミの堆肥 化の研究	家庭の生ゴミ堆肥化を検討する。		○
		・農家連携による堆肥 づくりの検討	農業残さ野菜くずや剪定枝のチップによる堆肥 づくりを農家の連携により検討する。		○
	ウ 土づくりの 推進	・輪作体系の確立	連作により土壌中の病原菌、害虫など農産物の 生産に障害が起こり、品種の低下を招くことから その対策として輪作体系を確立する。	○	
		・土壌の物理性・化学 性の改善	過大な施肥による環境への負荷を防止するため に、作物に適した土壌環境を作るための土壌診断 等を進める。	○	

(3) 農業の担い手を確保する	ア 農業後継者の育成	・農業後継者育成対策事業	後継者を対象にした視察事業や研修会、講習会を開催する。	◎	
		・顕彰事業の推進	企業の経営を行う農業後継者を顕彰する。	○	
		・農業後継者組織への支援	後継者組織の活動に対し、支援を継続し充実を図る。	◎	
		・農業関連制度の周知と推進	農業委員会報等を通じて農業制度等をPRする。	○	
	イ 新規就農者への支援	・新規就農希望者等の営農相談、経営指導の支援	定年就農や定年帰農者の増加が想定されることから、就農者に対する農業経営相談や技術支援をする。	○	
		・就農に向けた農業技術などの研修制度の充実	新規就農者の支援のため技術、経営指導を進める。	○	
	ウ 女性農業者への支援・育成	・女性農業者の育成	女性が農業に関わる様々な場面において、その能力を十分に発揮できるように支援する。	○	
		・農業研修や講習会参加の促進	地域の寄り合いや農業関係の会合への女性の参加を促進する。	○	
		・女性農業者の経営参画と「家族経営協定」締結に関する相談の充実	女性の経営参加を推進するために役割分担を明らかにする「家族経営協定」の締結を促進する。	☆	
	エ 援農システムの検討	・援農ボランティアの育成と活用	公募により援農ボランティアを養成し、労働力の不足している農家にボランティアとして派遣し担い手不足の解消を図る。	★	

(3) 農 業 の 担 い 手 を 確 保 す る		・援農ボランティアの 派遣体制の確立	関連機関との連携により農家とボランティアの 派遣体制の確立を図る。	★	
		・援農技術講座の開催	援農希望される方の援農技術講座を開催し派遣 者の育成を図る。	☆	
		・農業ヘルパー制度の 充実	農家の担い手や休日の確保などによる「農業ヘ ルパー」として、労働力の確保の充実を図る。	☆	
	オ 農業関係団 体等の連携の 推進	・ＪＡとの連携による 農家支援	農業技術や農業経営の指導をＪＡと連携して農 家支援を図る。	○	
		・農業者団体の活動支 援	市の農業施策については、ＪＡをはじめとする 農業者団体と連携して進める。	○	
		・各農業生産者組織間 連携の促進	各農業生産者団体の交流拡大の促進を図る。	○	
		・農業関係団体等との 連携による農家の支 援	農業関係団体及び公益団体との連携を強化し、 農家の支援を進める。	○	

(4) 販売、流通の改善を図る	ア 直売所の情報発信	・農産物直売所マップの更新と充実	直売所マップの内容を更新し、最新情報の提供を促進する。	◎	
		・のぼり旗の活用	のぼり旗を作成し市民、消費者に直売所のPRを図る。	○	
		・市のホームページ、広報紙等の活用	市のホームページに地元産農産物や直売所などの情報や農業の取り組みを発信する。	○	
	イ 直売所の拡大、充実	・農家の直売促進	直売農家を増やし地産地消による地場農産物の消費拡大を図る。	◎	
		・観光農園と連携した直売の推進	観光農園と連携した農産物のセット販売を推進する。	○	
		・畝売り、株売り、もぎ取り等の直売の普及	農家の多様な販売を支援するとともに、直売の機会の拡大を図る。	○	
		・新たな共同直売所の設置の検討	地場農産物の消費拡大を図るために共同直売所の設置を農家と関連機関で検討する。		☆
		・定期市の開催の検討・促進	消費者ニーズや立地条件を考慮しながら、新規の定期市開設について検討する。	○	
		・各種イベントと連携した直売の検討・促進	各種イベントに積極的に参加し、地場農産物のPRを図る。	○	
	ウ 武蔵村山産ブランド化の促進	・市場出荷におけるブランド化の推進	環境にやさしい地場農産物のブランド化と普及のためのPRの強化を図る。	○	
		・販売袋、結束テープ等の導入支援	市内産を明示する販売袋、結束テープなどの資材の共同製作を支援する。	◎	

(4) 販売、流通の改善を図る		・ロゴマークの使用促進	武蔵村山の農産物のブランド化の推進と普及拡大を図るためロゴマークを促進する。	◎	
	工 量販店・生協等の販路の拡大	・学校・保育園給食の利用拡大の推進	学校、保育園給食での地場農産物の導入の拡大を図る。	◎	
		・入浴施設での販売の拡大の推進	かたくりの湯の直売所を充実させ地場農産物のPRと販売促進を図る。	○	
		・スーパーや生協との契約栽培の推進	スーパーや生協との契約栽培の拡大を推進する。	○	
		・スーパー等での農産物の販売コーナー設置の推進	市内産農産物が市民に入手しやすいスーパー等に販売コーナーの設置を推進する。	◎	
		・地元飲食店における活用の検討	地元小売店や飲食店に対し地場野菜の流通を促進する。		★
		・インターネット販売の促進	インターネットを活用した取引が増えていることから、インターネット取引を促進する。	◎	

(3) 農とふれあいのあるまちづくりの推進

(短期：概ね3年以内に実施する事業 中長期：5年から10年を目途に実施する事業)

◎ 継続重点事業

○ 継続事業

☆ 新規事業

★ 新規重点事業

施策の柱		施策の内容	具体的な事業内容	短期	中長期
(1) 農とふれあう場を確保する	ア 農業体験の推進	・農業体験学習の推進と整備	児童等を対象とした農業体験学習事業の充実と推進を図る。	○	
		・学童農園等の整備	土に親しみ、貴重な農業体験ができる場であり、総合的な学習の一つの形態として推進を図る。	○	
		・水稻栽培体験の充実	農業生産や農地の役割を学ぶ教育のより一層の充実を図る。	○	
	イ 多様な交流の場づくり	・市民農園の利用促進	市民が土に親しむ機会と農業理解の増進を図る。	◎	
		・体験型市民農園の利用促進	農家が生産緑地内の農地において、自ら開設する体験型市民農園の計画的増設を推進する。	◎	
		・身近な観光農園の利用促進	みかん、なし、リンゴ狩り、ブルーベリーの摘み取りなど、市民が身近で観光的な農業体験ができるよう観光農業の推進を図る。	◎	
		・農ウオークなど農とのふれあい事業の実施	農産物や農のある風景を観察しながら農地を巡る農ウオークの開催を実施する。	☆	

(2) 農家との交流を深める	ア 農業情報の提供	・農業者団体などが作成する農業情報づくりの支援	農業者団体や農業者・市民が主体となって作成する農業情報づくりを支援する。	○	
		・農業委員会が発行している「農業委員会報」の充実	農業委員会報の内容を充実させ、広く市民に農業情報を発信する。	◎	
		・市のホームページ、広報紙等の活用による農業情報の提供	市民の地産地消を推進するために、広報紙や市ホームページで農業情報を発信する。	◎	
		・農業者開設のホームページの支援	自ら農業者が開設するホームページの作成を支援する。	○	
		・各種農産物販売所マップの更新等の情報の充実	農産物直売所のマップ内容の変更等の情報を促進する。	◎	
		・市情報コーナーにおける農業情報の充実	農業情報関係紙の充実を図る。	○	
	イ 市民との交流機会の拡大	・農業まつり等を通じた市民との交流の充実	都市農業や地場農業のPRの拡大を図るために農業まつりを充実させる。	○	
		・各種イベントとの連携促進	各種イベントを積極的に行い、消費者に伝えるキャッチフレーズなどを用いながら農業・農産物のPRを図る。	○	
	ウ 食文化の継承、発展	・地場農産物を活用した料理を提供する場の検討	地場農産物を活用した食に関する講習会等の場の確保を支援する。	○	
		・農家と市民との交流による伝統料理の継承	消費者との交流機会を拡大し、うどん、漬物等の伝統料理の継承と発展を図る。		○

(3) 農 の あ る ま ち づ く り を 推 進 す る	ア 農地の多面的機能の発揮	・緑の基本計画等関連計画による農地の保全	農地は、農産物の供給と良好な都市環境の形成に資するオープンスペースとしての機能を持っており、これらの観点からも緑の基本計画等との整合性を図りながら農地を保全する。		○
		・農地の防災、緑地機能としての活用	農地は、災害時の一時避難場所としての役割も発揮することから、災害時における農地使用の提供を推進する。	◎	
	イ 農地及び農地周りの環境美化の推進	・農地へのごみ投棄の防止対策	市民に農地の役割を周知するとともに、ゴミ投棄防止の徹底を図る。	◎	
		・農地周りの植栽事業の市民参加による美化の推進	地域環境の美化を進めるために、植栽事業の市民参加の方策を検討する。		○
	ウ 農業景観の保全、形成	・農業景観の情報収集と提供	農地や農業景観は、市民にとっても貴重な環境であり、市民に周知し、農業景観づくりを進める。		○
		・生け垣、屋敷林、農地周辺の環境づくり	市民と農業者の協働による生け垣、屋敷林、農地周辺の環境づくりを推進する。		○
	エ 落ち葉の堆肥化事業の推進	・公園、狭山丘陵等の落ち葉の回収農家の拡大	落ち葉の地域資源を有効活用した堆肥化を推進する。	○	

第5章 農業振興計画の実現に向けて

第5章 農業振興計画の実現に向けて

本市の農業振興計画の実現は、行政のみならず、農業に関わる各団体の役割が重要であることから、「計画推進体制の確立」「農業支援体制の強化」を図るとともに、「計画実現に向けた各主体の役割」を掲げ、武蔵村山市農業振興計画の実現を図るものとする。

1 計画推進体制の確立

市民の農業に対する理解を深めるための施策を推進するとともに、農業者、ＪＡ、市民、行政の協力体制及び行政内の連絡体制の充実を図る。

（１）計画推進組織の確立

本計画に関わる農業者・農業団体、ＪＡ、市民・市民団体、民間団体、行政等からなる計画推進組織を設置し、お互いの役割を確認し、各施策の具体化に向けた取組を連携して進める。

（２）庁内体制の確立

本計画は、農業を中心として、地域環境、教育、まちづくり等多岐にわたる施策を提案している。そのため、関係部課との定期的な協議や、調整、連携を進め、計画の実現を図るものとする。

2 農業支援体制の強化

本市における持続的な都市農業の発展を進めていくためには、税制度等の改善を都や国に要望するとともに、農業に安心して従事できるような新たな制度の検討等支援体制の強化を図る。

（１）税制改善の働きかけ

農業継続上、最も大きな問題となっている税の負担については、農業用施設の相続税緩和や、相続税納税猶予制度の改善、国の補助制度の導入等について関係団体と連携を図り国等へ要望する。

(2) 新たな制度の創設や東京都の農業施策の活用

生産緑地に対する農業施策や都市農業の持つ多様な機能を評価し、都市農地存続のための新たな制度の創設や東京都の農業施策と連携し、本市農業の振興を図る。

3 計画実現に向けた各主体の役割

武蔵村山市農業振興計画を推進するために、農業者、ＪＡ、市民・消費者、行政をはじめとする農業関係団体の各主体は、それぞれの役割に応じた取り組みを行い、相互理解と信頼関係に基づく協同関係を築くものとする。

《農業者》

- ・ 市民・消費者から信頼される活力と魅力ある農業の確立に努める。
- ・ 地域の環境・景観に配慮した適正な農地管理を進めるとともに、環境保全型農業に努め、新鮮で安全な農産物の生産に努める。
- ・ 市民・消費者との交流を図り、多様な流通チャンネルを活用して安定的な市場出荷や直売などの地産地消に積極的に取り組み、市民・消費者に新鮮で安心できる農産物を供給する。
- ・ 農地・農業を地域の貴重な資源と認識し、農のあるまちづくりに貢献する。

《Ｊ Ａ》

- ・ 農業者への農業技術の指導や農業経営改善指導に努める。
- ・ 都市農業を持続的に発展させる立場から、農業者に対して適切な資産管理の支援を行う。
- ・ 農業者、市民・消費者、行政との間の円滑な協力関係の育成に努める。

《市民・消費者》

- ・ 農地・農業の社会的役割を認識し、農地の保全、環境保全、農産物の生産維持などについて、市や農業生産者、ＪＡに提言し、協力する。
- ・ 当市の農業振興に寄与するため、市内で生産された農産物の購入に努める。
- ・ 多様な農業体験、食育教育、農業まつりなどを通して、積極的に農業者と交流を図る。

《農業委員会》

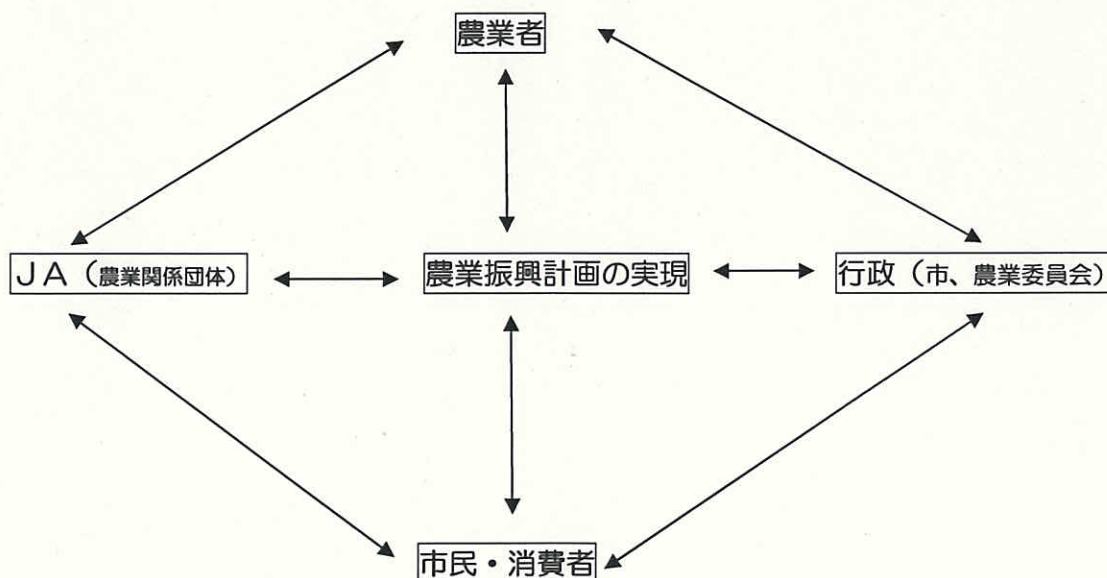
- ・ 農家の経営相談に対応するとともに、生産緑地等の農地の保全と確保等に積極的に取り組む。
- ・ 行政と連携し、計画内容を具体化する。
- ・ 計画推進に必要な行政への意見の公表、建議をする。

《行 政》

- ・ 東京都やＪＡなど関係機関及び市内部の関係部課や市内農業者団体との連携を図りながら、活力と魅力ある農業の推進を目指した施策と農地の多面的機能を活用した施策を実施する。
- ・ 農業者、市民・消費者、ＪＡ、東京都などの関係機関との間の円滑な協力関係を育成し、相互間を調整する役割を果たすものとする。
- ・ 農業情報提供、普及啓発、研修、助成事業等の手段を講じながら、農業者の生産・販売、農地の保全への支援及び、市民・消費者と農業者の相互理解や交流を進める。

4 計画推進の役割と連携

農業者、ＪＡ、行政の各々の役割と責務のもとに、市民・消費者を含めた相互理解と信頼に基づく協力関係を構築し、連携して推進に取り組むものとする。



第6章

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

第6章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

農業経営基盤強化促進法第6条に基づく「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を定めるために、同条第2項に掲げられた必要な事項を定める。

1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

(1) 育成目標等

本市の農業は、急速な都市化に伴う生産環境への影響などの問題に直面しながらも、大消費地にある利点を生かした野菜や果樹の生産を活発に行ってきた。販売形態も、市場出荷を中心に個人や共同直売などを通じ市民への生鮮農産物の供給に大きな役割を果たしてきた。

農業従事者の高齢化と後継者不足の状況の中で、営農条件の変化と市民の農業に対する関心の高まりに、積極的に対応する新しい武蔵村山農業を形成するため、今後は、農業経営基盤の強化を図りながら、都市農地の減少に生産性の向上で対応するとともに、消費者ニーズに合った農産物の提供、特徴ある農産物づくりに取り組み、安全な農産物の生産につながる環境保全型農業の形成を図る。

また、家族経営協定の推進を図ることによる経営の改善や市民と生産者が直接ふれあう機会の創出を目指して、農業者の経営の安定と所得の向上を図る。

(2) 農業構造の変遷

本市は東京都心部から北西へ約35km圏に位置し、北部の緑豊かな狭山丘陵から南部地域にかけて全体的に緩やかな平坦地となっている。

水田は、狭山丘陵の一部を除いて、水利には恵まれないため少なく、関東ローム層からなる平坦な農地で、主に農業が営まれてきた。

昭和45年の時点では、「酪農」、「茶」が農業の中心を占めており、現在、主流を占める「野菜農家」は少なかった。

農家は、都市化の流れの中でいち早く兼業化が進んできたが、近年は、自給的性格の強い農家と、都市の立地条件を生かした地産地消型の農家へと二分している。また、農業は、農産物価格の低迷による農業所得の減少と、後継者不足による農家戸数の減少、農業従事者の高齢化が進行し、依然として、農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっている。

(3) 経営目標等

本市は、このような農業構造の変遷等から、魅力のある農業、やりがいのある職業となるよう、概ね10年後における農業経営の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な農業経営の指標としては、東京都が平成13年12月に策定した東京都農業振興プランや周辺市町村における優良な経営の事例等を踏まえて、年間労働時間の目標は、主たる農業従事者と補助的従事者1人からなる家族経営を基本にして、農業者の健康や余暇時間を確保する観点から、農作業の省力化対策を積極的に進めるとともに、経営に合わせパートタイマーや援農などの活用により、主たる農業従事者1人当たりの年間労働時間は1,800時間と設定する。

年間農業所得の目標については、農業を主とする農業者については、他産業と遜色のない所得水準を確保することを目標に、概ね年間600万円から1,000万円、経営規模の拡大や集約的な農家への転換が困難な農業経営体や兼業農家は概ね年間300万円以上の所得水準を確保する。

■ 効率的かつ安定的な農業経営の年間所得及び年間労働時間目標

目標項目	前計画の目標	新計画の目標
労働時間	1,800時間/人	1,800時間/人
農業所得	1,000万円/戸	300・600・1,000万円/戸

市は、農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体等が地域の農業の振興を図るために行う自主的な活動を援助し、農業経営の発展を目指す意欲と能力のある農家については、農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、農業委員会、農業改良普及センター及び農業協同組合等が連携して指導等を行うために、必要に応じて合同会議等を開催し支援を推進することとする。

また、効率的な農業経営を行うために、農業者が農業経営改善計画を作成し、自らの農業の将来についての選択、判断を行うように誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、市内に不耕作農地がある場合は、農業委員会が積極的にあっせんを進める。

また、農業従事者の高齢化や担い手の不足により遊休化、低未利用化している農地については、今後そのようなおそれがある農地を含め、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体（以下「認定農業者」という。）への利用

集積を図るとともに、積極的に農地の利用集積及び農業上の利用の増進を図る。

さらに、農地賃貸による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大の促進を図り、農業委員会及び農業協同組合等と連携を密にして、農地賃貸と農作業の受委託の促進が一体となる、意欲的な農業者の経営規模拡大に努める。

集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及センターの指導のもとに収益力の強化や新規作目の導入を推進する。

なお、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や女性ならではの意欲と能力が十分発揮できるよう、家庭における役割分担を明確にしたうえで、家族経営協定のPRを促進する。

市では、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対しては、認定農業者制度の普及を図るとともに、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等が連携して支援を行うための体制を整備し、資金支援やその他の農業経営基盤の強化を促進するための支援措置を実施する。

2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

(1) 農業経営の分類

本市における農業経営を大きく分類すると、次のように類型することができる。

ア 露地・施設の野菜栽培を中心とした農業経営

消費者は、安全・安心で新鮮な野菜を求めていることから、有機、減農薬・減化学肥料栽培された野菜の生産を推進するとともに、環境と調和のとれた農業生産を進める。

消費地と直結した都市農業の特性を生かし、露地と施設栽培を巧みに組み合わせ、限られた農地を生かした農業経営を推進する。

また、農業機械及び施設の改善を行い、農作業の省力化を図るとともに、野菜の端境期対策として、1年を通して野菜が安定供給できる周年栽培を行い、農業経営の安定化を推進する。

さらに、認定農業者の普及や家族経営協定の推進により、計画的な農作業を行い、農業経営の安定化を図り農業後継者の確保・育成を図る。

イ 果樹を中心とした農業経営

みかん、なし、りんごなどは、栽培技術の高度化、高品質化などにより栽培が行われて、販売方法はほとんどが個人直売、もぎとりや宅配により販売されている。今後は、消費者の購入意欲を高める魅力的な商品の開発と、スーパーなどの販売を前提とした契約栽培、共同直売所での販売やインターネット販売など、多様な販路の開拓を進める。

また、ブルーベリーなどの新たな栽培を推進、育成するとともに、直売所を活用した地産地消など観光型農業を推進し、野菜直売と組み合わせて、市民への供給を進める。

ウ 畜産を中心とした農業経営

近年、都市化による住宅建設などにより、飼育環境問題などの影響で畜産農家が大幅に減少しているが、安全・安心で質の高い畜産物を生産するとともに、消費者にも喜んでもらえる加工品の開発を進める。

今後は、家畜排せつ物の堆肥を園芸農家へ供給できるようなシステムづくりなどを推進し、環境に配慮した経営を推進する。

エ 茶を中心とした農業経営

平成11年度には、都補助事業を活用した「ブランド化推進事業」を実施し、計画的な生産基盤施設整備等を強化した。今後は、安全・安心

な食品を求める消費者のニーズに応えるため、農薬や化学肥料の使用を減らした茶生産を推進し、農業まつりや各種イベント等で市内産の茶のPRと販売を積極的に推進する。

オ 花きを中心とした農業経営

観賞用などとしても大変需要が高いため、今後も施設化による生産性の向上と、従来の市場出荷に加え、直売、インターネット等により販路の拡大を図る。

カ 植木を中心とした農業経営

都市緑化の産業である植木については、公共事業の減少や景気の低迷により、需要が低下しているため、需要と将来性が見込まれる樹種を選んで生産し、各種イベント等での市内産植木の、市民へのPRと販売を積極的に推進する。

(2) 営農モデルの設定

営農モデルの設定については、平成17年に行った農業センサス、平成18年の農家意向調査及び東京都農業振興プランを踏まえ、主に武蔵村山市の農業を担っていく、中核的な農家等の農業経営体のモデルを次のとおり設定する。

これらの営農モデルを実現するために、優良農地の保全、担い手の確保と育成、市民ニーズに即した生産、流通体制づくり等の施策を推進する。

● 農業所得・販売目標別経営体モデル

- 1 武蔵村山の農業をリードする経営体モデル（所得目標1,000万円）
- 2 地域の農業を担う経営体モデル（所得目標600万円）
- 3 農業の広がりを支える経営体モデル（所得目標300万円）

● 経営モデルのタイプ

- I 安心・新鮮・旬を基調とした農業者の顔の見える農畜産物を供給する農業
- II 市民の生活を支える農畜産物を安定的に供給する農業
- III 環境と調和した農畜産物の生産と持続可能な社会づくりに貢献する農業
- IV 市民の交流やふれあい・やすらぎを提供する農業
- V 地域産業の一翼を担う農業・地域産業と連携を進める農業

1 所得目標：1,000万円 武蔵村山の農業をリードする経営体モデル

分類	タイプ	営農モデル	経営耕地及び作付面積 (a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
野菜	II	土地利用型野菜と集約型野菜の市場出荷を主とした経営	150 (施設30) 300	3	だいこん、ほうれん草、こまつ菜、キャベツ、ブロッコリー、トマト、きゅうり、なす	トラクター、シーダー マルチャー、移植機、 予冷库、洗浄機
野菜	II	こまつ菜等の市場出荷を主とした経営	100 (施設40) 300	2+ 雇用 0.5	こまつ菜、ほうれん草	パイプハウス、トラクター、野菜洗浄機、予冷库、自動包装機
果樹	I	なし、みかん等の直売を主とした果樹経営	80 80	2+ 雇用 0.5	なし、みかん、りんご、ぶどう	トラクター、スピード スプレーヤー、かん水 施設、防葉施設、直売 施設
花き	II	花壇用苗物を主とした市場出荷を行う経営	50 (施設30) 100	2+ 雇用2	花壇用苗物、野菜苗	パイプハウス、は種 機、自動土入れ機、鉢 用土混合機、土壌消毒 機
植木	II	緑化木の生産と流通を行う経営	150 150	2+ 雇用 0.5	ハナミズキ、モミジ、 ベニカナメ	パワーショベル、 育苗ハウス、動力噴霧 器、粉碎機
茶	II	生葉生産と加工・販売を行う一貫経営	200 200	2+ 雇用 0.5	茶	乗用型整枝摘取機、管 理機、防霜ファン、製 茶機械
畜産	I IV	酪農と自家製乳製品の直売を組み合わせた経営	経産牛 (20頭)	2人 (雇用 含む)	生乳 乳製品	牛舎、堆肥舎、サイロ、 搾乳機器、トラクター

果 樹 複 合	I	観光果樹園と野菜を 組み合わせた複合経 営	100	2+	なし、ぶどう みかん 野菜類	トラクター、スピード スプレーヤー
	IV		150	0.5		

2 所得目標：600万円 地域の農業を担う経営体モデル

分 類	タ イ プ	営農モデル	経営耕地及 び作付面積 (a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設
野 菜	I II	多品目野菜の直売経 営	80 120	2	トマト、なす、きゅう りほうれん草、こまつ 菜	パイプハウス、トラク ター、予冷库、は種機、 動力噴霧器、直売施設
野 菜	I III	有機農産物等の認証 を受けた野菜の契約 出荷経営	100 200	2+ 雇用1	だいこん、ほうれん 草、こまつ菜、キャベ ツ、にんじん	パイプハウス、トラク ター、トレンチャー、 堆肥盤
野 菜	I II	集約的作目の契約や 直売を主とする野菜 経営	50 (施設40) 250	2	葉菜類、果菜類	パイプハウス、予冷 庫、は種機、動力噴霧 器
野 菜	II	軟弱野菜を主とした 市場出荷経営	50 (施設40) 250	2	こまつな、ほうれん 草、 えだまめ	パイプハウス、予冷 庫、は種機、動力噴霧 器
果 樹	I	なし、みかん等を主と した経営	60 60	2+ 雇用 0.5	なし、みかん、りんご、 ぶどう	トラクター、スピード スプレーヤー、かん水 施設、防葉施設、直売 施設
果 樹 複 合	I IV	観光果樹園と野菜を 組み合わせた複合経 営	80 120	2+ 雇用 0.5	なし、みかん、りんご、 ぶどう	トラクター、スピード スプレーヤー、直売施 設

3 所得目標：300万円 農業の広がりを支える経営体モデル

分類	タイプ	営農モデル	経営耕地及び作付面積 (a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設
野菜	I V	庭先販売や共同直売 所を利用した経営	50 150	2	トマト、きゅうり、 えだまめ、なす	トラクター、動力噴 霧器、防葉資材

3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標、及び10年後の農家戸数、中核的農家数、耕地面積を示すと、概ね次のとおりとなる。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標 33.4%

本市の農家が所有している市街化調整区域内農地については、約35.1haであり、この分の面積は、中核的な農家(60戸)全体で保全するものとする。

市街化区域内農地は全体で158ha、農家数は382戸で、1戸当たり41.4a($158\text{ha}=15,800\text{a}/382\text{戸}\div 41.4\text{a}$)となる。

中核的な農家についても、1戸当たり41.4aの市街化区域内農地を所有し、中核的な農家数を60戸とすると、市街化区域内農地は、全体で約25.0ha($41.4\text{a}\times 60\text{戸}=2,484\text{a}\div 25.0\text{ha}$)となる。

以上により、中核的な農家の目標農地集積面積は、市街化調整区域内農地と市街化区域内農地を合計すると60.1ha($35.1\text{ha}+25.0\text{ha}$)となり、10年後の目標経営耕地面積を180haとして、10年後(平成29年)の中核的な農家の目標農地集積率は、概ね33.4%($60.1\text{ha}/180\text{ha}\times 100=33.4\%$)と設定する。

(注) ア 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェア」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用面積のシェアの目標である。

イ 目標年次は概ね10年先とする。

ウ 農業センサス、多摩の農業統計及び農家意向調査を参考、農業所得目標額が300万円以上と想定できる農家を中核的な農家とする。

(2) 農家戸数 330戸

平成17年農業センサスの農家数は382戸であり、平成7年以降の農家戸数は概ね、年5戸程度の割合で減少しており、この減少率で推移すると、10年後の平成29年後の農家戸数は332戸($382\text{戸}-5\text{戸}\times 10\text{年}$)前後になると予想される。今後さらに高齢化が進み、病気やけが等で農業経営が難しくなることも予想される。

これらを勘案して、平成29年の農家戸数は、概ね330戸と設定する。

(3) 耕地面積 180ha

本市の経営耕地面積は235haであり、農地転用面積をみると、平成9年以降概ね4.6haの面積が転用されており、今後もこの減少率で推移すると、10年後の平成29年の経営耕地面積は、189ha(235ha-4.6ha×10年)と想定される。さらに高齢化等を考慮すると、平成29年の耕地面積は、概ね180haと設定する。

(4) 中核的農家数 60戸

農家意向調査及び農業センサスから推測して、中核的な農家は、農家継続意識が高く、効率的で安定的な農業経営を行う農家として、農業後継者団体である農友会構成員が37人(平成19年現在)であること、農家意向調査では農業所得目標を年間300万円以上と回答した農家が58戸であることから、概ね60戸と設定する。

(農用地利用集積目標算出の概略)

- ・本市の農家の調整区域内農地所有面積：35.1ha
- ・本市の農家1戸当たりの市街化区域内農地所有面積：41.4a



中核的な農家数60戸の目標農地集積面積

- ・調整区域内農地面積：35.1ha
 - ・市街化区域内農地面積：41.4a×60戸÷25.0ha
- 合 計：60.1ha



中核的な農家数60戸の目標農地集積率

10年後の目標経営耕地面積を180haとして、
 $60.1ha / 180ha \times 100 = 33.4\%$

4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、東京都が策定した「東京都農業振興基本方針」に即しつつ、武蔵村山市農業の地域特性、即ち、多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組むものとする。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- 1 利用権設定等促進事業（市街化区域内農地にあつては生産緑地地区に限る）
- 2 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 3 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- 5 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

新青梅街道沿いの南北には農地が点在しており、市内における重要な農業拠点であるとともに、市民に憩いと潤いを与える重要な景観を形成している。

そこで、土地の有効利用を図り、効率の良い農業振興を図るうえで、まちづくりにおける諸計画との整合を図りながら計画的な土地利用を進め、保全すべき農地を明確にし、それぞれの利用集積を図る。

また、市の南西部に位置する、市街化調整区域（多摩開墾）は、横田基地に隣接し、大規模な農地が保全されている。

この地域は、入作も多く、効率的な土地利用が図れていない状況があるが、作業効率の向上を図り、効率の良い農地の利用集積を図る。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

（1） 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 7 項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次の（ア）から（ウ）までに掲げる場合に応じて、それぞれ（ア）から（ウ）までに定めるところによる。

- (ア) 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合 次のaからfまでに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、a、c、e及びfに掲げる要件のすべて）を備えること。
- a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - c 利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - d その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - e その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
 - f 所有権の移転を受ける場合は、上記aからeまでに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- (イ) 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- (ウ) 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合 その土地を効率的に利用することができるものと認められること。
- イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者がアの（ア）のaからcに掲げる要件（農業生産法人にあっては、a及びcに掲げる要件）のすべてを備えているときは、アの規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ウ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合が利用権の設定等を受けた場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- エ 農業生産法人の組合員又は社員が、利用権設定等促進事業の実施によ

り、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、アの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

オ アからエに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙１のとおりとする。

カ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、ウに規定する農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を併せ行う農業生産法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙２のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

ア 本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地保有合理化法人を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の運用について」（平成5年8月2日付5構改B第848号農林水産省構造改善局長通知。以下「運用通知」という。）別記様式第4号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

イ 本市は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続を進める。

（ア） 当該開発事業の実施が確実であること。

（イ） 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

（ウ） 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期限

ア 本市は、農業経営基盤強化促進法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。

イ 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

ウ 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

ア 武蔵村山市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

イ 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

ウ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

エ イ及びウに定める申出を行う場合において、(4)のウの規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

ア 本市は、(5)のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

イ 本市は、(5)のイ及びウの規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

ウ ア、イに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が

調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

エ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

イ アに規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

エ アに規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係（アに規定する者が農業経営基盤強化促進法第4条第4項に規定する特定法人である場合には、実施主体等との協定に違反した場合には、実施主体は賃貸借又は使用貸借を解除することができる旨の条件を含む。）

オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

カ アに規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)のイに規定する土地ごとに(7)のアに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)アの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち

(7) のアからオまでに掲げる事項を本市の掲示場へ掲示して公告する。

(10) 公告の効果

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準
その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

- (エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- (オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- (カ) その他必要な事項
- イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。
- (5) 農用地利用規程の認定
 - ア (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき農業経営基盤強化促進法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。
 - イ 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するとき、農業経営基盤強化促進法第23条第1項の認定をする。
 - (ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - (イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - (ウ) (4) の(エ) に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - (エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程に定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
 - ウ 本市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示場へ掲示して公告する。
 - エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更について準用する。
- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
 - ア (5) のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地域内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業生産法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業生産法人を除き、農業生産法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を

得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

(ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

(イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

(ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

ウ 本市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のアの認定をする。

(ア) イの(イ)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

(ウ) イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

エ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

ア (5)のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体に

あつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 本市は、(5)のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業

の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤強化を促進するために必要なその他の関連施設との連携

本市は、地域の農業の振興に関する施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、1及び3で掲げた目標や2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会及び農業協同組合は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとする。

5 遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項

1 遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地並びにこれらの農地のうち農業上の利用の増進を図る必要があるものの所在

(1) 遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地

本市における遊休農地は、2005年農業センサスでは、総計0.48haとなっている。また、今後10年間を見通して、遊休農地となるおそれがある農地については、後継者が見込まれない高齢農家の営農の見込み、土地持ち非農家の農地の貸付意向、認定農業者等担い手の状況等から判断するものとする。

(2) 要活用農地

遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地（以下「遊休農地等」という。）のうち、今後、担い手へ利用集積するなど地域農業の振興を図る上で重要であり、農業上の利用の増進を図る必要がある農地（以下「要活用農地」という。）と位置付ける。

遊休農地等及び要活用農地の具体的な所在等については、今後、農業委員会等と協力し把握していく。

(3) その他

遊休農地等のうち要活用農地以外に区分された農地については、地域の状況等により、林地化や景観形成作物の作付け等農業生産以外の利用を進めるものとする。

2 認定農業者に対する要活用農地の利用の集積その他要活用農地の農業上の利用の増進を図るための施策に関する事項

(1) 要活用農地の農業上の利用の増進に関する基本的な取組

ア 本市は、要活用農地について利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業の実施を促進する事業等、遊休農地の発生防止・解消のための事業を積極的に実施するとともに、農業委員会等との連携を図り担い手への利用集積を進めるものとする。

イ 武蔵村山市農業委員会は、要活用農地について定期的に巡回・点検を行い、特に必要があると認めるときは、当該要活用農地の所有者又は当該要活用農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「使用収益権者」という。）に対し、農業上の利用の増進を図る旨の指導を行うとともに、当該要活用農地に利用権の設定等を行うことが望ましいと考えられる場合は、相手方の紹介、あっせん等を行う。

ウ イの指導をした場合においてもなお当該指導に係る要活用農地が相当期間耕作の目的に供されないとき、又は当該指導をすることができない

ときは、市に対し、当該要活用農地が特定遊休農地である旨の通知をするよう要請するなど必要な措置を構ずるよう積極的に働きかけるものとする。

エ 働きかけを受けた市は、農業経営基盤強化促進法第27条の2第1項の規定に基づき、当該要活用農地の農地所有者（使用収益権者がある場合には、その者。以下「農地所有者等」という。）に対する特定遊休農地である旨の通知又は農地所有者等を確知することができない場合における特定遊休農地である旨の公告を行う。

また、特定遊休農地である旨の通知を受けた農地所有者等が、農業経営基盤強化促進法第27条の2第2項の規定に基づき届け出た計画に、当該特定遊休農地の利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の記載があるときは、本市は、農業委員会にその旨を通知し、農業委員会による調整活動を促すなど、農業委員会、農業協同組合等関係機関及び関係団体との連携の下、要活用農地の認定農業者等への利用集積の促進その他要活用農地の農業上の利用の増進に係る対策を講ずるものとする。

オ 上記アからエまでの措置によってもなお基本構想の達成に支障が生ずるおそれがあると認められる場合、市長は、農業経営基盤強化促進法第27条の3第1項の規定による特定遊休農地の農業上の利用の増進に関する勧告をするものとする。

カ オの勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、市長は、当該勧告に係る特定遊休農地の利用権の設定等を希望する本市又は特定農業法人のうちから利用権の設定等に関する協議を行う者を指定して、その者が利用権の設定等に関する協議を行う旨を当該勧告を受けた者に通知するものとする。

なお、指定については、次の（ア）又は（イ）に掲げる区分に応じそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に対し行うものとする。

（ア） 当該勧告に係る特定遊休農地が、特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域内にある場合当該特定農用地利用規程において定められた特定農業法人

（イ） （ア）に掲げる場合以外の場合 武蔵村山市

キ 力の規定により協議を行う者として指定された者は、次に掲げる事項について積極的に行うものとし、これらにより特定遊休農地の利用権の設定等を受けた場合には、本基本構想の達成に資するよう当該特定遊休農地の農業上の利用の増進に努めるものとする。

（ア） 力の通知があつた日から起算して6週間を経過する日までの間、当該通知を受けた者と当該通知に係る特定遊休農地の利用権の設定等に関する協議を行うこと。

（イ） 力の規定による協議が調わず、又は協議をすることができないときは、力の通知があつた日から起算して2月以内に、東京都知事に

対し、その協議に係る利用権の設定等につき必要な調停をなすべき旨を申請すること。

- (ウ) (イ)の調停が整わないときは、当該調停の案に係る勧告があった日から起算して6月以内に、東京都知事に対し、当該勧告に係る特定遊休農地について、特定利用権（農地についての耕作を目的とする賃借権をいう。）の設定に関し裁定を申請すること。

ク 本市は、特定遊休農地における病虫害の発生、土石の堆積等の事由により、当該特定遊休農地の周辺の地域における農用地に係る営農条件に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該特定遊休農地の農地所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずるものとする。

ケ クの命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、当該命令を行うべき特定遊休農地の農地所有者等を確認することができないとき等に該当する場合は、本市自らその支障の除去等の措置を講ずる。

なお、支障の除去等の措置に要した費用については、特段の事由がない限り、当該特定遊休農地の所有者等に負担させるものとする。

(2) 要活用農地の計画的解消

本市は、要活用農地については、各種指導や事業の導入により、計画的にその解消に努めるものとする。

6 特定法人貸付事業に関する事項

本市においては、遊休農地及びそのおそれがある農地が相当程度存在しないため、特定法人貸付事業を実施しない。

7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成20年4月1日から施行する。

別紙 1 (4の1の(1)才関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第1条の6第1項第3号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第1条の6第1項第4号の2に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合 農業経営基盤強化促進法第18条第3項2号イ及びハに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号ハに掲げる要件
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 其の土地を効率的に利用することができると認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 其の土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙 2 (4の1の(2) 関係)

(1) 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

ア存続期間 (又は残存期間)	イ借賃の算定基準	ウ借賃の支払方法	エ有益費の償還
1 存続期間は3年（開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間から見て3年とすることが適当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。 2 残存期間は、	1 農地については、農地法第23条第1項の規定により農業委員会が定めている小作料の標準額等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水	1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。	1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実

移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の支払等の定めは、農業委員会が定める農地法第 21 条第 1 項ただし書の承認基準に適合するものでなければならないものとする。	施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき本市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。
--	--	---

(2) 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

ア存続期間 (又は残存期間)	イ借賃の算定基準	ウ借賃の支払方法	エ有益費の償還
(1)のアに同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、(1)のイの3と同じ。	(1)のウ同じ。	(1)のエに同じ。

(3) 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

ア存続期間	イ損益の算定基準	ウ損益の決済方法	エ損益費の償還
(1) のアに同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1 の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	(1) のウに同じ。この場合において(1) のウ中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	(1) のエに同じ。

(4) 所有権の移転を受ける場合

ア対価の算定基準	イ対価の支払い方法	ウ所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。

付属資料編

【目 次】

- 1 武蔵村山市農業振興計画策定検討委員会設置要綱
- 2 武蔵村山市農業振興計画策定検討委員会委員名簿
- 3 武蔵村山市農業振興計画策定検討委員会会議経過
- 4 用語解説

1 武蔵村山市農業振興計画策定検討委員会設置要綱

(設 置)

第1条 武蔵村山市第2次農業振興計画(以下「農業振興計画」という。)を策定するため、
武蔵村山市農業振興計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 農業振興計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、農業振興計画の策定に関し必要な事項。

(組 織)

第3条 委員会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員14人をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 4人
- (2) 農業者の代表 5人
- (3) 消費者の代表 1人
- (4) 東京みどり農業協同組合職員 1人
- (5) 公募による市民 3人

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(任 期)

第6条 委員の任期は、第2条に規定する報告の終了をもって満了する。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、生活環境部産業振興課において処理する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

武蔵村山市農業振興計画策定検討委員会設置要綱(平成8年武蔵村山市訓令(乙)第54号)は、廃止する。

2 武蔵村山市農業振興計画策定検討委員会委員名簿

◎委員長 ○副委員長

委員区分	氏 名	所 属	備 考
職見を有する者	◎北 沢 俊 春	東京都農業会議業務部長	
	井出野 勉	東京都農業振興事務所地域計画担当係長	(H19. 3. 31まで)
	久保田 ま や	東京都農業振興事務所地域計画担当係長	(H19. 5. 9から)
	藤 本 周 一	東京都中央農業改良普及センター主任改良普及員	
	本 木 良 長	東京都酪農協同組合監事	
農業関係者	○加 園 忠 男	農業委員会会長	
	内 野 厚 生	農業委員会職務代理	
	高 橋 公 平	農業経営者クラブ会長	(H19. 5. 22まで)
	福 井 信 雄	農業経営者クラブ会長	(H19. 7. 4から)
	乙 幡 忠 男	農友会会長	(H19. 4. 12まで)
	加 園 光 良	農友会会長	(H19. 5. 9から)
	森 谷 民 子	市内農家の主婦代表	
消費者団体	坂 田 宏 子	武蔵村山市消費生活展実行委員会委員長	
農協団体職員	高 橋 稔	東京みどり農業協同組合村山支店次長	
市民公募者	芦 原 利 治		
	佐 用 泰 子		
	波多野 トシ子		

(任期：平成18年6月28日～平成19年12月18日)

3 武蔵村山市農業振興計画策定検討委員会会議経過

開催日	会議の種別	内 容
平成18年6月26日	平成18年度第1回 検討委員会	計画策定の目的、武蔵村山市農業の概況 を検討
平成18年8月1日	平成18年度第2回 検討委員会	市内の農業視察、農家意向調査及び市民 意識調査の内容検討
平成18年10月20日	平成18年度第3回 検討委員会	農家意向調査及び市民意識調査の結果 を検討
平成18年12月12日	第1回農友会とのヒ アリング	農業振興計画の作成に向けて
平成18年12月19日	第1回農業経営者ク ラブとのヒアリング	農業振興計画の作成に向けて
平成19年1月18日	平成18年度第4回 検討委員会	武蔵村山市農業の現状と課題を検討
平成19年2月27日	平成18年度第5回 検討委員会	武蔵村山市農業の課題及び農業振興の 基本的方向と施策の展開並びに報告書 のまとめの検討
平成19年5月9日	平成19年度第1回 検討委員会	武蔵村山市農業の将来像及び目標の検 討
平成19年7月4日	平成19年度第2回 検討委員会	武蔵村山市農業振興計画の内容の検討
平成19年8月3日	平成19年度第3回 検討委員会	武蔵村山市農業振興計画の内容及び実 現の検討
平成19年8月7日	第2回農業経営者ク ラブとのヒアリング	農業振興計画施策について

平成19年9月14日	第2回農友会とのヒアリング	農業振興計画施策について
平成19年10月9日	平成19年度第4回検討委員会	武蔵村山市農業振興計画の素案の検討
平成19年11月12日	平成19年度第5回検討委員会	武蔵村山市農業振興計画の修正案の検討
平成19年12月18日	市長報告	

4 用語解説

【あ行】

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う生産方式の導入に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた農業者。認定を受けた場合、金融・税制上の特例措置を受けることができる。

【か行】

家族経営協定

家族で行っている農業経営において、経営計画や各世帯員の役割、就業条件等の相互間のルールを文書化して取り決めたもの。

家族経営協定により、女性や後継者等の農業に従事する世帯員の個人の地位や役割が明確化され、経営のパートナーとして位置付けられるよう関係の認識醸成が図られることから、農業経営の近代化を促進していく上で重要な取り組みとなっている。

基幹的農業従事者

15歳以上で自営農業に従事している者のうち、ふだん主に農業に従事している者。

経営耕地

調査期日現在農家が経営している田、畑、樹園地。

耕作放棄地

過去1年以上作付けがなされず、今後数年の間に再び耕作される明確な見込みのない農地。過去1年以上作付けがなされなかったが、今後数年の間に再び耕作される見込みのある土地は不耕作地という。

兼業農家

農業所得を主とする兼業農家（農業収入＞他収入）を「第1種兼業農家」、農業所得を従とする兼業農家（農家収入＜他収入）を「第2種兼業農家」という。

【さ行】

J A

農業協同組合の略称。農業協同組合は、農業者を主たる構成員とし、組合員の農業経営・技術指導を行うほか、資材の協同購入や農産物の共同販売等も行っている。また、預金の受け入れや融資を行う信用事業や共済事業なども行っている。

市民農園

サラリーマンなど都市の住民がレクリエーション目的などで、小面積の農地を利用して自家用の野菜や花を栽培するための農園。

なお、「市民農園整備促進法」において、市民農園は、特定農地貸付法に基づき小面積の農地を非営利目的で短期間都市住民等に貸し付けられる農地、賃貸権等の権利の設定は行わず、農作業の用に供される農地(農園利用方式) これらの農地に付属して設置される農機具収納施設等を合わせていうこととされている。また、市民農園開設の認定(農業委員会)を受けることにより、農地法の特例(農地許可不要)や、都市計画法の特例(開発許可が可能)等といった措置が対象となる。

施設園芸

農作物を自然の気象条件のもとで栽培する一般の露地栽培に対し、温室、ハウスなどの施設を使った栽培のことである。

食 育

食育とは、国民一人一人が、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取り組みを指すものである。

自給的農家

農家のうち、経営耕地面積が30a未満又は農産物総販売金額が50万円未満の農家

食料・農業・農村基本法

食料・農業及び農村に関する施策を総合的・計画的に推進し、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的として、平成11年度に施行された法律。食料の安定供給、農業の多面的機能の発揮等について新たな方向性が示された。

食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本法の基本理念や基本施策を具体化するものとして策定された計画。食料自給率の目標などを含み、おおむね5年ごとに食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、基本計画を見直すことになっている。

専業農家

世帯員の中に兼業従事者が1人もいない世帯、農業収入のみで生活を営んでいる農家。

生産緑地

「都市計画法」による地域地区の一種で、市街化区域内農地において「生産緑地法」に基づき指定する。生産緑地に指定されると、長期の営農が義務付けられる一方、税の軽減措置が受けられる。

相続税納税猶予制度

農地を多く所有する農家にとって、相続税の負担は高額ですが、その高額な相続税の納税を猶予して農業が継続できるようにしている相続税上の制度である。この制度は営農が行われることが前提となっているために、農業経営をやめた場合などは猶予されている税額に加えて、利子税も納めることになる。

【た行】

多面的機能

農業が農産物の生産以外に果たしている様々な役割や機能のこと。さらに都市においては、緑地環境として良好な都市環境を保全し、生活に潤いを与える場所としての機能などを持っている。

宅地化農地

市街化区域で生産緑地の指定を受けていない農地で、宅地並みの課税を受ける農地。

体験型市民農園

市が管理する市民農園とは異なり、農家が開設し、耕作の主導権をもって経営・管理している農園で、利用者は入園料を支払い、園主（農家）の指導のもと、種まきや苗の植え付けから収穫までを体験する農園。

地産地消

地産地消とは、「新鮮で安全な地元産の食材を、地元で消費する」こと。消費者にとっては、生産者の顔が見える安全で安心な、しかも新鮮な食材が提供され、生産者にとっては、流通コストがかからず小規模な生産者でも対応しやすいメリットがある。

トレーサビリティ

農産物や食品が、いつ・どこで、どのように生産、流通されてきたかという情報(生産履歴)を消費者が把握できる仕組み。

東京都農業振興プラン

東京農業の可能性を切り拓き、魅力ある産業としての東京農業を振興する方向を明らかにし、計画的に振興施策を進めるための指針として平成 13 年(2001 年)に策定。農業者や農業団体、区市町村に対しては農業の振興及び地域の活性化を図るための指針として活用できる内容となっている。

特別栽培農産物

国の「特別栽培農産物表示ガイドライン」による農薬や化学肥料を減らして栽培した農産物。農薬・化学肥料の両方を慣行の 5 割以上減らして栽培された農産物だけを「特別栽培農産物」と表示することができる。

特定農業法人

担い手の不足が見込まれる地域において、関係者の合意に基づき、その地域内の農用地について利用権の設定や農作業の委託を受けて、農用地の利用集積を行う農業生産法人であり、税制上の優遇措置を受けることができる。

【な行】

認定農業者

「農業経営基盤強化促進法」の規定により、区市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づき、「農業経営改善計画」を区市町村に提出、認定を受けた農業生産者。

農業委員会

「農業委員会等に関する法律」に基づき市町村に設置される独立の行政委員会で、公選制の下での選挙委員と、選任委員(団体委員、議会推薦)によって構成される農業者の代表機能を有した合議体組織。

農業経営基盤強化促進法

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、育成すべき農業経営の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対して、農用地の利用の集積及びこれらの農業者の経営管理の合理化、農業経営基盤強化を促進するための措置を総合的に講じることを定めた法律。

農業所得

農業粗収入から専従者給与以外の必要経費を除いたもの。

農業経営改善支援センター

全国、都道府県、市町村の各段階で設置されており、認定農業者及び認定指向農業者に

対して、農業経営の規模拡大、生産方式や経営の合理化、農業従事者の態様の改善等について支援・相談活動を実施している。

農業センサス

国際連合食糧農業機関の世界農林業センサス計画に沿って昭和 25 年から始まった統計調査で 10 年ごとに世界農林業センサスとして、その中間年に日本独自で農業センサスとして実施される。

農業ヘルパー

農業従事者の高齢化や人手不足に対応した補助的な担い手として、一定レベルの技能を修得して、有料で農作業を手伝う人材。

農地利用集積

賃貸借や売買等により農地の利用権や所有権を移動し、経営規模の拡大を望む認定農業者等への農地を集積すること。これにより、農地の有効利用や遊休農地の解消を図ることができる。

農業生産法人

農業者などの農業関係者が中心となって組織された農業を行う法人である。農地や採草放牧地を利用して農業経営を行うことのできる法人。

農 家

経営耕地面積が 10a 以上又は過去 1 年間の農産物総販売金額が 15 万円以上の世帯。

農業改良普及センター

普及指導員の活動により得られた知見の集約、農業者に対する情報提供、新規就農促進のための情報提供・相談等を実施する機関。都道府県の判断により設置できる。

【は行】

販売農家

農家のうち、経営耕地面積が 30a 以上又は農産物総販売金額が 50 万円以上の農家。

ブランド化

商品の品質、デザイン、イメージ、信頼感など、他の商品と差別化し、価値を見出すこと。

ポジティブリスト制度

食品への農薬残留については、食品衛生法により残留基準が設定されています。ポジテ

イブリスト制度とは、残留基準の設定されていない農薬が残留する食品の販売等を禁止する制度。

複合経営

農産物販売金額が1番多い部門の販売金額が、総販売金額の6割未満の経営。

【や行】

遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。

表紙の写真:市街化調整区域内の多摩開墾畑

武蔵村山市第2次農業振興計画

平成20年3月

発 行 武蔵村山市

編 集 武蔵村山市生活環境部産業振興課
〒208-8501
武蔵村山市本町一丁目1番地の1
TEL 042-565-1111 (代)